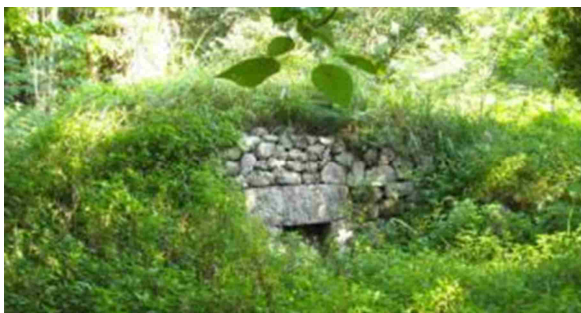
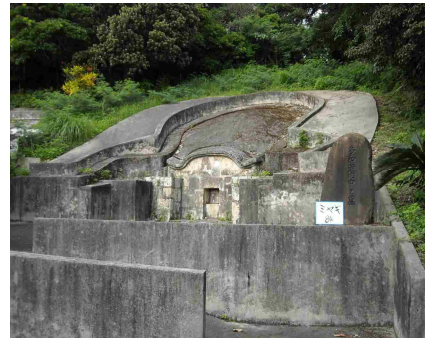
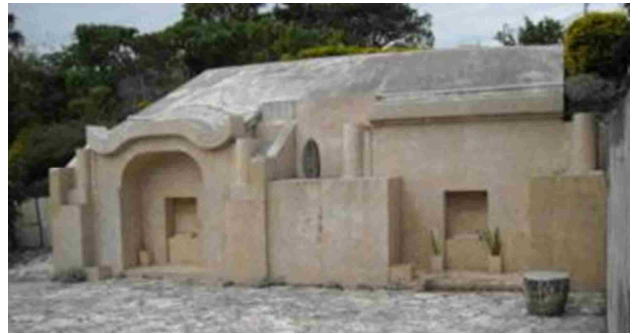


南風原町墓地基本計画書



平成22年3月
南風原町

はじめに

本県の墓制は、土着的な宗教文化と中国文化の融合により形成され、本土とは歴史的・文化的背景が大きく異なります。亀甲墓や破風墓など他県では見られない特徴的な墳墓形態が見られる他、個人で墓地を所有するという慣習があります。

このため、墓地埋葬法が適用されてからも特例として、個人による墓地の取得が認められてきました。このことから、本県では法の周知が図られず無許可のお墓が多く造られています。また、個人による墓地の取得が一般的であったことから、公営の霊園を持たない市町村が多く存在します。

このような中、人口や世帯の増加に伴い家族墓が急増し、都市部では墓地用地が不足し周辺市町村に墓地を求める方が増えています。南風原町においても、東新川地区に墓地開発が進み、町全体の9割に相当する約3,200基のお墓が集積し、環境や衛生問題、地域のまちづくりへの支障が生じています。その他の墓地の分布状況からも、南風原町における既存墓地の問題は那覇市と隣接する町の北部地区に集積しています。

既存墓地を持つ町民の7割は門中墓を使用しています。門中墓は親族で管理することから管理状態も良く、地域資源としても良好なお墓が多く見られることから、このような伝統的なお墓の継承に積極的な方も見られます。

一方、これから南風原町内にお墓を求めたいと考えている方もおり、このような方々へのお墓の提供が課題となります。

現在、墓地の許可申請に関する権限移譲が進められており、南風原町においても対応が求められています。

本計画は、町が今後の墓地行政を行うため、前述した墓地の課題を踏まえ地域の実情に沿った墓地のあり方を示すとともに、墓地の基本方針を策定するものです。

なお、計画の策定にあたって貴重なご意見、ご提案を頂きました「南風原町墓地基本計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、アンケートにご協力いただいた皆様、更に住民説明会に参加いただいた皆様に、厚くお礼申し上げます。

最後に、墓地は住民の生活と深く関わるものであり、計画の実施にあたっては、住民の理解と協力がなければ実現できませんので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 22 年 3 月

目次

はじめに

【序 章】

1 計画策定の背景と目的	1
2 計画策定の内容	1
3 調査の位置づけ	2
4 調査の進め方	2

【本 編】

第1章 南風原町の概況	3
1 人口の推移	3
2 世帯の動向	6
3 土地利用の動向	7
第2章 上位・関連計画の整理	9
第3章 墓地の実態把握	14
1 墓地の概況	14
2 墓地集積地区の状況	24
第4章 住民の意向把握	29
1 調査の概要	29
2 調査結果	30
第5章 墓地需要の推計	55
1 墓地需要推計期間	55
2 墓地の需要予測	55
第6章 課題の整理	60
1 人口世帯の動向から見た墓地の課題	60
2 墓地の実態調査から見た課題	60
3 アンケート結果による課題	60
4 住民説明会の意見整理	64

第7章 基本計画	65
1 基本方針	65
2 基本計画	65
3 区域設定の考え方	69

【参考資料】

1 委員名簿、要綱	73
2 町長への報告	75
3 策定委員会及び検討部会議事録	76
4 アンケート調査票	106
5 住民説明会の意見要約	110
6 公営墓地の先進地事例	116

【序 章】

序 章

1 計画策定の背景と目的

本県の墳墓は、村墓や門中墓、兄弟墓、模合墓など共同体の構成員を合葬する共同墓が主流であったが、近年は家族墓のように家族単位のお墓が急激に増加している。このような家族墓は、少子化の進展によりお墓を継承する人がいなくなる可能性があり、管理されないお墓が増えることが予想される。

また、都市部の墓地用地不足から、周辺市町村において都市部住民の墓地開発が進んでおり、本町では、北部地域において法人霊園等の墓地開発が進み、大規模な墓地集積地が形成され、今後とも増加することが懸念される。

更に、墓地の取得は知事の許可が必要であるが、無許可の墓地が立地するなど、地域の環境への影響も懸念される。

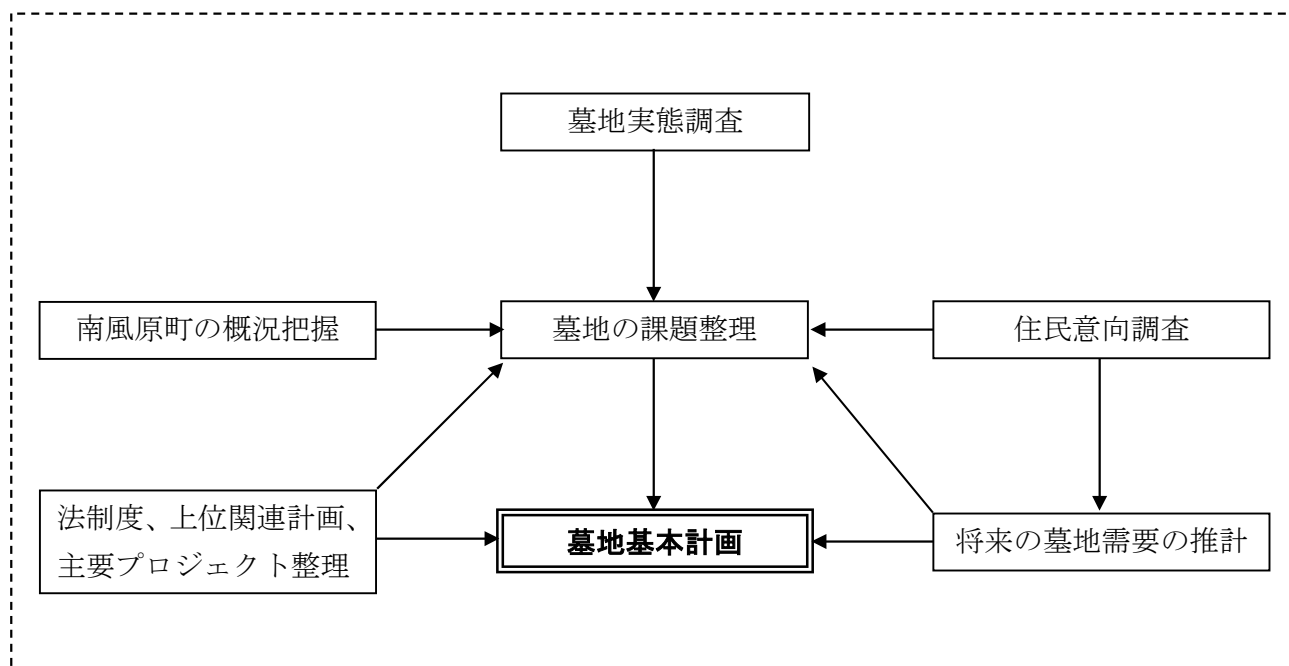
このような状況の中、県は市町村に対して墓地認可事務の権限移譲を進めており、南風原町においても近年中に移譲を受けることになる。

この様な状況を踏まえ、快適な住環境の保全と適切な墓地用地の確保を図るため墓地基本計画を策定するものである。なお、本計画は南風原町が墓地の認可業務を行うための指針としての役割を担うものである。

2 計画策定の内容

本計画は、墓地実態調査を行い墓地に関する基礎資料を整理するとともに、人口や世帯の動向、アンケート調査等による今後の動向を把握し、墓地の課題抽出及び、墓地基本方針の策定を行うものである。

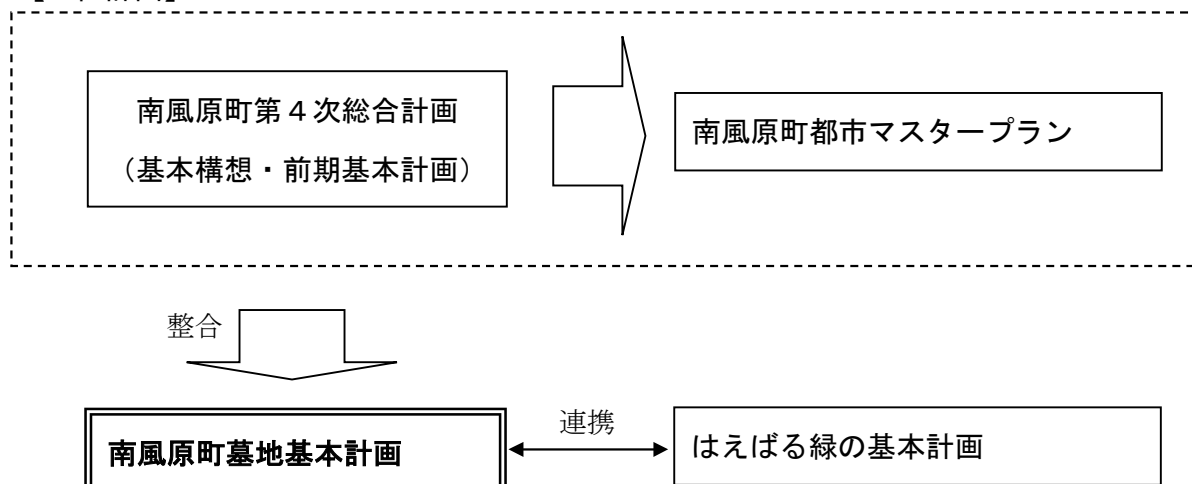
【調査フロー】



3 調査の位置づけ

本計画は、第4次総合計画を上位計画とし、都市マスタープランとの整合性を図るとともに、緑の基本計画と連携し策定するものである。

【上位計画】

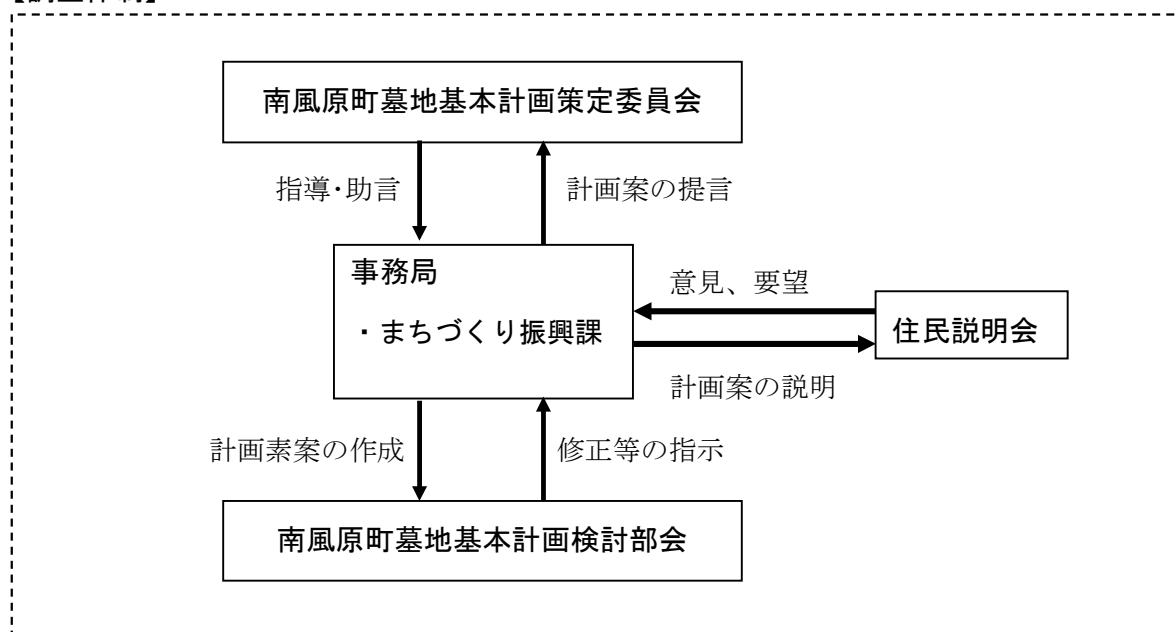


4 調査の進め方

本計画の策定にあたっては、個人墓地区域の設定など住民の理解と協力が不可欠であり住民との協議を重ねながら調査を進めるものとする。

また、本計画の策定にあたっては、沖縄における伝統的な葬送のあり方、少子高齢化に伴うこれからの墓地のあり方などを幅広い見地から意見を頂くため委員会を設置するとともに、都市計画等まちづくりとの整合を図るため、行政内部の検討部会を設けるものとする。

【調査体制】



【本 編】
第 1 章～第 7 章

第1章 南風原町の概況

1 人口の推移

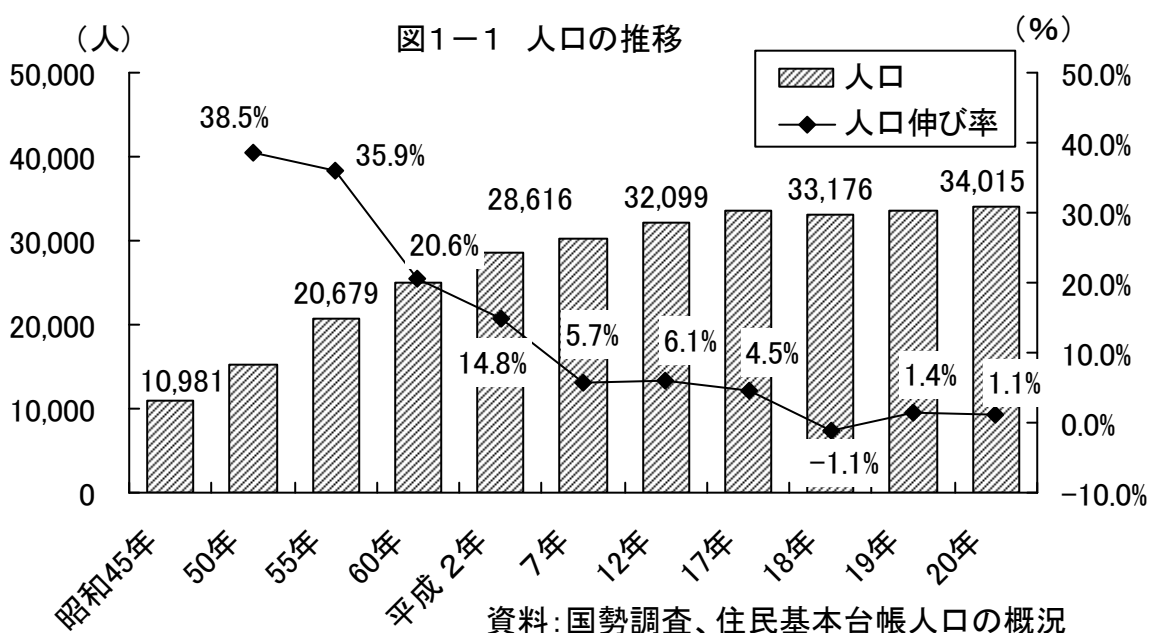
平成20年（住民基本台帳人口の概況データ、3月末時点）における南風原町の人口は34,015人となっている。国勢調査人口の推移（昭和45～平成17年データ10月1日時点）をみると、昭和45年の10,981人から着実な右肩上がりの増加を示しており、平成17年には33,537人と35年間で人口は3倍以上（3.05倍）となっている。

人口の伸び率をみると、昭和45～50年にかけての38.5%以降、伸び率は低下しているものの昭和60～平成2年までは二桁台で推移していたが、平成2～7年以降は10%以下となっており、伸び率は鈍化している。

表1-1 人口及び世帯の状況 単位：人、世帯、%

	人口				世帯		
	総人口	対前年 伸び率	男性	女性	世帯数	対前年 伸び率	1世帯あ たり人員
昭和45年	10,981		5,434	5,547	2,232		4.92
50年	15,212	38.5%	7,642	7,570	3,300	47.8%	4.61
55年	20,679	35.9%	10,465	10,214	4,817	46.0%	4.29
60年	24,937	20.6%	12,599	12,338	6,126	27.2%	4.07
平成2年	28,616	14.8%	14,311	14,305	7,325	19.6%	3.91
7年	30,249	5.7%	15,067	15,182	8,200	11.9%	3.69
12年	32,099	6.1%	15,917	16,182	9,219	12.4%	3.48
17年	33,537	4.5%	16,627	16,910	10,184	10.5%	3.29
18年	33,176	-1.1%	16,481	16,695	10,971	7.7%	3.02
19年	33,645	1.4%	16,723	16,922	11,287	2.9%	2.98
20年	34,015	1.1%	16,888	17,127	11,527	2.1%	2.95

資料：国勢調査（S45～H17）及び住民基本台帳人口の概況（H18～H20）



5歳階級別の人口の推移（平成2～平成17年）をみると、15歳以下の人口の割合は経年的に減少傾向にあり、これに対して65歳以上の人口の割合は一貫した増加傾向を示していることから、少子高齢化の進行が伺える。

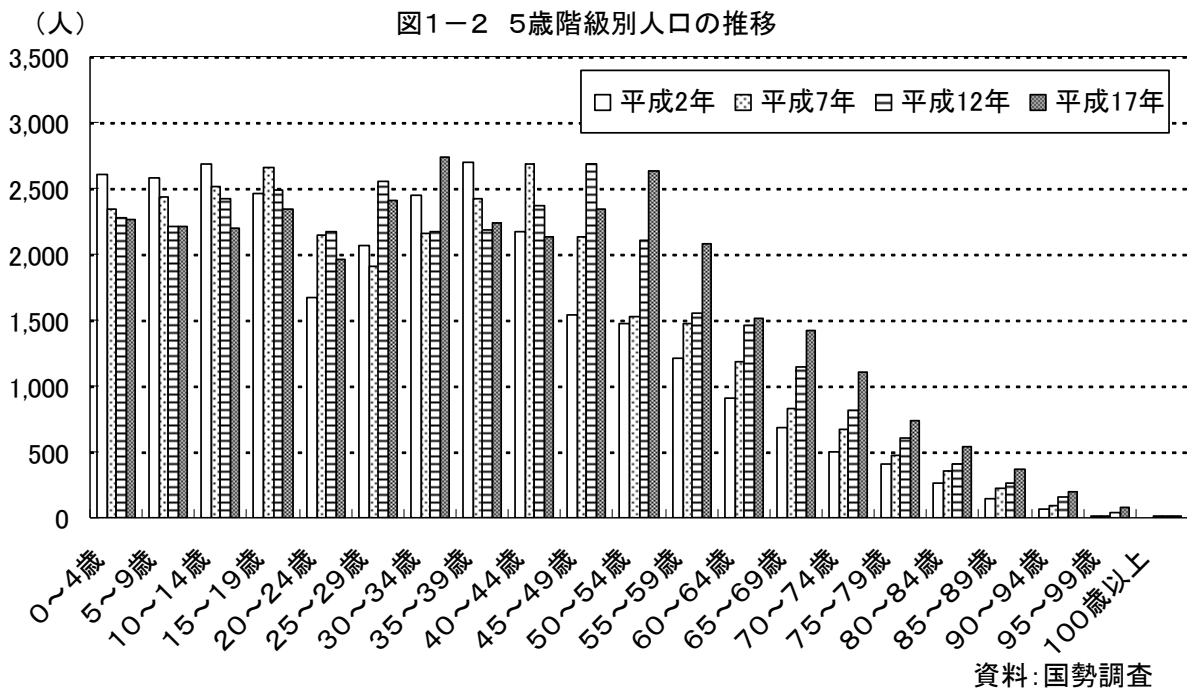
また、県平均との比較では15歳以下人口は割合が高く、65歳以上人口は低くなっている。

表1-2 5歳階級別人口の推移

単位：人、%

	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
0～4歳	2,601	9.1%	2,336	7.7%	2,272	7.1%	2,263	6.7%
5～9歳	2,576	9.0%	2,435	8.0%	2,210	6.9%	2,215	6.6%
10～14歳	2,690	9.4%	2,510	8.3%	2,422	7.5%	2,194	6.5%
小計	7,867	27.5%	7,281	24.1%	6,904	21.5%	6,672	19.9%
15～19歳	2,455	8.6%	2,661	8.8%	2,482	7.7%	2,347	7.0%
20～24歳	1,676	5.9%	2,145	7.1%	2,174	6.8%	1,959	5.8%
25～29歳	2,063	7.2%	1,910	6.3%	2,559	8.0%	2,410	7.2%
30～34歳	2,453	8.6%	2,159	7.1%	2,165	6.7%	2,740	8.2%
35～39歳	2,700	9.4%	2,420	8.0%	2,185	6.8%	2,234	6.7%
40～44歳	2,177	7.6%	2,683	8.9%	2,365	7.4%	2,137	6.4%
45～49歳	1,538	5.4%	2,137	7.1%	2,686	8.4%	2,340	7.0%
50～54歳	1,479	5.2%	1,525	5.0%	2,103	6.6%	2,632	7.8%
55～59歳	1,214	4.2%	1,471	4.9%	1,556	4.8%	2,081	6.2%
60～64歳	903	3.2%	1,183	3.9%	1,459	4.5%	1,514	4.5%
小計	18,658	65.2%	20,294	67.1%	21,734	67.7%	22,394	66.8%
65～69歳	681	2.4%	831	2.7%	1,151	3.6%	1,420	4.2%
70～74歳	494	1.7%	672	2.2%	822	2.6%	1,099	3.3%
75～79歳	407	1.4%	471	1.6%	609	1.9%	738	2.2%
80～84歳	266	0.9%	350	1.2%	406	1.3%	535	1.6%
85～89歳	149	0.5%	223	0.7%	268	0.8%	373	1.1%
90～94歳	69	0.2%	98	0.3%	161	0.5%	203	0.6%
95～99歳	19	0.1%	19	0.1%	37	0.1%	81	0.2%
100歳以上	4	0.0%	10	0.0%	7	0.0%	12	0.0%
小計	2,089	7.3%	2,674	8.8%	3,461	10.8%	4,461	13.3%
年齢不詳	2	0.01%	0	0.0%	0	0.0%	10	0.0%
合計	28,616	100.0%	30,249	100.0%	32,099	100.0%	33,537	100.0%

注：表中の構成比は、四捨五入している為、表示されている値を単純に合計すると、資料：国勢調査
表中の小計及び合計の値と一致しない場合があります。



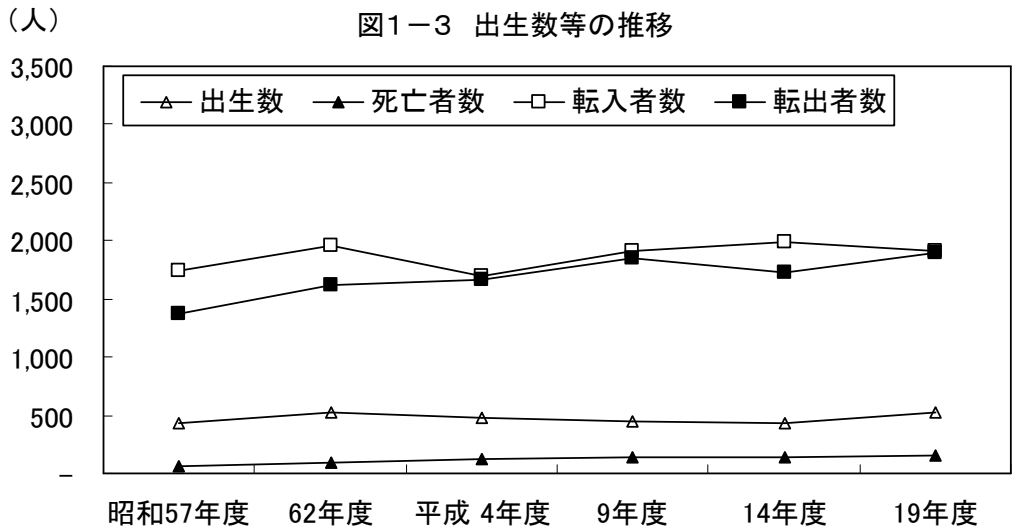
人口動態をみると、昭和57年度から平成19年度まで自然増加（出生数が死亡者数を上回る）と社会増加（転入者数が転出者数を上回る）の両方による人口増加を示している。

しかし、自然動態においては死亡者数の増加傾向がみられ、また、社会動態においても転出者数が増加していることから今後は、人口増加の伸びが落ち着くものと考えられる。

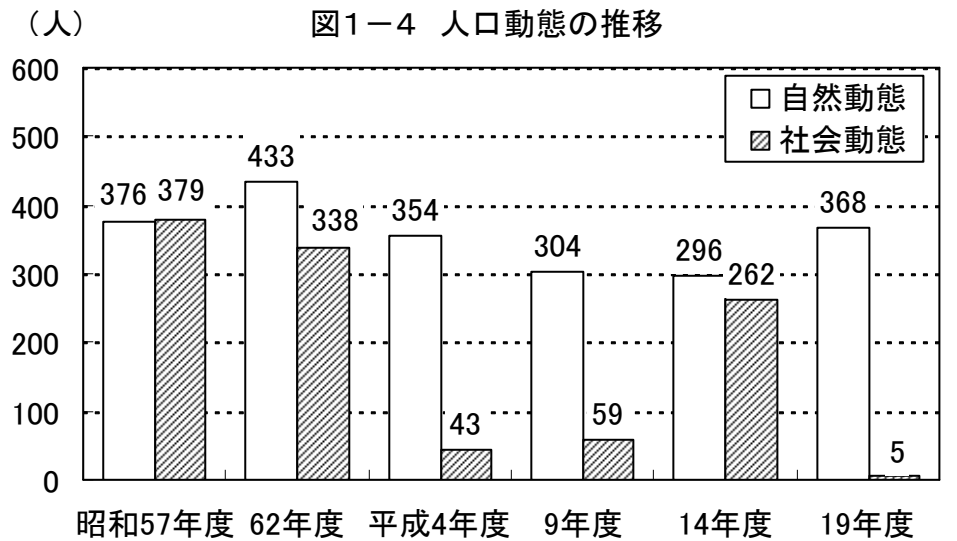
表1-3 人口動態 単位:人

	自然動態			社会動態		
	出生数	死亡者数	増減	転入者数	転出者数	増減
昭和57年度	432	56	376	1,747	1,368	379
62年度	519	86	433	1,951	1,613	338
平成4年度	480	126	354	1,702	1,659	43
9年度	450	146	304	1,911	1,852	59
14年度	435	139	296	1,986	1,724	262
19年度	523	155	368	1,908	1,903	5

資料:住民基本台帳人口の概況



資料:住民基本台帳人口の概況



資料:住民基本台帳人口の概況

2 世帯の動向

世帯数の推移をみると、平成2年の7,325世帯から平成17年の10,184世帯まで一貫して増加しており、この15年間で約2,859世帯の増加となっている。世帯数の増加に対し一世帯あたりの人員は、逆に平成2年の3.91人から平成17年には3.29人と一貫した減少傾向となっている。

世帯構成では、核家族世帯と単独世帯の割合が平成2年の86.5%から平成17年には89.4%となっており、核家族化の進行が伺える。また、総世帯数に占める高齢者世帯の状況をみると、平成2年の322世帯（4.4%）から平成17年には915世帯（9.0%）と約2倍以上（2.84倍）増加している。

表1-4 世帯の状況

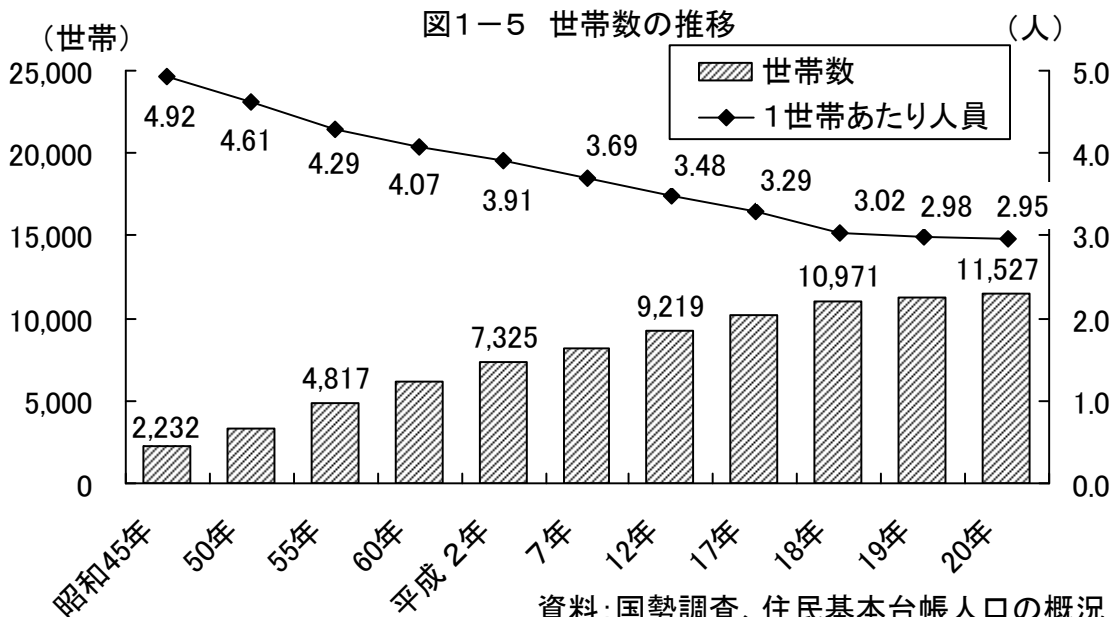
単位：世帯、%

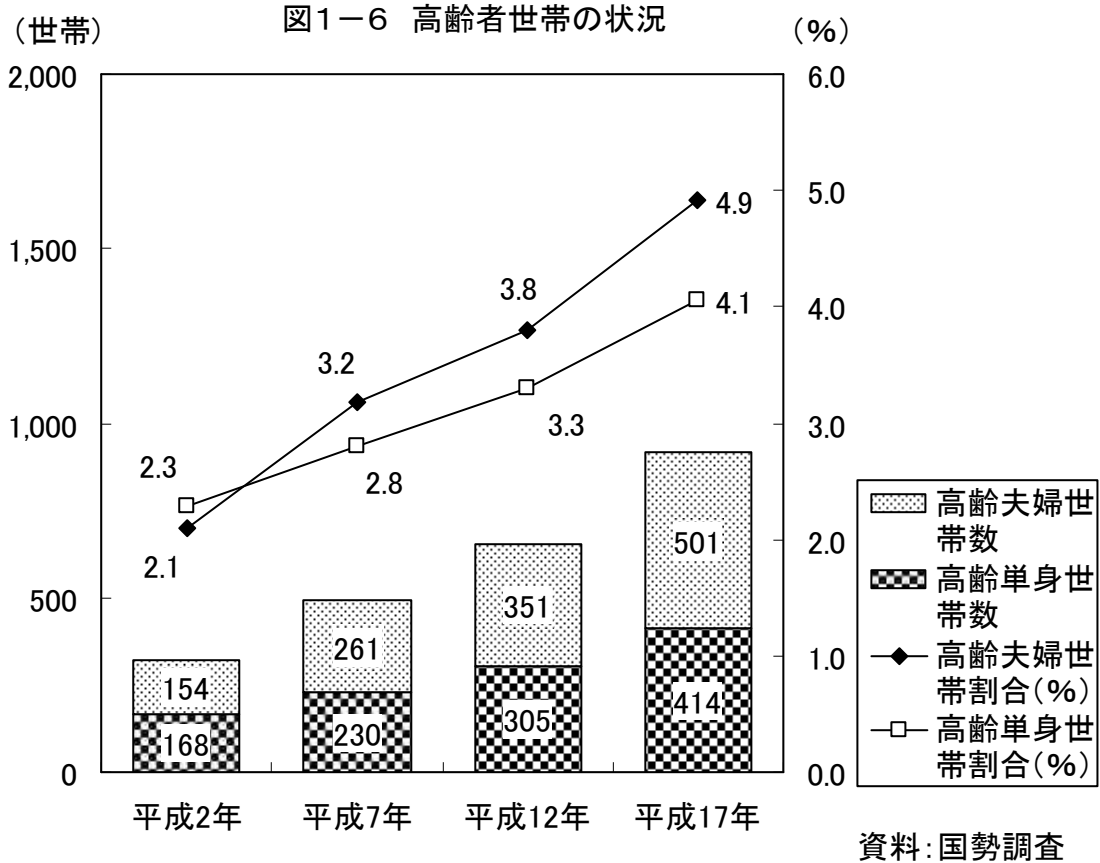
	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	世帯数	%	世帯数	%	世帯数	%	世帯数	%
総世帯数	7,325	100.0%	8,200	100.0%	9,219	100.0%	10,184	100.0%
核家族世帯	5,511	75.2%	6,120	74.6%	6,801	73.8%	7,478	73.4%
単独世帯	825	11.3%	1,064	13.0%	1,329	14.4%	1,627	16.0%
高齢者のみ世帯	322	4.4%	491	6.0%	656	7.1%	915	9.0%
高齢単身世帯	168	2.3%	230	2.8%	305	3.3%	414	4.1%
高齢夫婦世帯	154	2.1%	261	3.2%	351	3.8%	501	4.9%
1世帯あたり人員	3.91人		3.69人		3.48人		3.29人	

※ 高齢単身世帯とは65歳以上の単身世帯

資料：国勢調査

高齢夫婦世帯とは男性65歳以上、女性60歳以上の夫婦世帯





3 土地利用の動向

平成19年の民有地面積は7,241,149㎡でその内、畑が3,000,063㎡(41.4%)で最も大きな割合を占めており、次いで宅地が2,755,784㎡(38.1%)、その他780,526㎡(10.8%)、原野704,776㎡(9.7%)となっている。

昭和57年から平成19年の25年間で畑(12.4ポイント)や原野(8ポイント)は減少しているのに対し、宅地(17.4ポイント)及びその他(3ポイント)は上昇していることから、宅地化が進行している。

表1-5 地目別民有地面積

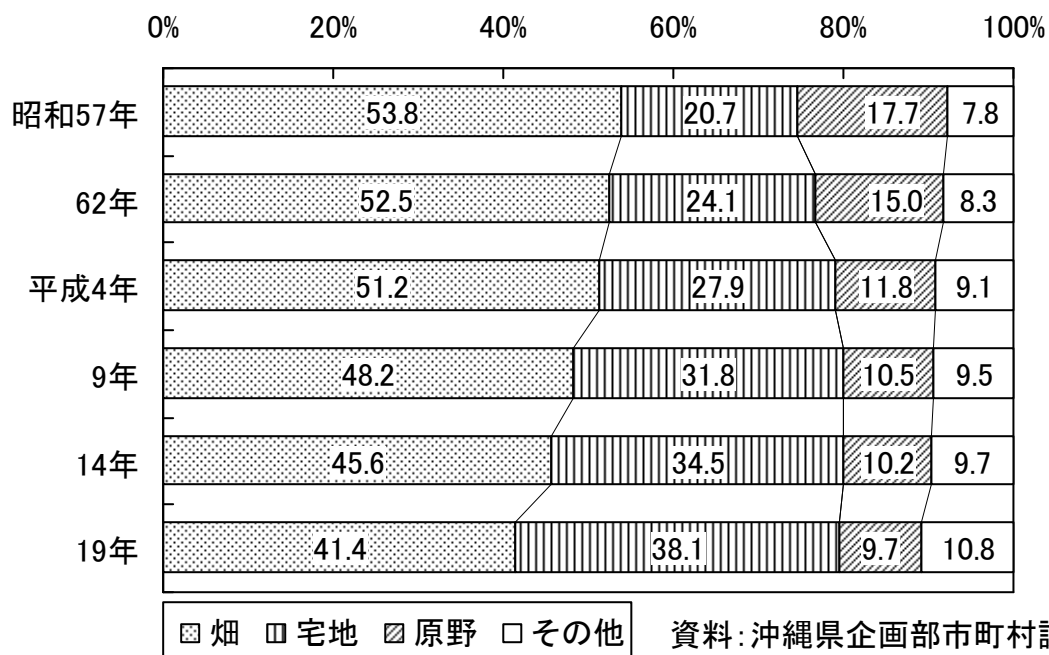
	合計	田	畑	宅地	山林	原野	その他
昭和57年	8,451,905 100.0%	0 0.0%	4,549,701 53.8%	1,746,843 20.7%	0 0.0%	1,497,197 17.7%	658,164 7.8%
62年	8,202,336 100.0%	0 0.0%	4,306,482 52.5%	1,980,460 24.1%	0 0.0%	1,231,217 15.0%	684,177 8.3%
平成4年	8,039,652 100.0%	0 0.0%	4,118,644 51.2%	2,241,823 27.9%	0 0.0%	946,788 11.8%	732,397 9.1%
9年	7,556,478 100.0%	0 0.0%	3,639,392 48.2%	2,403,300 31.8%	0 0.0%	794,170 10.5%	719,616 9.5%
14年	7,395,808 100.0%	0 0.0%	3,373,311 45.6%	2,551,622 34.5%	0 0.0%	751,060 10.2%	719,815 9.7%
19年 構成比	7,241,149 100.0%	0 0.0%	3,000,063 41.4%	2,755,784 38.1%	0 0.0%	704,776 9.7%	780,526 10.8%

※「その他」とは、池沼、牧場、雑種地である

資料: 沖縄県企画部市町村課

注: 表中の構成比は、四捨五入している為、表示されている値を単純に合計すると、表中の小計及び合計の値と一致しない場合があります。

図1-7 土地利用の動向

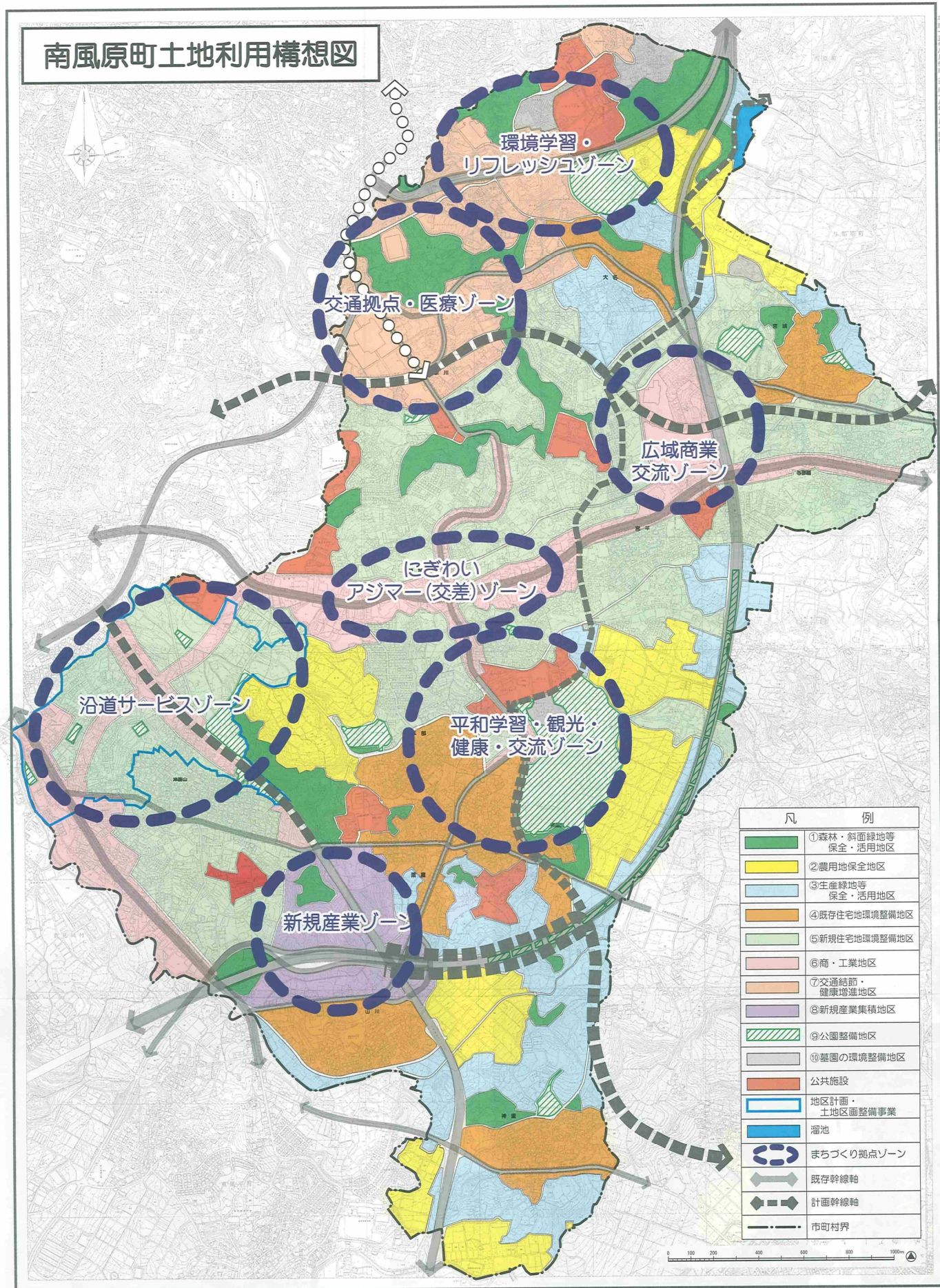


第2章 上位・関連計画の整理

(1) 第4次総合計画 基本構想 前期基本計画（平成19年4月）

この計画は、南風原町が未来へ向かって、まちづくりを進めていくための南風原町の大切な羅針盤となる最も上位の計画で墓地については、地区別土地利用方針の中で明記されている。

項目	内 容
計画の期間	平成19年～平成28年（平成24年に基本計画見直し予定）
人口フレーム	平成28年（目標）に37,000人を想定
将来像	「ともにつくる ^{くがにはえ} 黄金南風の ^{きと} 平和郷」
まちづくり目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 みんなで考え、みんなで創るわくわくするまち 2 人もまちもきらきら育つまち 3 ちむぐるでつくる福祉と健康のまち 4 工夫と連携で産業が躍動するまち 5 みどりとまちが調和した安心・安全のまち 6 環境と共生する美しく住みよいまち
地区別土地利用方針	<p><墓園環境整備地区></p> <p>○空間特性：墓園については、町の北側と黄金森周辺にまとまっている。</p> <p>○方 針：この地区は、まとまった緑を創出できる貴重な空間であり、緑化等を促進し、良好な景観形成を進める。</p>
4大プロジェクト	<ol style="list-style-type: none"> 1 黄金森公園の整備 <ol style="list-style-type: none"> ①住民のスポーツ競技の強化を主とし、町内外との多様なスポーツ交流の拠点的形成するため、黄金森公園を整備する。 ②住民の健康増進を目指し、黄金森公園及び周辺でのウォーキング専用コース等を整備する。 ③南風原陸軍病院壕跡の整備と平和学習の場としての活用を図る。 ④黄金森公園の西側空間の有効活用を図る。 2 「歴史・文化・工芸・交流センター（仮称）」における平和・歴史文化・観光拠点の形成 3 総合保健福祉センターの整備 4 津嘉山北地区におけるまちづくり



(2) 南風原町都市計画マスタープラン（平成16年6月）

この計画は、都市の進展を計画的に誘導するため、総合計画を踏まえつつ長期的な視点に立った整備・開発・保全の方針を示したものである。墓地に関しては、「2 市街地整備の方針」の「(3) うるおいある田園環境の創出」で記述がみられる。

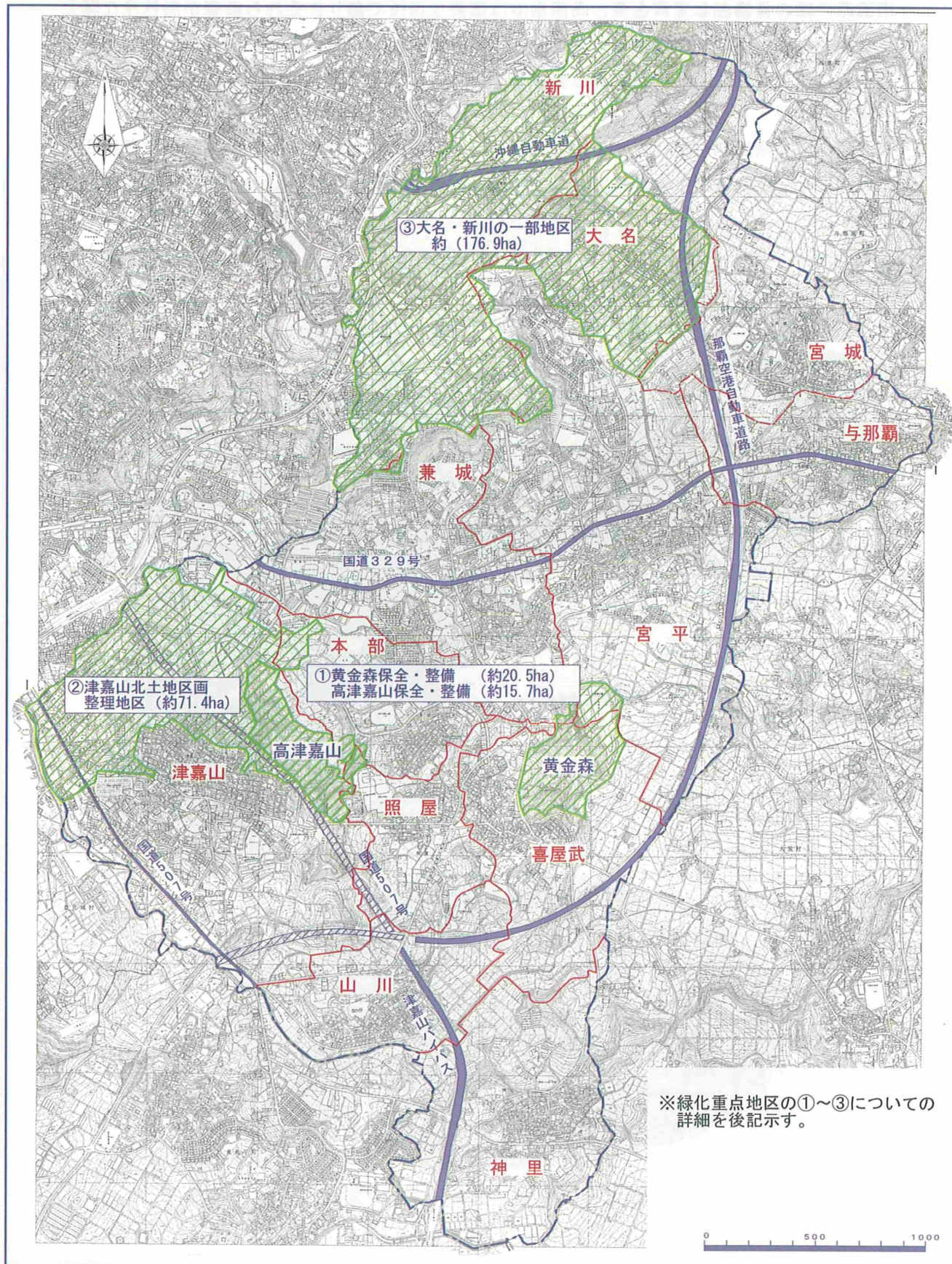
項目	内 容
計画の期間	平成11年度から平成30年度を目標年次とする。
人口フレーム	平成30年に45,000人と想定
将来都市像	「自然と文化が生きづく田園都市」
市街地整備方針	<p>(3) うるおいある田園環境の創出</p> <p>①緑・水の保全回復地区</p> <p>町北部地区等に位置する斜面緑地は、本町の緑の骨格であり水源涵養や景観等の面からも貴重な緑地であるため、都市緑地指定など緑地の保全・回復に向けた施策を推進する。また、南風原ダム及び町内河川については、ごみの不法投棄防止や下水道の整備による水質の保全・回復を推進するとともに、これらの水辺空間はレクリエーション的活用や親水護岸の整備、せせらぎの道の整備など、水辺を身近に感じさせる施策を推進する。</p> <p>②平和・レクの三大森地区</p> <p>黄金森公園については、総合公園として都市計画決定され、陸上競技場の整備が着実に進んでおり、今後、南風原陸軍病院跡や隣接する町立南風原文化センター、町立社会福祉センター等を活かした平和・レクリエーションのソフト事業の展開・充実を図る。</p> <p>高津嘉山のクサティ森を保全するとともに、平和・レクリエーションの場としても活用できるよう事業を推進する。</p> <p>新川森については、公園整備が遅れている町北部に位置し、また素晴らしい眺望点とあわせて、付近には既存墓地群やかつての野戦病院壕跡（通称ナゲーラ壕跡）もみられることから、住民の協力を得ながら公園整備事業の導入を図る中で用地を担保していく。</p> <p>③田園農地地区</p> <p>種々の制度を活用し、安全性の高い農産物を供給するとともに、有機農産物認定制度の確立や体験農業による差別化を図るなど、都市近郊型の特色ある農業を目指す。</p> <p>④エコ農産物関連産業誘導地区</p> <p>交通の要衝であることから、道の駅機能の創出を誘導・支援する。南部の市町村を含めた地域農産物や伝統工芸品の開発・展示・販売・体験等の機能の立地を誘導・支援する。なお、これらの整備にあたっては、市街化調整区域における地区計画等の導入により計画的な誘導に努めるものとする。</p>

(3) はえばる緑の基本計画（平成18年6月）

この計画は、都市の緑全般に関する緑とオープンスペースの総合基本計画であり、南風原町における「緑地の保全及び緑化の目標」や「緑地の保全及び緑化推進のための施策に関する事項」などが取りまとめられている。

項目	内 容
計画の期間	長期目標年次を平成30年（2018年）に設定
緑の基本理念	「緑・土・水・虫・鳥・人が育ち、命かがやく都市・はえばる」
計画の基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 自然環境の基盤をなす緑を守り育てる 「①南風原町の顔となる緑の整備充実」、「②南風原ダムの整備充実」、「③農地の保全と活用」を図る。 2 地域に親しんだ緑を守る 「①御嶽や拝所の保全と整備」、「②自然景観の復元」、「③巨木、名木の保全」を図る。 3 緑の拠点づくり 「①地域に親しまれる公園づくり」、「②花と緑の学校づくり」、「③公共公益施設の緑化」を図る。 4 緑のまちなみをつくる 「①緑のまちなみづくり」、「②民間企業の緑化推進」、「③民有地の緑化推進」を図る。 5 緑のネットワークづくり 「①緑豊かな道づくり」、「②水辺の緑づくり」を図る。 6 緑の普及を推進する 「①町民参加による緑化活動」、「②緑の交流づくり」、「③緑の意識向上・普及啓発」、「④緑の調査」を図る。
緑化重点地区	<p>本計画において、緑化重点地区として以下の3地区が設定されている。</p> <p>①都市公園を核として町民が気軽に活用できるレクリエーションや自然とふれあえる場を創出する地区 【黄金森保全・整備（約20.5ha）、高津嘉山保全・整備（約15.7ha）】</p> <p>②土地区画整理事業当の開発予定地で公園や民有地・商業施設の緑化推進を図るべき地区 【津嘉山北土地区画整理地区（約71.4ha）】</p> <p>③公園等の避難地の面積が十分でなく防災上問題がある地区 【新川・大名の一部地区（約176.9ha）】</p>

緑化重点地区位置図



第3章 墓地の実態把握

1 墓地の概況

(1) 墳墓数

平成20年度の墓地実態調査における南風原町の墳墓数は、計3,487基で字別の内訳を見ると、東新川に3,201基(91.80%)と集中している。次いで、新川115基(3.30%)、宮城107基(3.07%)、兼城31基(0.89%)、与那覇13基(0.37%)、喜屋武10基(0.29%)、津嘉山6基(0.17%)、大名2基(0.06%)、宮平と神里がそれぞれ1基(0.03%)となっている。

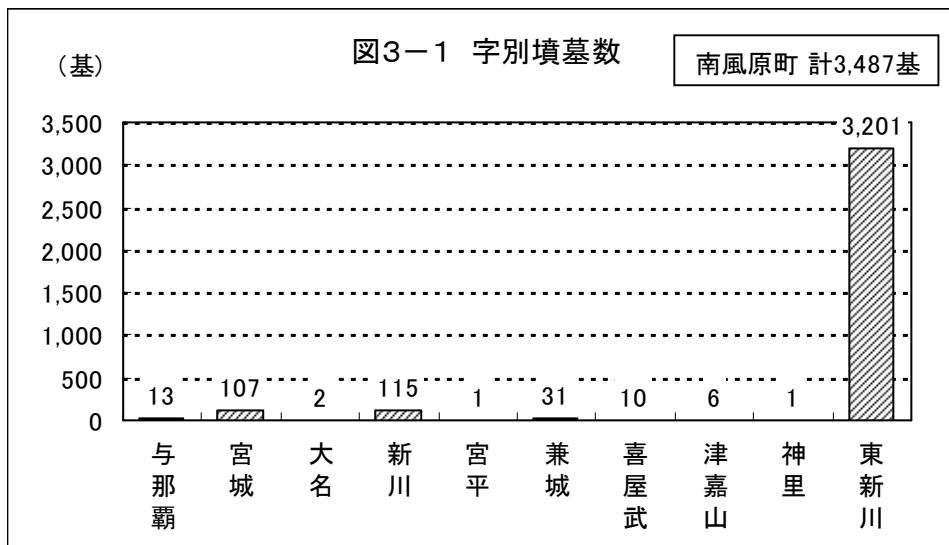


表3-1 字別墳墓数

単位:基

南風原町計	与那覇	宮城	大名	新川	宮平	兼城	喜屋武	津嘉山	神里	東新川
3,487	13	107	2	115	1	31	10	6	1	3,201
100.0%	0.37%	3.07%	0.06%	3.30%	0.03%	0.89%	0.29%	0.17%	0.03%	91.80%

注：表中の構成比は、四捨五入している為、表示されている値を単純に合計すると、表中の合計の値と一致しない場合があります。

(2) 墓地の規模

南風原町内の3,487基のうち3,359基(96.3%)は平地式の墓地で、128基(3.7%)は掘り込み式の墓地である。平地式墓地を規模別で見ると、「4㎡未満」が1,099基(31.5%)で最も多く、次いで「4～10㎡未満」891基(25.6%)、「10～15㎡未満」546基(15.7%)、「15～30㎡未満」544基(15.6%)、「30～50㎡」230基(6.6%)、「50㎡以上」49基(1.4%)の順である。字別では「4㎡未満」と小規模な墓は東新川が1,095基(34.2%)と多い。

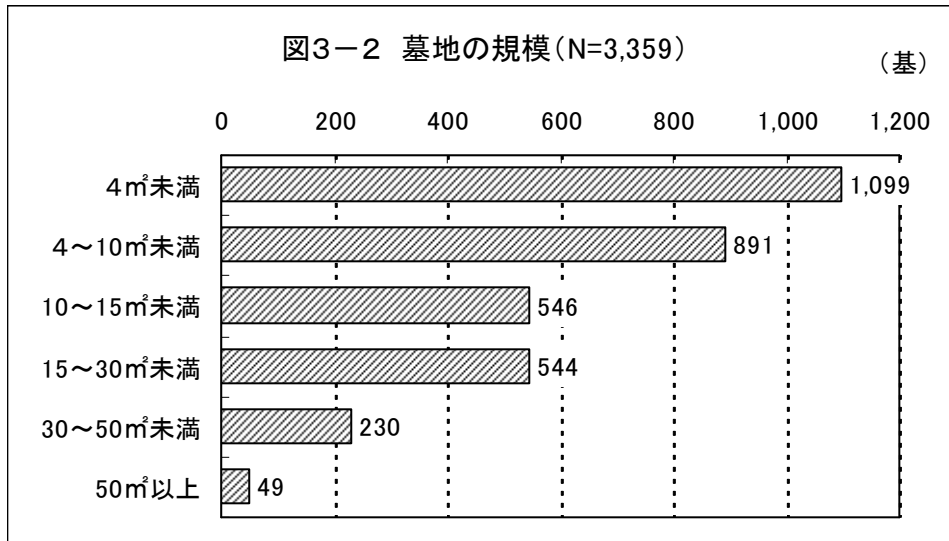


表3-2 墓地の規模

単位:基

墓地の規模	南風原町計 与那覇 宮城 大名 新川 宮平 兼城 喜屋武 津嘉山 神里 東新川										
	南風原町計	与那覇	宮城	大名	新川	宮平	兼城	喜屋武	津嘉山	神里	東新川
4㎡未満	1,099 31.5%	1 7.7%	1 0.9%	0 0.0%	1 0.9%	0 0.0%	1 3.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1,095 34.2%
4～10㎡未満	891 25.6%	0 0.0%	2 1.9%	0 0.0%	5 4.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 10.0%	0 0.0%	0 0.0%	883 27.6%
10～15㎡未満	546 15.7%	3 23.1%	16 15.0%	0 0.0%	36 31.3%	0 0.0%	1 3.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	490 15.3%
15～30㎡未満	544 15.6%	6 46.2%	32 29.9%	1 50.0%	30 26.1%	0 0.0%	3 9.7%	1 10.0%	0 0.0%	0 0.0%	471 14.7%
30～50㎡未満	230 6.6%	3 23.1%	10 9.3%	0 0.0%	6 5.2%	1 100.0%	3 9.7%	2 20.0%	1 16.7%	0 0.0%	204 6.4%
50㎡以上	49 1.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.9%	0 0.0%	3 9.7%	0 0.0%	1 16.7%	0 0.0%	44 1.4%
小計	3,359 96.3%	13 100.0%	61 57.0%	1 50.0%	79 68.7%	1 100.0%	11 35.5%	4 40.0%	2 33.3%	0 0.0%	3,187 99.6%
掘り込み式小計	128 3.7%	0 0.0%	46 43.0%	1 50.0%	36 31.3%	0 0.0%	20 64.5%	6 60.0%	4 66.7%	1 100.0%	14 0.4%
合計	3,487 100.0%	13 100.0%	107 100.0%	2 100.0%	115 100.0%	1 100.0%	31 100.0%	10 100.0%	6 100.0%	1 100.0%	3,201 100.0%

注：表中の構成比は、四捨五入している為、表示されている値を単純に合計すると、表中の小計及び合計の値と一致しない場合があります。

(掘り込み式の場合)

掘り込み式の墓地を間口の広さ別で見ると、「4m～8m」が46基(1.3%)で最も多く、次いで「2m～4m」36基(1.0%)、「1m～2m」20基(0.6%)、「8m以上」19基(0.5%)、「1m未満」7基(0.2%)の順である。字別にみると「間口が8m以上の大きな墓」が多いのは、新川7基(6.1%)となっている。

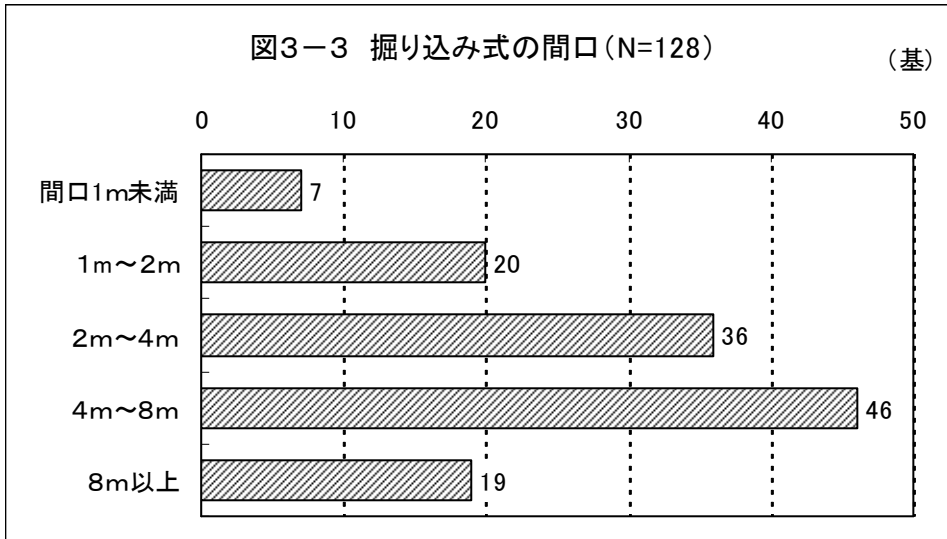


表3-3 掘り込み式の間口

単位:基

		南風原町計	与那覇	宮城	大名	新川	宮平	兼城	喜屋武	津嘉山	神里	東新川
掘り込み式の間口	1m未満	7 0.2%	0 0.0%	7 6.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	1m～2m	20 0.6%	0 0.0%	8 7.5%	0 0.0%	5 4.3%	0 0.0%	6 19.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.0%
	2m～4m	36 1.0%	0 0.0%	17 15.9%	0 0.0%	12 10.4%	0 0.0%	4 12.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 0.1%
	4m～8m	46 1.3%	0 0.0%	11 10.3%	0 0.0%	12 10.4%	0 0.0%	8 25.8%	6 60.0%	3 50.0%	0 0.0%	6 0.2%
	8m以上	19 0.5%	0 0.0%	3 2.8%	1 50.0%	7 6.1%	0 0.0%	2 6.5%	0 0.0%	1 16.7%	1 100.0%	4 0.1%
小計		128 3.7%	0 0.0%	46 43.0%	1 50.0%	36 31.3%	0 0.0%	20 64.5%	6 60.0%	4 66.7%	1 100.0%	14 0.4%
墓地の規模小計		3,359 96.3%	13 100.0%	61 57.0%	1 50.0%	79 68.7%	1 100.0%	11 35.5%	4 40.0%	2 33.3%	0 0.0%	3,187 99.6%
合計		3,487 100.0%	13 100.0%	107 100.0%	2 100.0%	115 100.0%	1 100.0%	31 100.0%	10 100.0%	6 100.0%	1 100.0%	3,201 100.0%

注：表中の構成比は、四捨五入している為、表示されている値を単純に合計すると、表中の小計及び合計の値と一致しない場合があります。

(3) 墓地の管理状況

墓地の管理状況は「草刈が行われゴミなどがない」が3,091基で全体の88.6%を占める。「多少草は伸びているが管理されている」は340基(9.8%)、「何年も管理が行われていない」は53基(1.5%)の割合である。

字別で見ると「何年も管理が行われていない」お墓が多いのは、新川20基(17.4%)、宮城15基(14.0%)、兼城4基(12.9%)、喜屋武2基(20.0%)である。

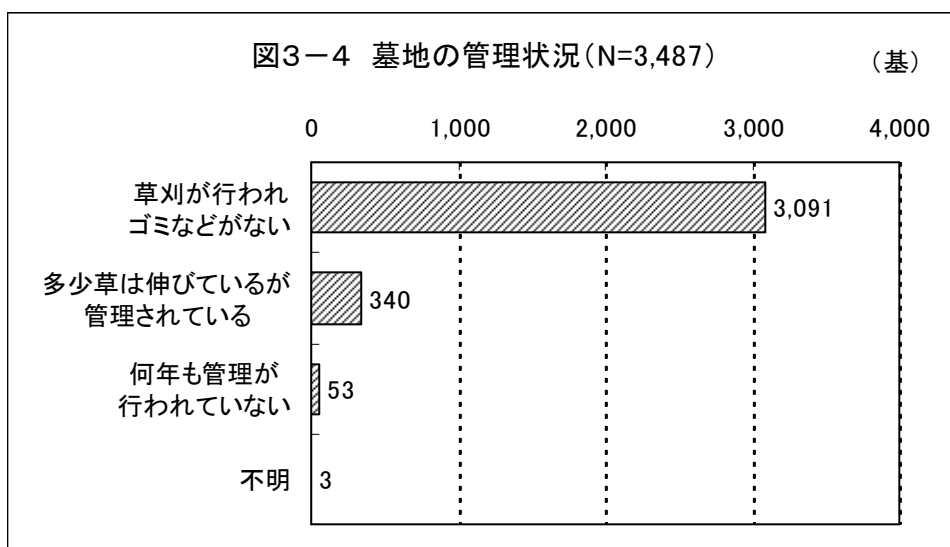


表3-4 墓地の管理状況

単位:基

	南風原町計	与那覇	宮城	大名	新川	宮平	兼城	喜屋武	津嘉山	神里	東新川
草刈が行われゴミなどがない	3,091 88.6%	1 7.7%	12 11.2%	0 0.0%	15 13.0%	0 0.0%	6 19.4%	4 40.0%	2 33.3%	0 0.0%	3,051 95.3%
多少草は伸びているが管理されている	340 9.8%	11 84.6%	80 74.8%	2 100.0%	79 68.7%	1 100.0%	20 64.5%	4 40.0%	3 50.0%	1 100.0%	139 4.3%
何年も管理が行われていない	53 1.5%	1 7.7%	15 14.0%	0 0.0%	20 17.4%	0 0.0%	4 12.9%	2 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	11 0.3%
不明	3 0.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.9%	0 0.0%	1 3.2%	0 0.0%	1 16.7%	0 0.0%	0 0.0%
合計	3,487 100.0%	13 100.0%	107 100.0%	2 100.0%	115 100.0%	1 100.0%	31 100.0%	10 100.0%	6 100.0%	1 100.0%	3,201 100.0%

注：表中の構成比は、四捨五入している為、表示されている値を単純に合計すると、表中の合計の値と一致しない場合があります。

(4) 建造物の保存状況

建造物の保存状況について、「躯体に亀裂など見当たらない」が3,226基で全体の92.5%を占める。「躯体に亀裂が入っている」は211基(6.1%)、「躯体の一部が崩れている」が47基(1.3%)の割合である。

字別で見ると「躯体の一部が崩れている」お墓が多いのは、新川21基(18.3%)、宮城11基(10.3%)、兼城7基(22.6%)、津嘉山2基(33.3%)である。

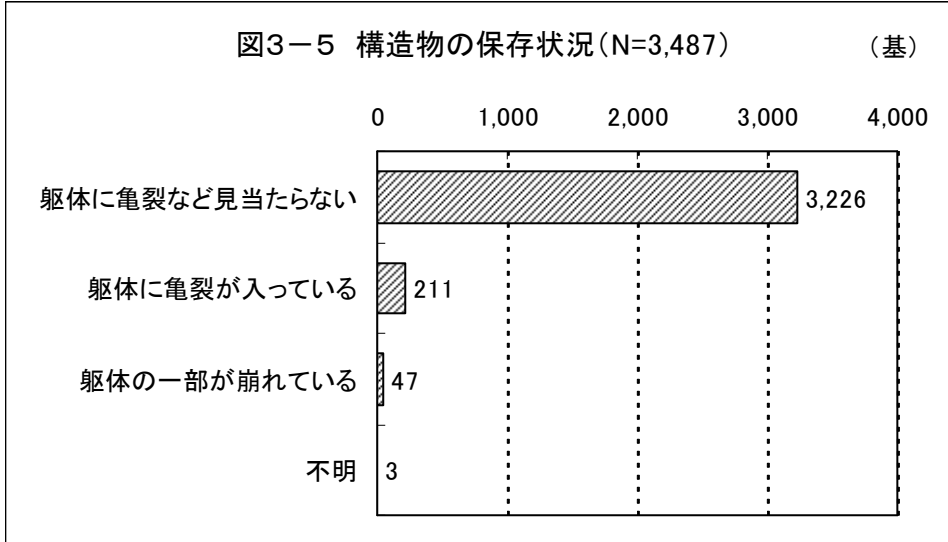


表3-5 建造物の保存状況

単位:基

	南風原町計	与那覇	宮城	大名	新川	宮平	兼城	喜屋武	津嘉山	神里	東新川
躯体に亀裂など見当たらない	3,226 92.5%	3 23.1%	35 32.7%	1 50.0%	22 19.1%	1 100.0%	6 19.4%	4 40.0%	2 33.3%	1 100.0%	3,151 98.4%
躯体に亀裂が入っている	211 6.1%	10 76.9%	61 57.0%	1 50.0%	71 61.7%	0 0.0%	17 54.8%	5 50.0%	1 16.7%	0 0.0%	45 1.4%
躯体の一部が崩れている	47 1.3%	0 0.0%	11 10.3%	0 0.0%	21 18.3%	0 0.0%	7 22.6%	1 10.0%	2 33.3%	0 0.0%	5 0.2%
不明	3 0.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.9%	0 0.0%	1 3.2%	0 0.0%	1 16.7%	0 0.0%	0 0.0%
合計	3,487 100.0%	13 100.0%	107 100.0%	2 100.0%	115 100.0%	1 100.0%	31 100.0%	10 100.0%	6 100.0%	1 100.0%	3,201 100.0%

注：表中の構成比は、四捨五入している為、表示されている値を単純に合計すると、表中の合計の値と一致しない場合があります。

(5) 墳墓の形態

墳墓の形態について「家形墓」が3,303基で全体の94.7%を占める。次いで「掘込墓」47基(1.3%)、「破風墓」38基(1.1%)、「仮墓」26基(0.7%)、「亀甲墓」23基(0.7%)、「平葺墓」22基(0.6%)の順である。字別にみると「家形墓」が多いのは東新川3,138基(98.0%)、新川77基(67.0%)、宮城58基(54.2%)となっている。

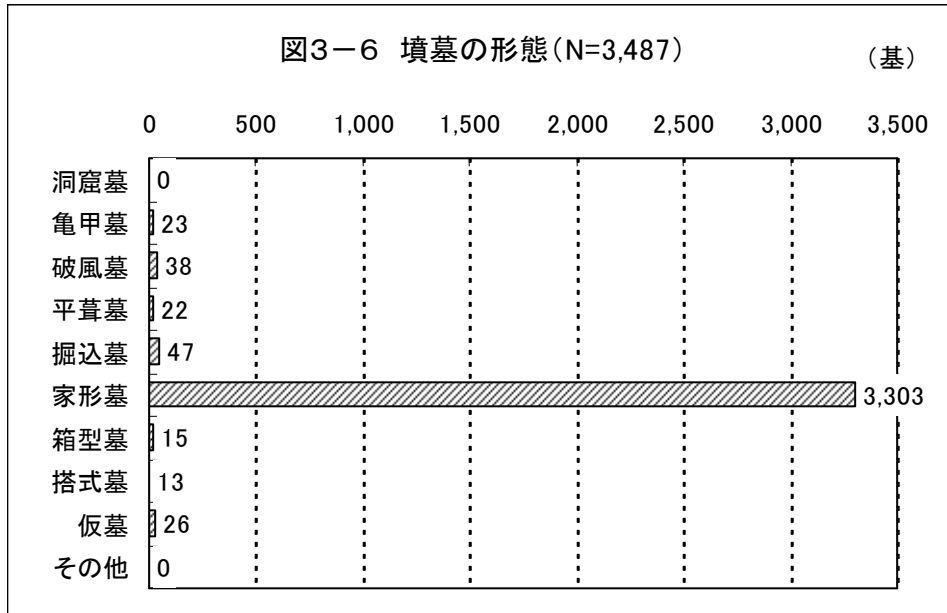


表3-6 墳墓の形態

単位:基

	南風原町計	与那覇	宮城	大名	新川	宮平	兼城	喜屋武	津嘉山	神里	東新川
洞窟墓	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
亀甲墓	23 0.7%	0 0.0%	5 4.7%	0 0.0%	6 5.2%	0 0.0%	3 9.7%	0 0.0%	4 66.7%	1 100.0%	4 0.1%
破風墓	38 1.1%	0 0.0%	15 14.0%	1 50.0%	14 12.2%	0 0.0%	2 6.5%	1 10.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 0.2%
平葺墓	22 0.6%	0 0.0%	4 3.7%	0 0.0%	5 4.3%	0 0.0%	7 22.6%	5 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.0%
掘込墓	47 1.3%	0 0.0%	20 18.7%	0 0.0%	12 10.4%	0 0.0%	8 25.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	7 0.2%
家形墓	3,303 94.7%	12 92.3%	58 54.2%	1 50.0%	77 67.0%	1 100.0%	10 32.3%	4 40.0%	2 33.3%	0 0.0%	3,138 98.0%
箱型墓	15 0.4%	0 0.0%	2 1.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	13 0.4%
搭式墓	13 0.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	12 0.4%
仮墓	26 0.7%	1 7.7%	3 2.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	21 0.7%
その他	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
合計	3,487 100.0%	13 100.0%	107 100.0%	2 100.0%	115 100.0%	1 100.0%	31 100.0%	10 100.0%	6 100.0%	1 100.0%	3,201 100.0%

注：表中の構成比は、四捨五入している為、表示されている値を単純に合計すると、表中の合計の値と一致しない場合があります。

(6) 墳墓の素材

墳墓の素材について「御影石」が2,742基で全体の78.6%を占める。次いで「コンクリート」504基(14.5%)、「コンクリートブロック」127基(3.6%)、「琉球石灰岩」107基(3.1%)の順である。御影石が多い地区は東新川2,714基(84.8%)で、琉球石灰岩が多い地区は東新川47基(1.5%)、新川27基(23.5%)、兼城18基(58.1%)となっている。

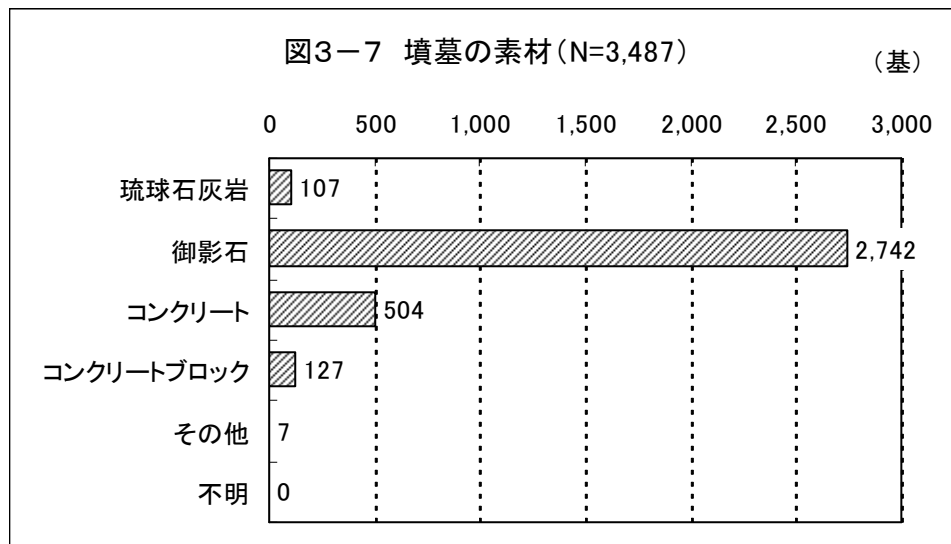


表3-7 墳墓の素材

単位:基

	南風原町計	与那覇	宮城	大名	新川	宮平	兼城	喜屋武	津嘉山	神里	東新川
琉球石灰岩	107 3.1%	0 0.0%	7 6.5%	1 50.0%	27 23.5%	0 0.0%	18 58.1%	6 60.0%	1 16.7%	0 0.0%	47 1.5%
御影石	2,742 78.6%	1 7.7%	10 9.3%	0 0.0%	8 7.0%	0 0.0%	5 16.1%	2 20.0%	2 33.3%	0 0.0%	2,714 84.8%
コンクリート	504 14.5%	12 92.3%	84 78.5%	1 50.0%	78 67.8%	1 100.0%	8 25.8%	2 20.0%	3 50.0%	1 100.0%	314 9.8%
コンクリートブ ック	127 3.6%	0 0.0%	6 5.6%	0 0.0%	1 0.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	120 3.7%
その他	7 0.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 0.2%
不明	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
合計	3,487 100.0%	13 100.0%	107 100.0%	2 100.0%	115 100.0%	1 100.0%	31 100.0%	10 100.0%	6 100.0%	1 100.0%	3,201 100.0%

注：表中の構成比は、四捨五入している為、表示されている値を単純に合計すると、表中の合計の値と一致しない場合があります。

(7) 設置通路の状況

設置通路の状況について、「歩いて入れる通路がある」が2,270基(65.1%)、「車で入れる道がある」が1,210基(34.7%)、「通路はない」7基(0.2%)である。字別では、「車で入れる道がある」が多い地区は、東新川1,161基(36.3%)、宮城29基(27.1%)、兼城12基(38.7%)となっている。

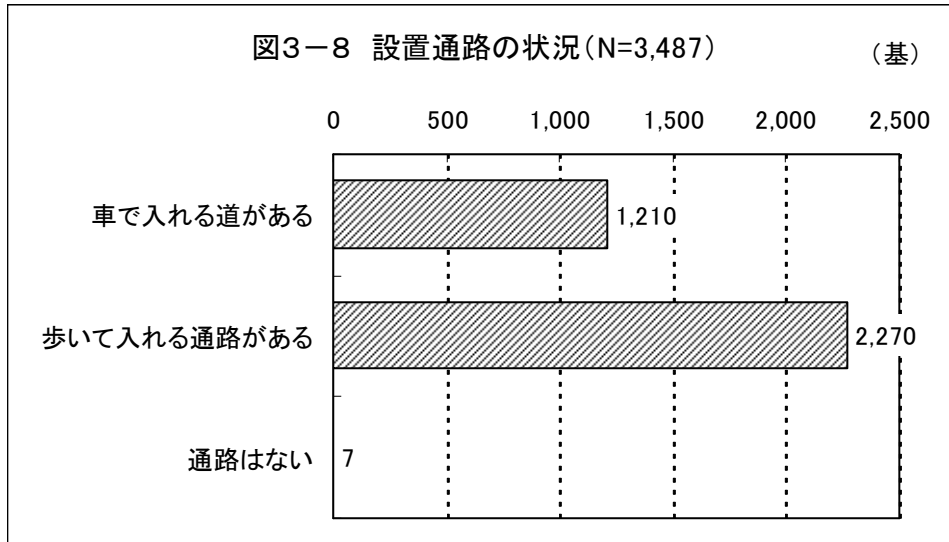


表3-8 設置通路の状況

単位:基

	南風原町計	与那覇	宮城	大名	新川	宮平	兼城	喜屋武	津嘉山	神里	東新川
車で入れる道がある	1,210 34.7%	0 0.0%	29 27.1%	0 0.0%	2 1.7%	1 100.0%	12 38.7%	0 0.0%	4 66.7%	1 100.0%	1,161 36.3%
歩いて入れる通路がある	2,270 65.1%	13 100.0%	78 72.9%	2 100.0%	109 94.8%	0 0.0%	18 58.1%	10 100.0%	2 33.3%	0 0.0%	2,038 63.7%
通路はない	7 0.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 3.5%	0 0.0%	1 3.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.1%
合計	3,487 100.0%	13 100.0%	107 100.0%	2 100.0%	115 100.0%	1 100.0%	31 100.0%	10 100.0%	6 100.0%	1 100.0%	3,201 100.0%

注：表中の構成比は、四捨五入している為、表示されている値を単純に合計すると、表中の合計の値と一致しない場合があります。

(8) 駐車場の確保

駐車場について、「駐車スペースはない」が1,593基(45.7%)、「舗装された駐車場がある」1,152基(33.0%)、「駐車できるスペースがある」742基(21.3%)である。字別では、「舗装された駐車場」が多いお墓は、東新川1,148基(35.9%)、「駐車できるスペースがある」は、東新川717基(22.4%)、「駐車スペースはない」は、東新川1,336基(41.7%)、新川114基(99.1%)、宮城90基(84.1%)となっている。

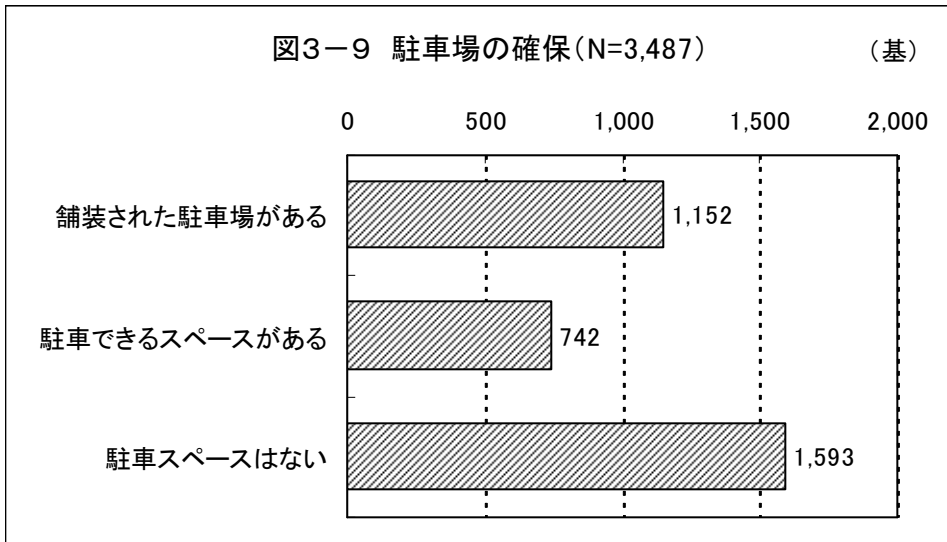


表3-9 駐車場の確保

単位:基

	南風原町計	与那覇	宮城	大名	新川	宮平	兼城	喜屋武	津嘉山	神里	東新川
舗装された駐車場がある	1,152 33.0%	0 0.0%	1 0.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 10.0%	1 16.7%	1 100.0%	1,148 35.9%
駐車できるスペースがある	742 21.3%	0 0.0%	16 15.0%	0 0.0%	1 0.9%	0 0.0%	5 16.1%	0 0.0%	3 50.0%	0 0.0%	717 22.4%
駐車スペースはない	1,593 45.7%	13 100.0%	90 84.1%	2 100.0%	114 99.1%	1 100.0%	26 83.9%	9 90.0%	2 33.3%	0 0.0%	1,336 41.7%
合計	3,487 100.0%	13 100.0%	107 100.0%	2 100.0%	115 100.0%	1 100.0%	31 100.0%	10 100.0%	6 100.0%	1 100.0%	3,201 100.0%

注：表中の構成比は、四捨五入している為、表示されている値を単純に合計すると、表中の合計の値と一致しない場合があります。

(9) 立地場所の状況 (※複数回答)

立地場所の状況について、「周りはお墓」が3,444基(89.2%)で最も多い。次いで「山林・原野に立地」287基(7.4%)、「国道や県道に面して立地」63基(1.6%)、「市街地や集落に隣接して立地」37基(1.0%)の順である。字別では、「周りはお墓」が多い地区は、東新川3,181基(97.8%)、新川112基(47.3%)、宮城105基(44.5%)となっており、「山林・原野に立地」が多い地区は、新川113基(47.7%)、宮城106基(44.9%)となっている。

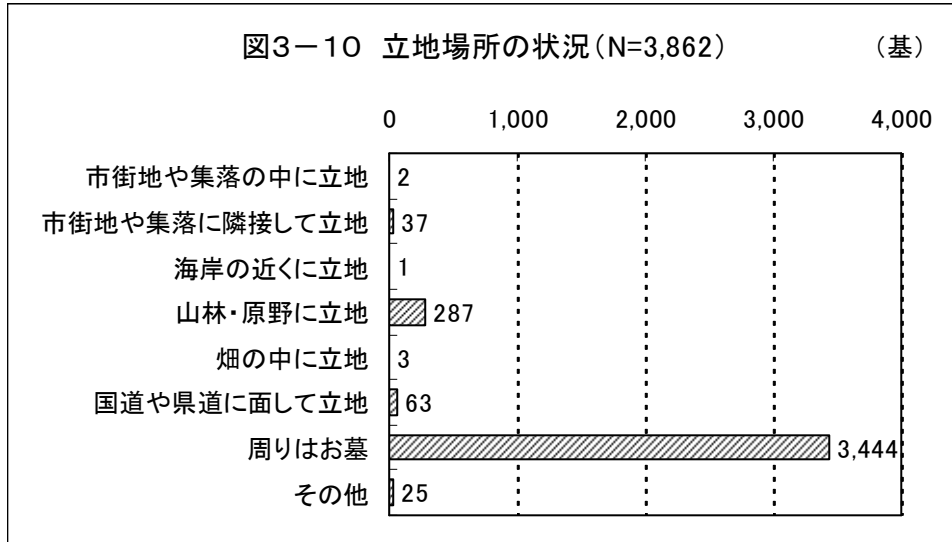


表3-10 立地場所の状況

単位:基

	南風原町計	与那覇	宮城	大名	新川	宮平	兼城	喜屋武	津嘉山	神里	東新川
市街地や集落の中に立地	2 0.1%	1 2.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%
市街地や集落に隣接して立地	37 1.0%	9 25.0%	7 3.0%	0 0.0%	3 1.3%	0 0.0%	5 7.9%	7 26.9%	2 22.2%	0 0.0%	4 0.1%
海岸の近くに立地	1 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.0%
山林・原野に立地	287 7.4%	12 33.3%	106 44.9%	1 50.0%	113 47.7%	0 0.0%	27 42.9%	3 11.5%	4 44.4%	0 0.0%	21 0.6%
畑の中に立地	3 0.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.4%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.0%
国道や県道に面して立地	63 1.6%	2 5.6%	7 3.0%	1 50.0%	7 3.0%	0 0.0%	4 6.3%	6 23.1%	2 22.2%	0 0.0%	34 1.0%
周りはお墓	3,444 89.2%	12 33.3%	105 44.5%	0 0.0%	112 47.3%	0 0.0%	27 42.9%	7 26.9%	0 0.0%	0 0.0%	3,181 97.8%
その他	25 0.6%	0 0.0%	11 4.7%	0 0.0%	1 0.4%	0 0.0%	0 0.0%	3 11.5%	1 11.1%	0 0.0%	9 0.3%
合計	3,862 100.0%	36 100.0%	236 100.0%	2 100.0%	237 100.0%	1 100.0%	63 100.0%	26 100.0%	9 100.0%	1 100.0%	3,251 100.0%

注：表中の構成比は、四捨五入している為、表示されている値を単純に合計すると、表中の合計の値と一致しない場合があります。

(10) 周囲の衛生状況

周囲の衛生状況について、「良好」が2,872基(82.4%)で最も多い。「普通」は565基(16.2%)、「ゴミが散乱している」は50基(1.4%)である。字別では、「ゴミが散乱している」が多い地区は、新川18基(15.7%)、宮城17基(15.9%)となっている。

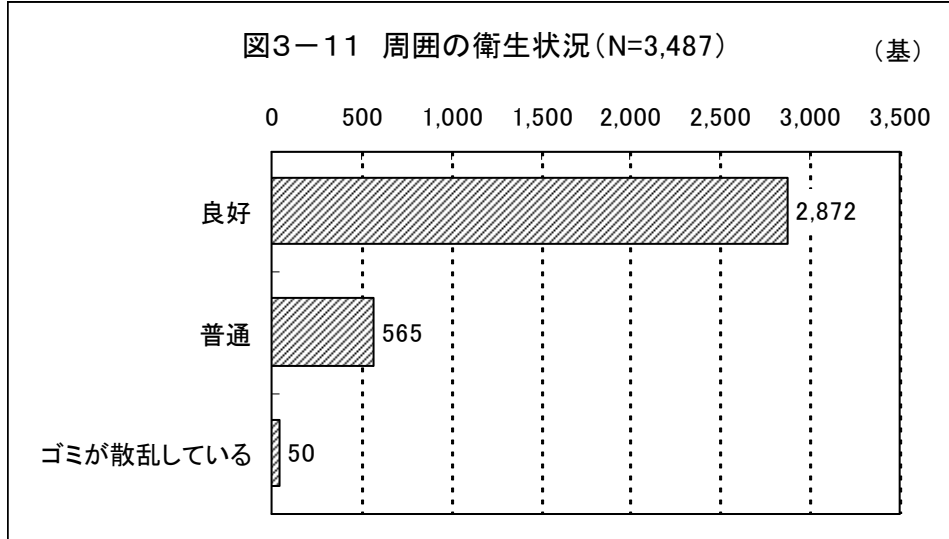


表3-11 周囲の衛生状況

単位:基

	南風原町計	与那覇	宮城	大名	新川	宮平	兼城	喜屋武	津嘉山	神里	東新川
良好	2,872 82.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 16.1%	1 10.0%	0 0.0%	0 0.0%	2,866 89.5%
普通	565 16.2%	9 69.2%	90 84.1%	2 100.0%	97 84.3%	1 100.0%	21 67.7%	8 80.0%	6 100.0%	1 100.0%	330 10.3%
ゴミが散乱している	50 1.4%	4 30.8%	17 15.9%	0 0.0%	18 15.7%	0 0.0%	5 16.1%	1 10.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 0.2%
合計	3,487 100.0%	13 100.0%	107 100.0%	2 100.0%	115 100.0%	1 100.0%	31 100.0%	10 100.0%	6 100.0%	1 100.0%	3,201 100.0%

注：表中の構成比は、四捨五入している為、表示されている値を単純に合計すると、表中の合計の値と一致しない場合があります。

2 墓地集積地区の状況

お墓の数が多く、東新川や新川、宮城地区について地区の状況をまとめる。

(1) 東新川

墳墓数が、3,201基と全体の91.8%を占めるなど、本町の大半のお墓が東新川に立地している。法人の霊園が多く、草刈りなどの管理は行き届いている。区画は小さく、墳墓形態は家形墓が大半を占める、墳墓の素材は御影石が多く総じて新しく亀裂などは見られない。また、駐車場などの設備もある程度は整備されている。

(2) 新川

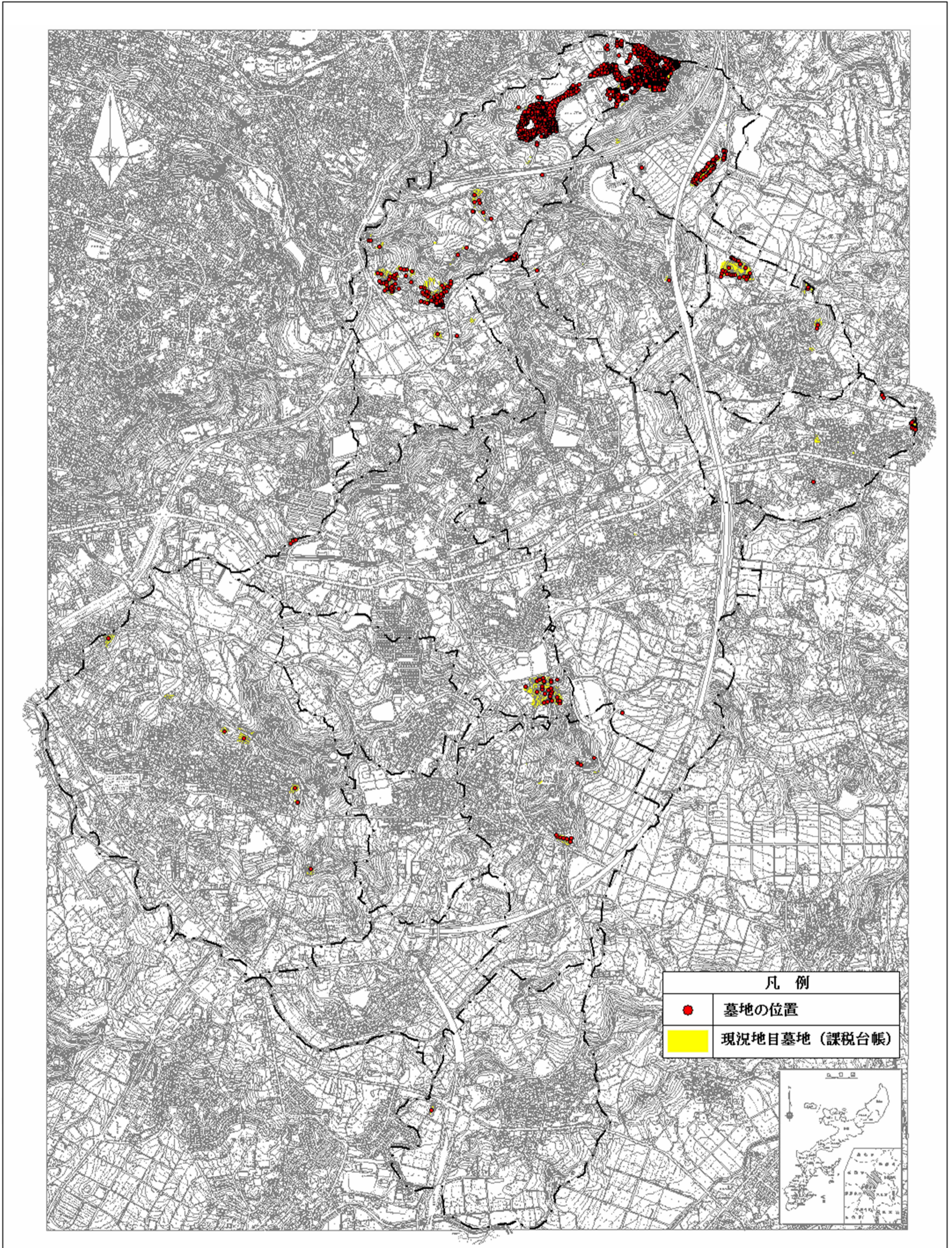
墳墓数は115基(3.3%)である。何年も管理されていない墓が20基(17.4%)、周辺の衛生状況もゴミが散乱している墓が18基(15.7%)となっている。墓の規模は10㎡~30㎡が多く、掘り込み式も間口8m以上が7基(6.1%)見られる。墳墓形態は家形墓が77基(67.0%)と多いが、破風墓14基(12.2%)や掘込墓12基(10.4%)も見られる。墳墓の状態としては、躯体が

一部崩れているお墓が21基(18.3%)となっている。駐車スペースがないお墓が114基(99.1%)と多く、通路がないお墓もあるなど、管理が十分行われていない横穴式の古い墓が見られる。

(3) 宮城

墳墓数は107基(3.1%)である。何年も管理されていないお墓が15基(14.0%)、周辺の衛生状況もゴミが散乱しているお墓が17基(15.9%)となっている。お墓の規模は10㎡~30㎡が多く、掘り込み式も間口8m以上が3基(2.8%)見られる。墳墓形態はい家形墓が58基(54.2%)多いが、掘込墓20基(18.7%)や破風墓15基(14.0%)も見られる。墳墓の状態としては、躯体が一部崩れているお墓が11基(10.3%)となっている。駐車スペースがないお墓が90基(84.1%)多い。管理が十分行われていない横穴式の古いお墓が見られる。

<墓地の分布図>



第4章 住民の意向把握

1 調査の概要

(1) 調査目的

南風原町の墓地施策のあり方を検討するため、今後、多様化する墓地ニーズ及び墓地に対する町民意識を把握することを目的として実施した。

(2) 調査の企画・実施

本調査は、南風原町まちづくり振興課で企画し、(株)沖縄計画機構に委託して実施した。

(3) 調査項目

- 1) 属性
- 2) お墓の取得状況
- 3) 今後の取得意向
- 4) 共同墓
- 5) 南風原町内の墓地の状況
- 6) 墓地取得・管理に係る社会的規範

(4) 調査対象者

- 1) 調査地域 南風原町内
- 2) 調査対象 満30歳以上の世帯主
- 3) 対象者数 2,500世帯
- 4) 抽出方法 無作為抽出

対象者は住民基本台帳に基づき大字単位の人口比率に応じて決定した。

(5) 調査方法

調査票をアンケート対象者に送付し、郵送で送り返してもらう郵便調査法で実施した。

(6) 調査期間

平成21年11月

(7) 回収結果

1) 回収率

532(回答件数) ÷ (2500 - 17※) × 100 = 21.4%

※17件は宛先不明で返ってきた件数

2 調査結果

(1) 属性

1) あなたの性別は？

アンケート回答者 532 人のうち男性は 405 人 (76.1%)、女性は 124 人 (23.3%) である。

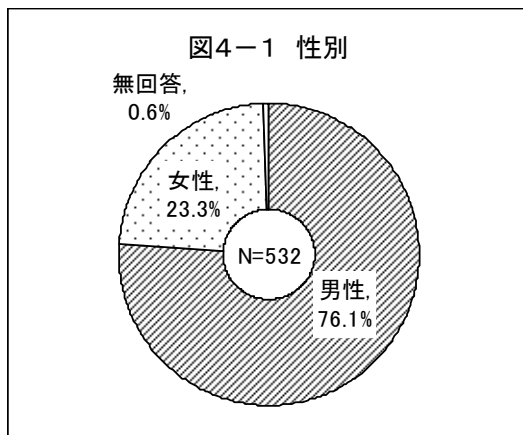


表4-1 性別

	回答数	割合
1 男性	405	76.1%
2 女性	124	23.3%
3 無回答	3	0.6%
合計	532	100.0%

2) あなたの年齢は？

年齢別内訳を見ると、60代が 25.0%で最も多く、次いで 50代 (22.0%)、70代以上 (19.7%)、30代 (17.7%)、40代 (15.0%) の順である。

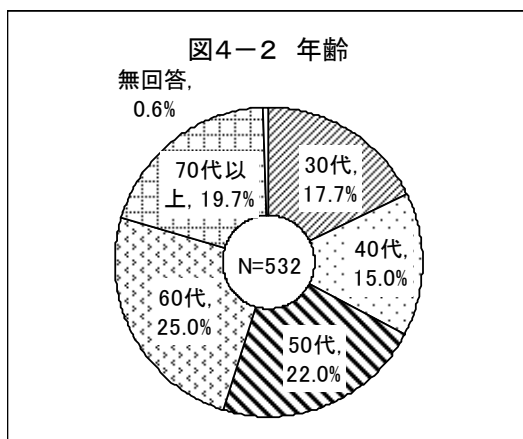


表4-2 年齢

	回答数	割合
1 30代	94	17.7%
2 40代	80	15.0%
3 50代	117	22.0%
4 60代	133	25.0%
5 70代以上	105	19.7%
6 無回答	3	0.6%
合計	532	100.0%

3) あなたの家族世帯構成は？

家族世帯構成は、親子世帯（2世代）が54.7%で最も多く、次いで夫婦2人世帯（19.4%）、単身世帯（16.5%）、親子孫世帯／3世代（8.3%）の順である。

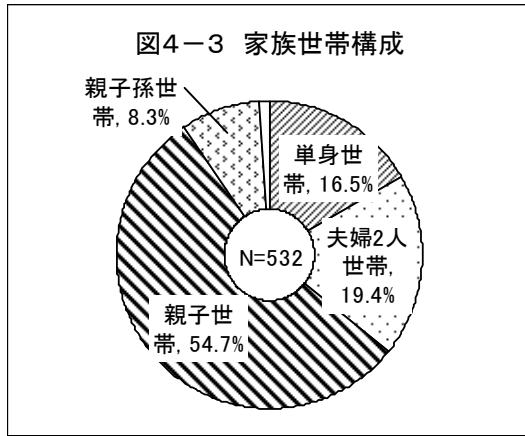


表4-3 家族世帯構成

	回答数	割合
1 単身世帯	88	16.5%
2 夫婦2人世帯	103	19.4%
3 親子世帯(2世代)	291	54.7%
4 親子孫世帯(3世代)	44	8.3%
5 無回答	6	1.1%
合計	532	100.0%

4) あなたの居住地はどこですか？

回答者の居住地は、宮平が138人（25.9%）で最も多く、次いで津嘉山（136人）、兼城（99人）、新川（42人）、与那覇（39人）の順である。

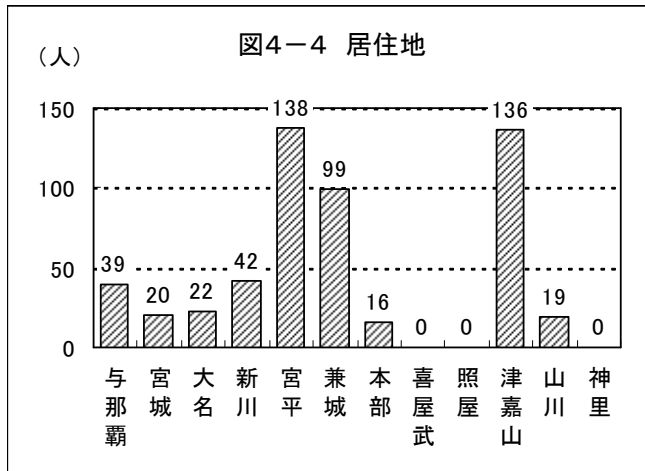


表4-4 居住地

	回答数	割合
1 与那覇	39	7.3%
2 宮城	20	3.8%
3 大名	22	4.1%
4 新川	42	7.9%
5 宮平	138	25.9%
6 兼城	99	18.6%
7 本部	16	3.0%
8 喜屋武	0	0.0%
9 照屋	0	0.0%
10 津嘉山	136	25.6%
11 山川	19	3.6%
12 神里	0	0.0%
13 無回答	1	0.2%
合計	532	100.0%

5) あなたの家系はいつから南風原町に住み始めていますか？

家系について「私の世代から南風原町に住みだした」が57.9%で最も多く、次いで「何世代も前から住んでいる」(25.8%)、「親の世代から住んでいる」(10.9%)、「祖父母の世代から住んでいる」(5.1%)の順である。

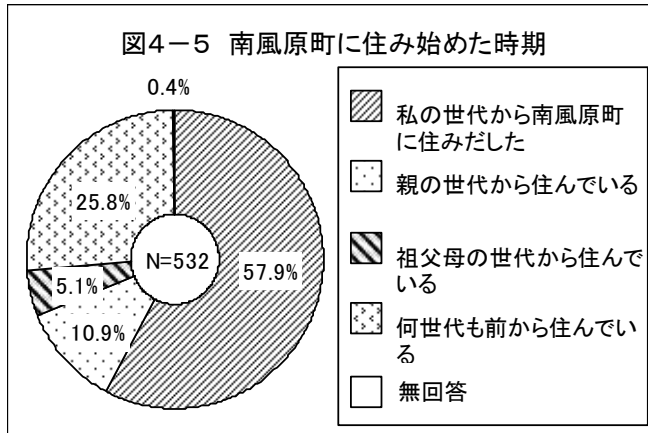


表4-5 南風原町に住み始めた時期

	回答数	割合
1 私の世代から南風原町に住みだした	308	57.9%
2 親の世代から住んでいる	58	10.9%
3 祖父母の世代から住んでいる	27	5.1%
4 何世代も前から住んでいる	137	25.8%
5 無回答	2	0.4%
合計	532	100.0%

注：割合は四捨五入しているため、単純に合計すると100%になりません。

(2) お墓の取得状況

問1 あなたは、将来利用できるお墓がありますか？1つ選んで○で囲んで下さい。

将来利用できるお墓について、「南風原町外にある」と回答した人が52.8%で最も多く、次いで「ない」(27.8%)、「南風原町内にある」(19.4%)の順である。

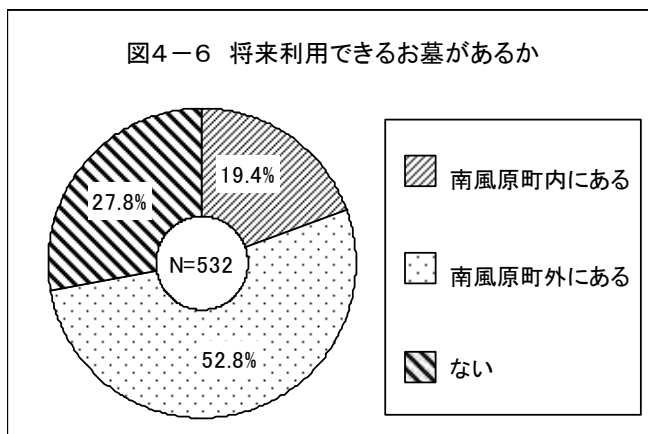


表4-6 将来利用できるお墓があるか

	回答数	割合
1 南風原町内にある	103	19.4%
2 南風原町外にある	281	52.8%
3 ない	148	27.8%
合計	532	100.0%

問1-2 問1で「南風原町外にある」と回答された方。どこにありますか？

1つ選んで○で囲んで下さい。

将来利用できるお墓が「南風原町外にある」場合のお墓の場所について、「県内」が93.6%で最も多く、県外は4.6%である。

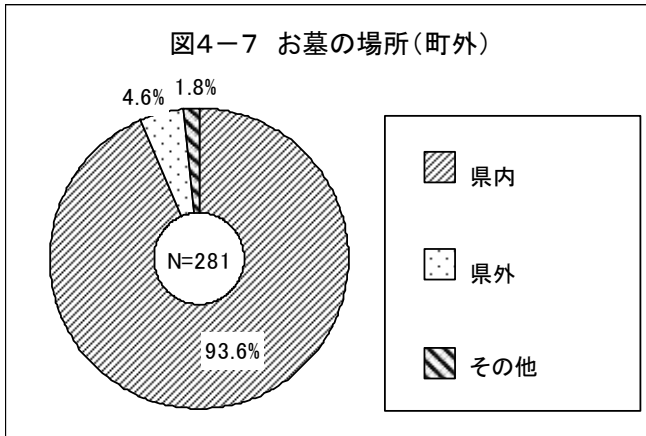


表4-7 お墓の場所(町外)

	回答数	割合
1 県内	263	93.6%
2 県外	13	4.6%
3 その他	5	1.8%
合計	281	100.0%

問2 問1で「南風原町内にある」と回答された方。そのお墓は次のうちどれに該当しますか？1つ選んで○で囲んで下さい。

将来利用できるお墓が「南風原町内にある」場合のお墓の管理形態について、「個人・家族・親族で所有している墓」が84.5%で最も多く、次いで「民間の霊園」(2.9%)、「公共が管理する霊園」(1.9%)である。

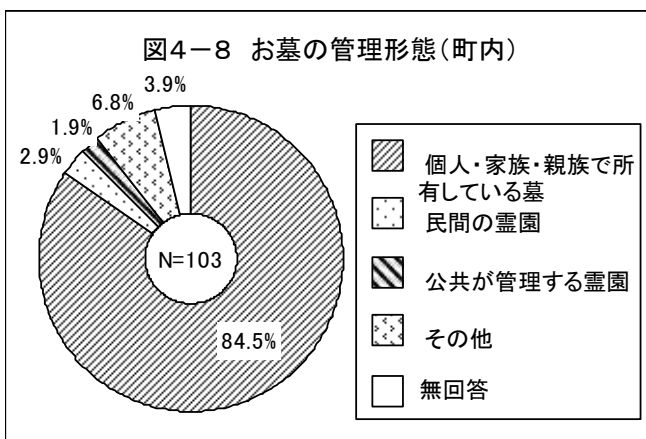


表4-8 お墓の管理形態

	回答数	割合
1 個人・家族・親族で所有している墓	87	84.5%
2 民間の霊園	3	2.9%
3 公共が管理する霊園	2	1.9%
4 その他	7	6.8%
5 無回答	4	3.9%
合計	103	100.0%

問2-2 お墓が南風原町内にある方で、お墓は次のうちどのような形態ですか？

1つ選んで○で囲んで下さい。

将来利用できるお墓が「南風原町内にある」場合のお墓の種類について、「門中墓」が70.9%で最も多く、次いで「家族墓」(24.3%)、「兄弟墓」(1.9%)の順である。「摸合墓」、「施設型共同墓」、「納骨堂」の回答は0である。

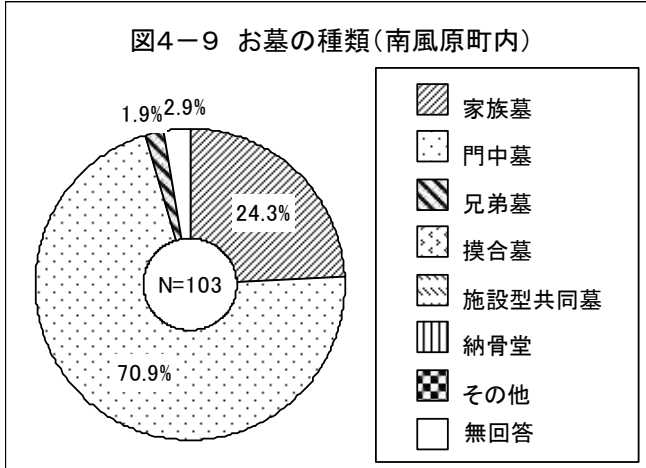


表4-9 お墓の種類

	回答数	割合
1 家族墓	25	24.3%
2 門中墓	73	70.9%
3 兄弟墓	2	1.9%
4 摸合墓	0	0.0%
5 施設型共同墓	0	0.0%
6 納骨堂	0	0.0%
7 その他	0	0.0%
8 無回答	3	2.9%
合計	103	100.0%

問2-3 問2で「個人・家族・親族で所有している墓」と回答された方で、お墓の継承者はいますか？1つ選んで○で囲んで下さい。

将来利用できるお墓が南風原町内にあり、お墓の種類が「個人・家族・親族で所有している墓」と回答した人のうち、お墓の継承者が「いる」と回答したのは71.3%、「いない」は3.4%である。

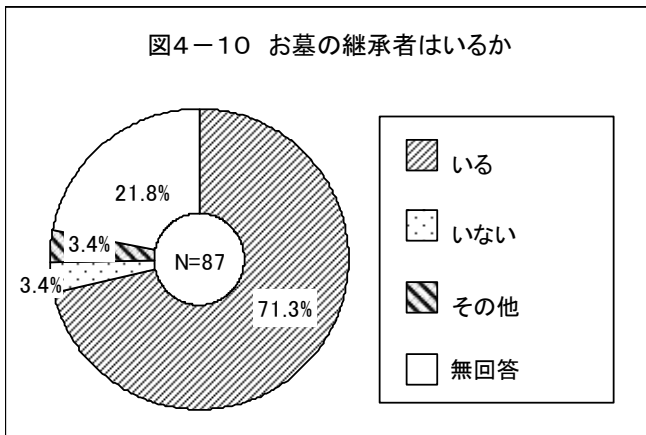


表4-10 お墓の継承者はいるか

	回答数	割合
1 いる	62	71.3%
2 いない	3	3.4%
3 その他	3	3.4%
4 無回答	19	21.8%
合計	87	100.0%

注：割合は四捨五入しているため、単純に合計すると100%になりません。

問2-4 問2で「個人・家族・親族で所有している墓」と回答された方で、管理（清掃等）は年に何回行っていますか？1つ選んで○で囲んで下さい。

将来利用できるお墓が南風原町内にあり、お墓の種類が「個人・家族・親族で所有している墓」と回答した人のうち、お墓の管理については「年に2回」が31.0%で最も多い。次いで「年に1回」(20.7%)、「年に3回」(17.2%)、「年に4回以上」(11.5%)、「数年に1回」(2.3%)の順である。

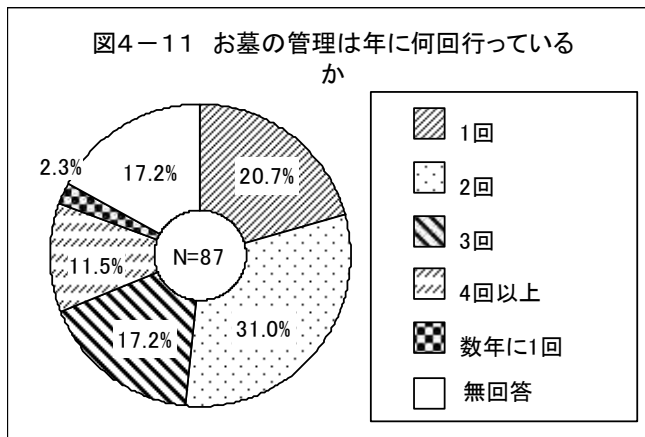


表4-11 お墓の管理は年に何回行っているか

	回答数	割合
1 1回	18	20.7%
2 2回	27	31.0%
3 3回	15	17.2%
4 4回以上	10	11.5%
5 数年に1回	2	2.3%
6 無回答	15	17.2%
合計	87	100.0%

注：割合は四捨五入しているため、単純に合計すると100%になりません。

問2-5 お墓が南風原町内・町外にある方で、今のお墓を利用したいとお考えですか？1つ選んで○で囲んで下さい。

将来利用できるお墓が南風原町内及び町外にある方で、「利用したい」と回答した人が74.5%で最も多く、「新に別の墓を造りたい」は9.9%である。

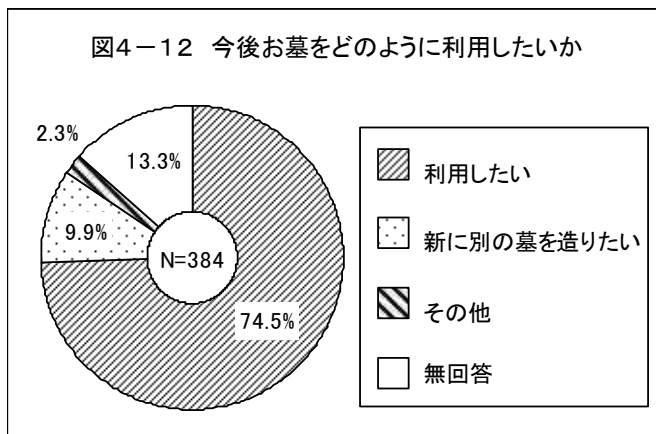


表4-12 今後お墓をどのように利用したいか

	回答数	割合
1 利用したい	286	74.5%
2 新に別の墓を造りたい	38	9.9%
3 その他	9	2.3%
4 無回答	51	13.3%
合計	384	100.0%

(3) お墓の取得意向

問3 問1で「ない」と回答された方および問2-5で「新に別の墓を求めたい」と答えた方。次のうちどのようなお墓を希望されますか？1つ選んで○で囲んで下さい。

将来利用できるお墓がない人及び新に別の墓を求めたい人が希望するお墓の管理形態について、「公共が管理する霊園を使用したい」が38.2%で最も多く、次いで「個人・家族・親族で墓地を取得したい」(36.0%)、「民間が管理する霊園を使用したい」(10.2%)の順である。

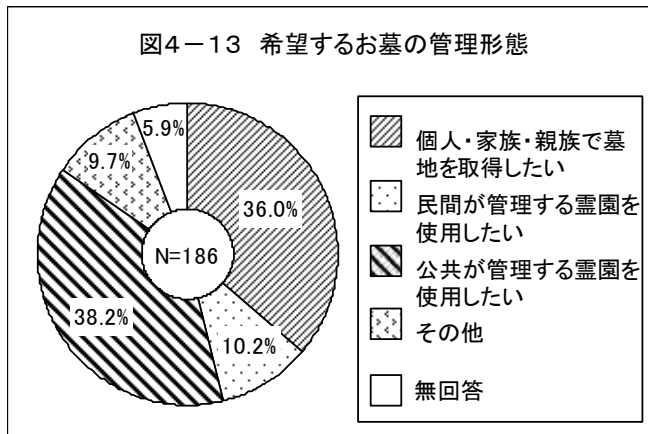


表4-13 希望するお墓の管理形態

	回答数	割合
1 個人・家族・親族で墓地を取得したい	67	36.0%
2 民間が管理する霊園を使用したい	19	10.2%
3 公共が管理する霊園を使用したい	71	38.2%
4 その他	18	9.7%
5 無回答	11	5.9%
合計	186	100.0%

希望するお墓の管理形態を南風原町に住み始めた時期別に見ると「私の世代から」と「親の世代から」町内に住んでいる世帯の約4割は「公共が管理する霊園を使用したい」と回答している。

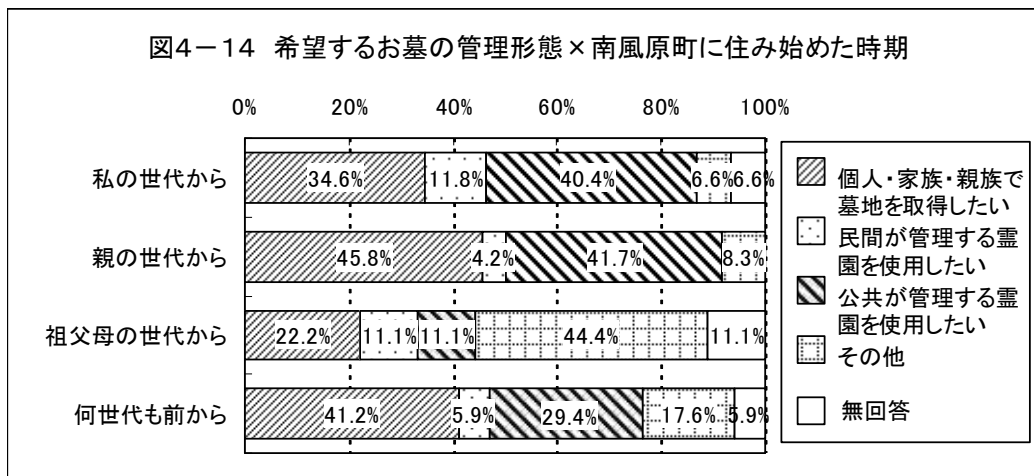


表4-14 希望するお墓の管理形態×南風原町に住み始めた時期

	私の世代から	親の世代から	祖父母の世代から	何世代も前から	合計
1 個人・家族・親族で墓地を取得したい	47 34.6%	11 45.8%	2 22.2%	7 41.2%	67 36.0%
2 民間が管理する霊園を使用したい	16 11.8%	1 4.2%	1 11.1%	1 5.9%	19 10.2%
3 公共が管理する霊園を使用したい	55 40.4%	10 41.7%	1 11.1%	5 29.4%	71 38.2%
4 その他	9 6.6%	2 8.3%	4 44.4%	3 17.6%	18 9.7%
5 無回答	9 6.6%	0 0.0%	1 11.1%	1 5.9%	11 5.9%
合計	136 100.0%	24 100.0%	9 100.0%	17 100.0%	186 100.0%

注：割合は四捨五入しているため、単純に合計すると100%になりません。

問3-2 お墓の種類はどのようなものを希望されますか？2つまで選んで○で囲んで下さい。

希望するお墓の種類について、「家族墓」が62.9%で最も多く、次いで「納骨堂」(12.4%)、「施設型共同墓」(6.5%)、「門中墓」(5.4%)、「兄弟墓」(2.7%)の順である。

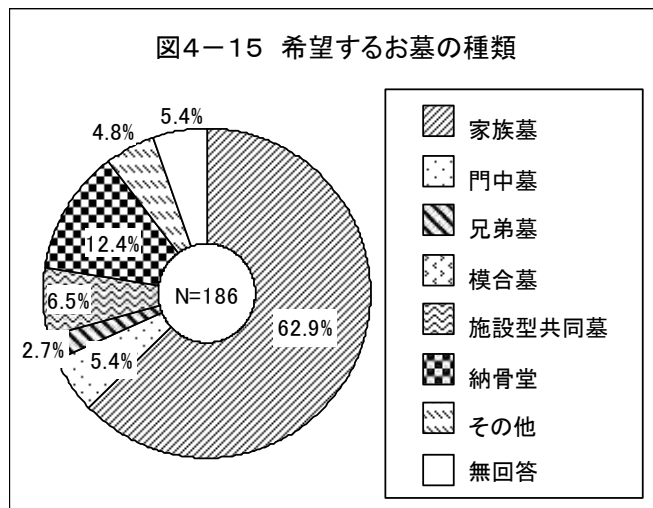


表4-15 希望するお墓の種類

	回答数	割合
1 家族墓	117	62.9%
2 門中墓	10	5.4%
3 兄弟墓	5	2.7%
4 模合墓	0	0.0%
5 施設型共同墓	12	6.5%
6 納骨堂	23	12.4%
7 その他	9	4.8%
8 無回答	10	5.4%
合計	186	100.0%

注：割合は四捨五入しているため、単純に合計すると100%になりません。

希望するお墓の種類を南風原町に住み始めた時期別に見ると、「納骨堂」を希望する割合は、「私の世代から」住み始めた世帯で14.0%、「祖父母の世代から」住み始めた世帯で33.3%、「何世代も前から」住んでいる世帯で5.9%である。

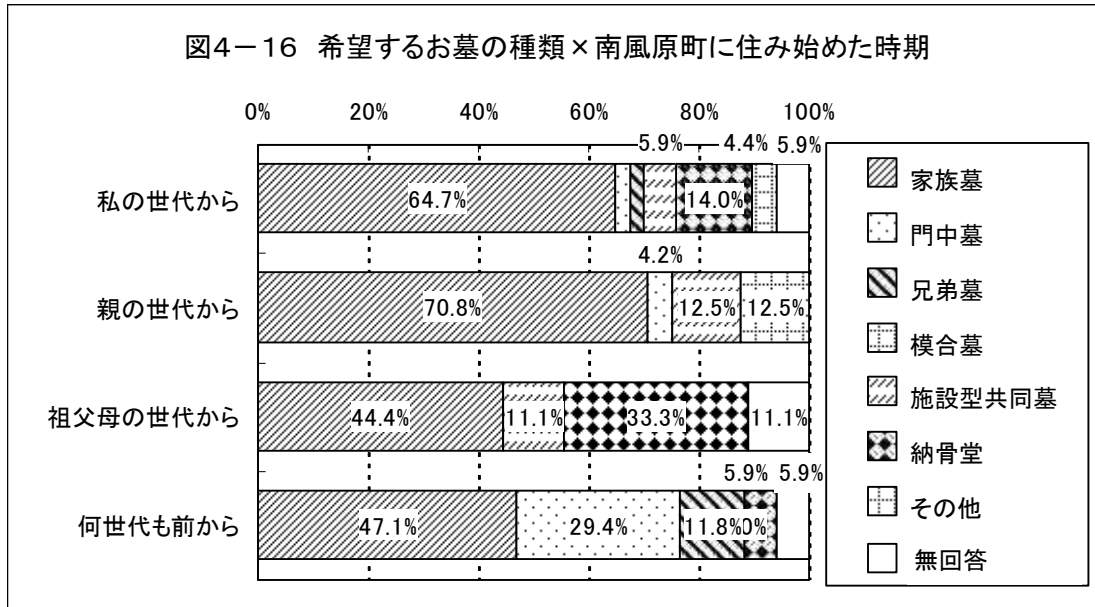


表4-16 希望するお墓の種類×南風原町に住み始めた時期

	私の世代から	親の世代から	祖父母の世代から	何世代も前から	合計
1 家族墓	88 64.7%	17 70.8%	4 44.4%	8 47.1%	117 62.9%
2 門中墓	4 2.9%	1 4.2%	0 0.0%	5 29.4%	10 5.4%
3 兄弟墓	3 2.2%	0 0.0%	0 0.0%	2 11.8%	5 2.7%
4 模合墓	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
5 施設型共同墓	8 5.9%	3 12.5%	1 11.1%	0 0.0%	12 6.5%
6 納骨堂	19 14.0%	0 0.0%	3 33.3%	1 5.9%	23 12.4%
7 その他	6 4.4%	3 12.5%	0 0.0%	0 0.0%	9 4.8%
8 無回答	8 5.9%	0 0.0%	1 11.1%	1 5.9%	10 5.4%
合計	136 100.0%	24 100.0%	9 100.0%	17 100.0%	186 100.0%

注：割合は四捨五入しているため、単純に合計すると100%になりません。

希望するお墓の管理形態をお墓の種類別に見ると、「公共が管理する霊園を使用したい」世帯の12.7%が「施設型共同墓」を、19.7%が「納骨堂」を希望している。

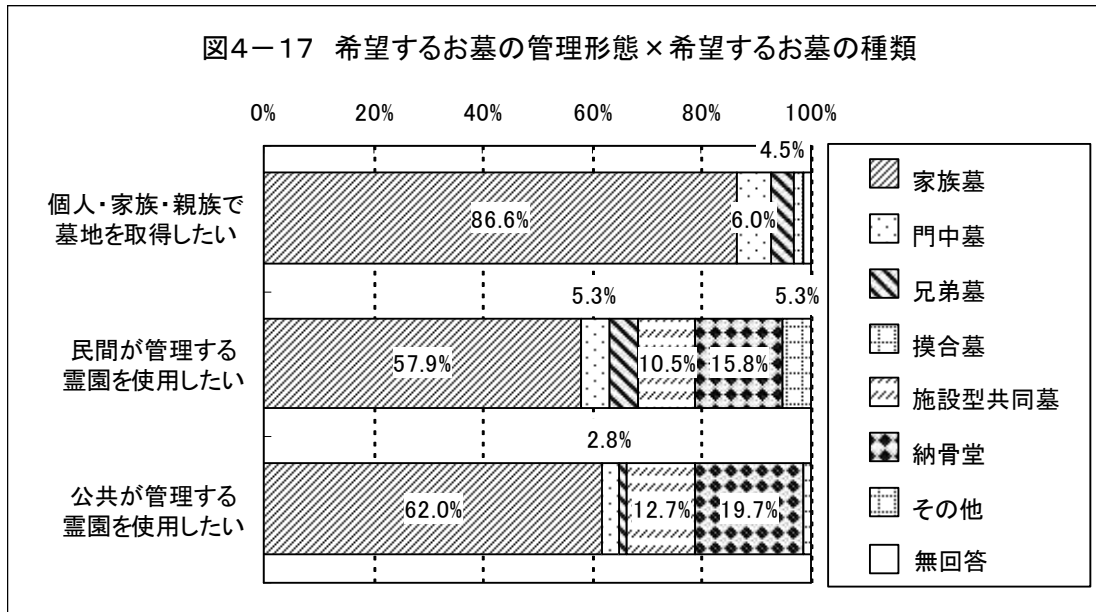


表4-17 希望するお墓の管理形態×希望するお墓の種類

	個人・家族・親族で墓地を取得したい	民間が管理する霊園を使用したい	公共が管理する霊園を使用したい	その他	無回答	合計
1 家族墓	58 86.6%	11 57.9%	44 62.0%	2 11.1%	2 18.2%	117 62.9%
2 門中墓	4 6.0%	1 5.3%	2 2.8%	2 11.1%	1 9.1%	10 5.4%
3 兄弟墓	3 4.5%	1 5.3%	1 1.4%	0 0.0%	0 0.0%	5 2.7%
4 模合墓	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
5 施設型共同墓	0 0.0%	2 10.5%	9 12.7%	1 5.6%	0 0.0%	12 6.5%
6 納骨堂	0 0.0%	3 15.8%	14 19.7%	4 22.2%	2 18.2%	23 12.4%
7 その他	1 1.5%	1 5.3%	1 1.4%	5 27.8%	1 9.1%	9 4.8%
8 無回答	1 1.5%	0 0.0%	0 0.0%	4 22.2%	5 45.5%	10 5.4%
合計	67 100.0%	19 100.0%	71 100.0%	18 100.0%	11 100.0%	186 100.0%

注：割合は四捨五入しているため、単純に合計すると100%になりません。

問3-3 お墓を取得する時期はいつごろを予定していますか？

1つ選んで○で囲んで下さい。

お墓の取得する時期について、「わからない/未定」が46.2%で最も多く、次いで「時期は決まっていないが取得を検討している」(29.6%)、「5年以内に取得する予定である」(7.0%)、「5～10年以内に取得する予定である」(6.5%)、「取得する予定はない」(5.4%)の順である。

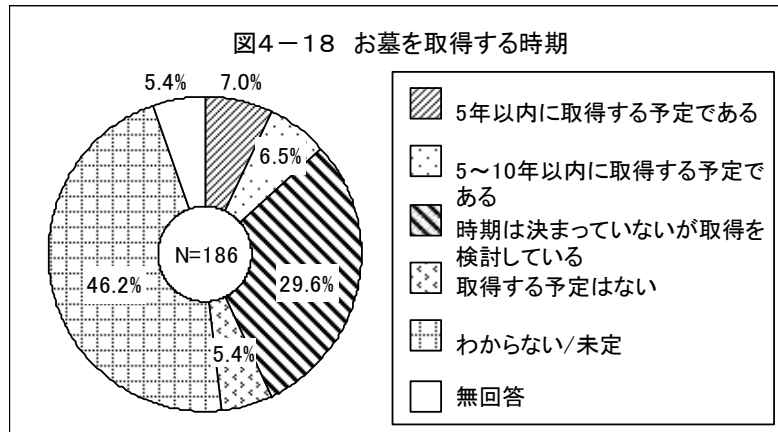


表4-18 お墓を取得する時期

	回答数	割合
1 5年以内に取得する予定である	13	7.0%
2 5～10年以内に取得する予定である	12	6.5%
3 時期は決まっていないが取得を検討している	55	29.6%
4 取得する予定はない	10	5.4%
5 わからない/未定	86	46.2%
6 無回答	10	5.4%
合計	186	100.0%

注：割合は四捨五入しているため、単純に合計すると100%になりません。

問3-4 お墓はどこに持ちたいですか？1つ選んで○で囲んで下さい。

希望するお墓の場所について、「南風原町内」が40.3%で最も多く、次いで「その他」(29.6%)、「南風原町外」(18.8%)である。

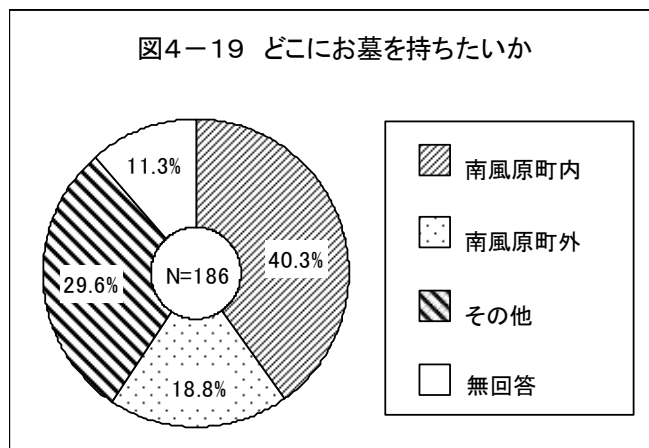


表4-19 どこにお墓を持ちたいか

	回答数	割合
1 南風原町内	75	40.3%
2 南風原町外	35	18.8%
3 その他	55	29.6%
4 無回答	21	11.3%
合計	186	100.0%

希望するお墓の種類について希望するお墓の場所別に見ると、「南風原町内」で新しいお墓を希望する世帯で「公共が管理する霊園を使用したい」と回答したのは52.0%である。

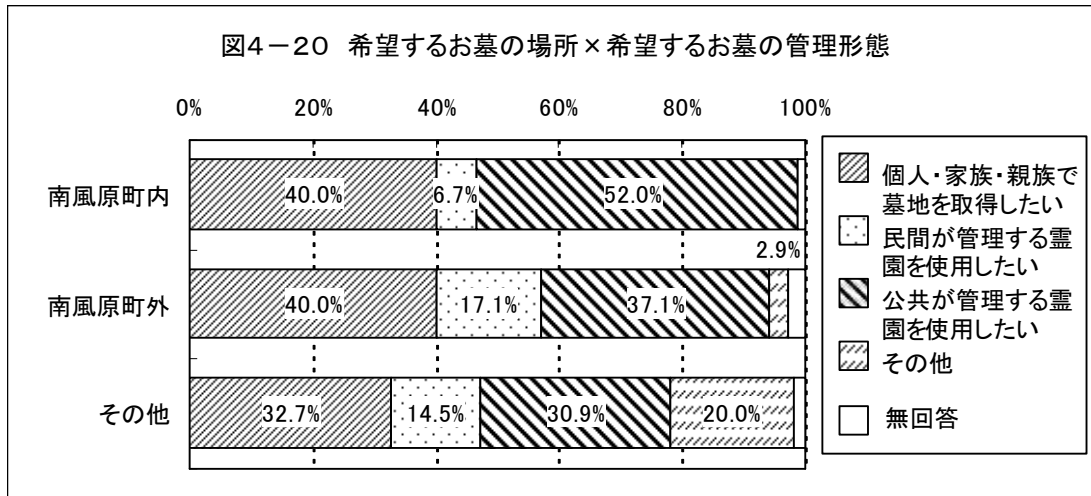


表4-20 希望するお墓の場所×希望するお墓の管理形態

	南風原町内	南風原町外	その他	無回答	合計
1 個人・家族・親族で墓地を取得したい	30 40.0%	14 40.0%	18 32.7%	5 23.8%	67 36.0%
2 民間が管理する霊園を使用したい	5 6.7%	6 17.1%	8 14.5%	0 0.0%	19 10.2%
3 公共が管理する霊園を使用したい	39 52.0%	13 37.1%	17 30.9%	2 9.5%	71 38.2%
4 その他	0 0.0%	1 2.9%	11 20.0%	6 28.6%	18 9.7%
5 無回答	1 1.3%	1 2.9%	1 1.8%	8 38.1%	11 5.9%
合計	75 100.0%	35 100.0%	55 100.0%	21 100.0%	186 100.0%

お墓を取得する予定時期についてお墓を希望する場所別に見ると、「南風原町内」で新しいお墓を希望する世帯の約16%が10年以内にお墓を取得する予定であると回答している。

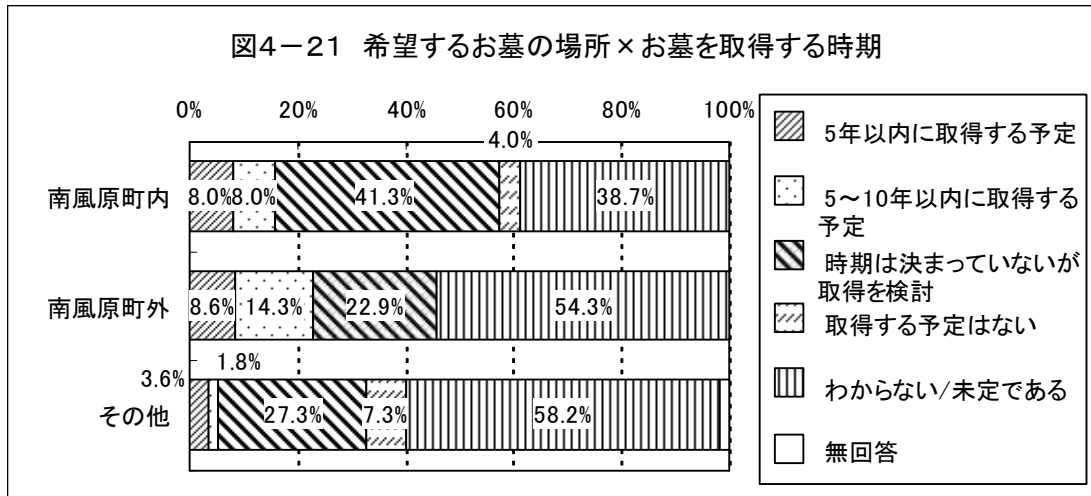


表4-21 希望するお墓の場所×お墓を取得する時期

	南風原町内	南風原町外	その他	無回答	合計
1 5年以内を取得する予定	6 8.0%	3 8.6%	2 3.6%	2 9.5%	13 7.0%
2 5~10年以内を取得する予定	6 8.0%	5 14.3%	1 1.8%	0 0.0%	12 6.5%
3 時期は決まていないが取得を検討	31 41.3%	8 22.9%	15 27.3%	1 4.8%	55 29.6%
4 取得する予定はない	3 4.0%	0 0.0%	4 7.3%	3 14.3%	10 5.4%
5 わからない/未定である	29 38.7%	19 54.3%	32 58.2%	6 28.6%	86 46.2%
6 無回答	0 0.0%	0 0.0%	1 1.8%	9 42.9%	10 5.4%
合計	75 100.0%	35 100.0%	55 100.0%	21 100.0%	186 100.0%

注：割合は四捨五入しているため、単純に合計すると100%になりません。

問3-5 問3で「個人・家族・親族で墓地を取得したい」と回答された方で墓地の継承者はいますか？1つ選んで○で囲んで下さい。

新規に「個人・家族・親族で墓地を取得したい」と回答した人のうち、後継者が「いる」と回答したのは79.1%、「いない」は11.9%である。

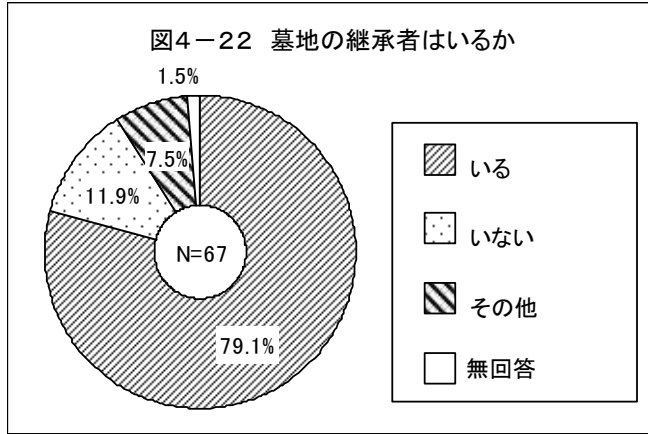


表4-22 墓地の継承者はいるか

	回答数	割合
1 いる	53	79.1%
2 いない	8	11.9%
3 その他	5	7.5%
4 無回答	1	1.5%
合計	67	100.0%

お墓の継承者の有無を家族世帯構成別に見ると、継承者がいる割合は「単身世帯」で33.3%、「夫婦2人世帯」で83.3%、「親子世帯」で86.0%、「親子孫世帯」で100.0%である。

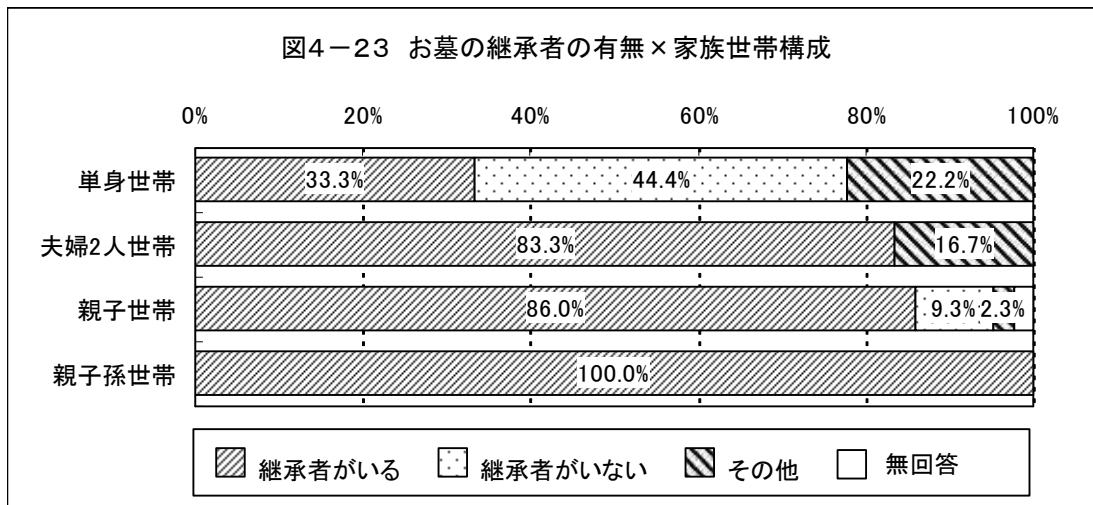


表4-23 お墓の継承者の有無×家族世帯構成

		単身世帯	夫婦2人世帯	親子世帯	親子孫世帯	合計
1	継承者がいる	3 33.3%	10 83.3%	37 86.0%	3 100.0%	53 79.1%
2	継承者がいない	4 44.4%	0 0.0%	4 9.3%	0 0.0%	8 11.9%
3	その他	2 22.2%	2 16.7%	1 2.3%	0 0.0%	5 7.5%
4	無回答	0 0.0%	0 0.0%	1 2.3%	0 0.0%	1 1.5%
	合計	9 100.0%	12 100.0%	43 100.0%	3 100.0%	67 100.0%

注：割合は四捨五入しているため、単純に合計すると100%になりません。

問4 お墓を建てる又は購入する場合、次のどの様な点に気を配られますか？
最も重視するものを3つまで選んで○で囲んで下さい。

お墓を建てる又は購入する場合に最も重視する点については、「購入費または建設費」が47.3%で最も多く、次いで「墓地周辺の環境」(33.3%)、「駐車場やトイレ等の施設の有無」(32.8%)、「交通の便の良さ」(29.0%)、「自宅からの距離が近い」(28.5%)、「墓地の継承者がいなくても安心して利用できる墓」(25.8%)、「墓地内の清掃や美観等の維持管理」(23.1%)「ユンヂチなどお墓を造るのに良い年」(16.1%)、「清明祭等で利用する前庭の広さ」(6.5%)の順である。

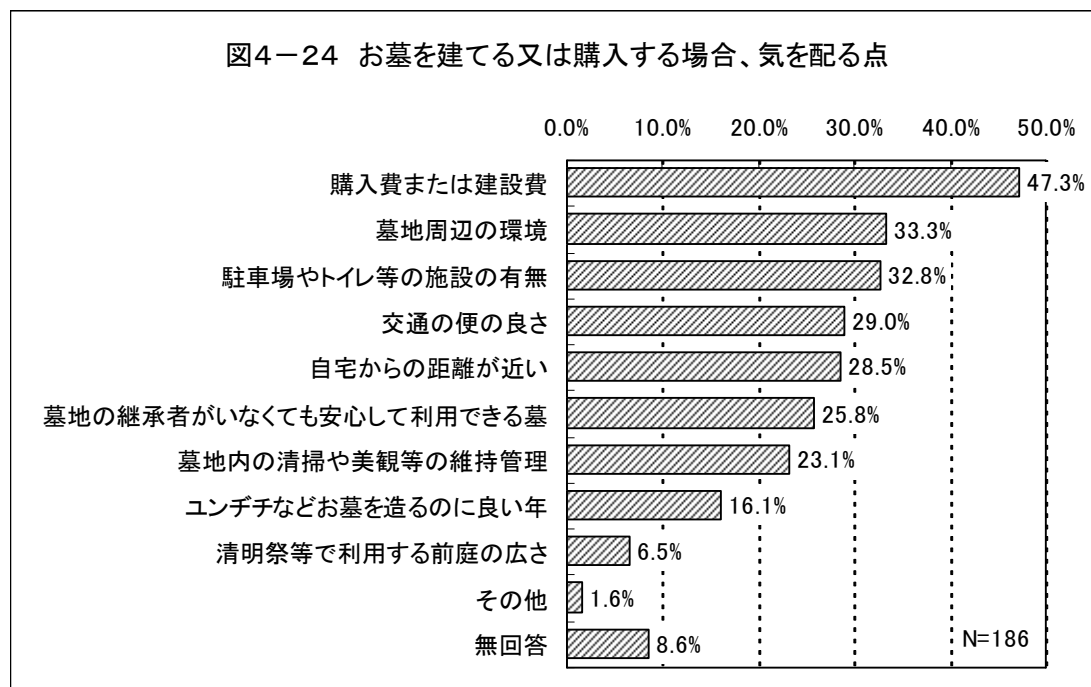


表4-24 お墓を建てる又は購入する場合、気を配る点

	回答数	割合
1 購入費または建設費	88	47.3%
2 墓地周辺の環境	62	33.3%
3 駐車場やトイレ等の施設の有無	61	32.8%
4 交通の便の良さ	54	29.0%
5 自宅からの距離が近い	53	28.5%
6 墓地の継承者がいなくても安心して利用できる墓	48	25.8%
7 墓地内の清掃や美観等の維持管理	43	23.1%
8 ユンヂチなどお墓を造るのに良い年	30	16.1%
9 清明祭等で利用する前庭の広さ	12	6.5%
10 その他	3	1.6%
11 無回答	16	8.6%
合計	470	252.7%
回答者数	186	100.0%

注：割合は四捨五入しているため、表示されている値を単純に合計すると、表中の合計の値と一致しない場合があります。

問5 お墓を取得するとした場合、どの程度の費用が適当だと考えますか？

1つ選んで○で囲んで下さい。

お墓を取得する場合の適当な費用について、「50～100万円」が26.9%で最も多く、次いで「100～200万円」(23.7%)、「200～300万円」(17.2%)、「50万円未満」(16.1%)、「300～600万円」(6.5%)の順である。

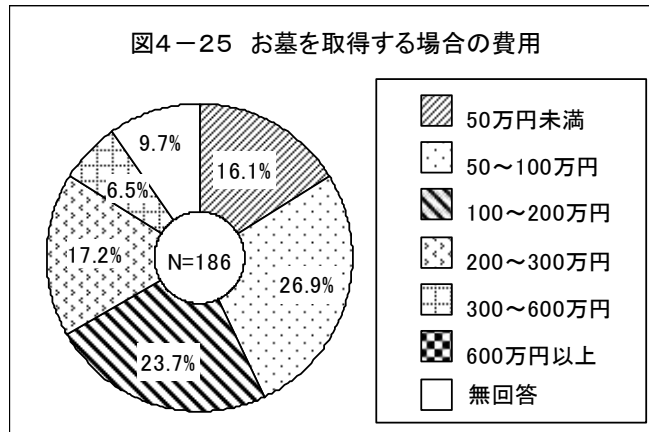


表4-25 お墓を取得する場合の費用

	回答数	割合
1 50万円未満	30	16.1%
2 50～100万円	50	26.9%
3 100～200万円	44	23.7%
4 200～300万円	32	17.2%
5 300～600万円	12	6.5%
6 600万円以上	0	0.0%
7 無回答	18	9.7%
合計	186	100.0%

注：割合は四捨五入しているため、単純に合計すると100%になりません。

問6 お墓を造る又は購入する場合、墓地はどの程度の規模がいいとお考えですか？

1つ選んで○で囲んで下さい。

お墓を造る又は購入する場合の規模について、「1坪～3坪」が34.9%で最も多く、次いで「1㎡～3㎡」(21.0%)、「3坪～6坪」(19.4%)、「6坪～10坪」(7.0%)、「1㎡以下」(5.9%)、「10～20坪」及び「20坪以上」(いずれも0.5%)の順である。

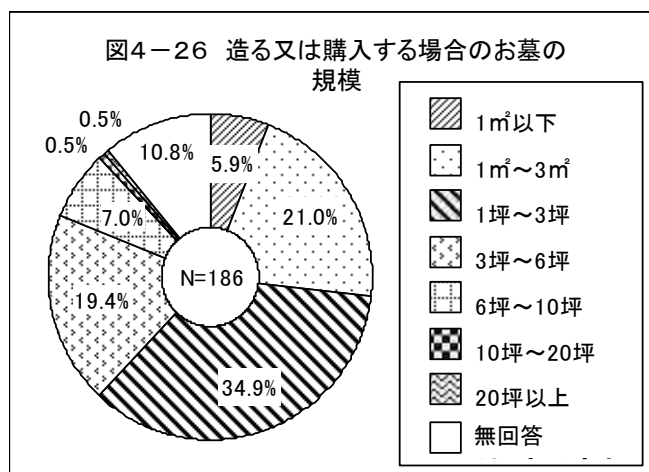


表4-26 造る又は購入する場合のお墓の規模

	回答数	割合
1 1㎡以下	11	5.9%
2 1㎡～3㎡	39	21.0%
3 1坪～3坪	65	34.9%
4 3坪～6坪	36	19.4%
5 6坪～10坪	13	7.0%
6 10坪～20坪	1	0.5%
7 20坪以上	1	0.5%
8 無回答	20	10.8%
合計	186	100.0%

(4) 共同墓

問7 共同墓の利用について、どう思いますか？1つ選んで○で囲んで下さい。

共同墓の利用について、「納骨堂タイプなら利用したい」が35.5%で最も多く、次いで「どちらも利用したくない」(29.0%)、「どのタイプでもよい」(10.2%)、「納骨後合葬するタイプなら利用したい」(9.7%)、「合葬タイプなら利用したい」(1.1%)の順である。

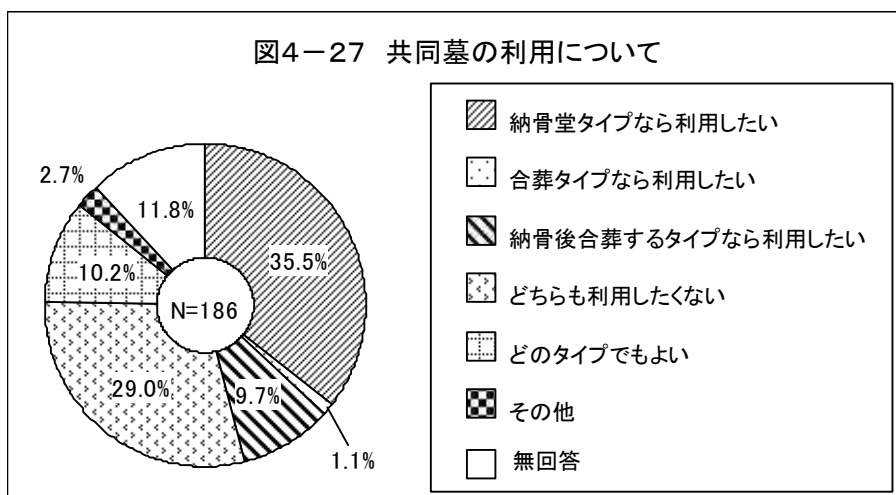


表4-27 共同墓の利用について

	回答数	割合
1 納骨堂タイプなら利用したい	66	35.5%
2 合葬タイプなら利用したい	2	1.1%
3 納骨後合葬するタイプなら利用したい	18	9.7%
4 どちらも利用したくない	54	29.0%
5 どのタイプでもよい	19	10.2%
6 その他	5	2.7%
7 無回答	22	11.8%
合計	186	100.0%

施設型共同墓とは、行政や民間などが運営するもので、大きな墳墓（納骨堂などを含む）に複数の遺骨を納め、次のようなタイプがあります。

○納骨堂タイプ：お骨は個々の骨壺に入れ、1つの墳墓にまとめるもの。

○合葬タイプ：骨壺からお骨を出し複数の遺骨を一ヶ所に納めるもの

○納骨後合葬するタイプ：ある一定期間（10～50年）納骨堂で供養を行った後に合葬する。

問7-2 現在利用されているお墓から、共同墓への移転を考えていますか？

1つ選んで○で囲んで下さい。

共同墓の移転について、「移すつもりはない」が30.1%で最も多く、次いで「将来は移すことも考えている」(4.8%)、「今すぐにも移したい」(2.2%)、「継承者がいないので移さないといけない」(1.1%)の順である。

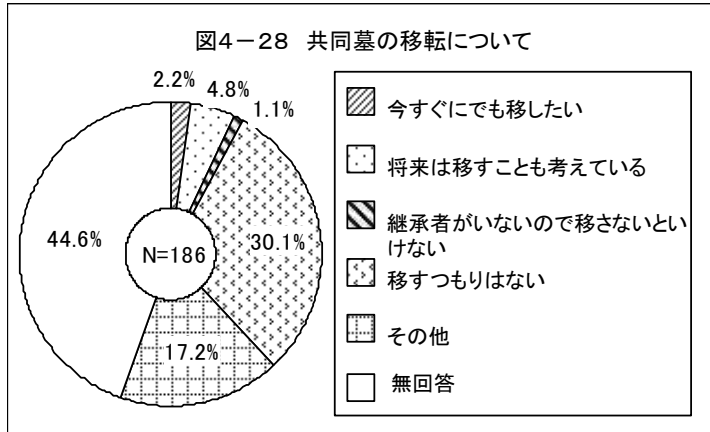


表4-28 共同墓への移転について

回答内容	回答数	割合
1 今すぐにも移したい	4	2.2%
2 将来は移すことも考えている	9	4.8%
3 継承者がいないので移さないといけない	2	1.1%
4 移すつもりはない	56	30.1%
5 その他	32	17.2%
6 無回答	83	44.6%
合計	186	100.0%

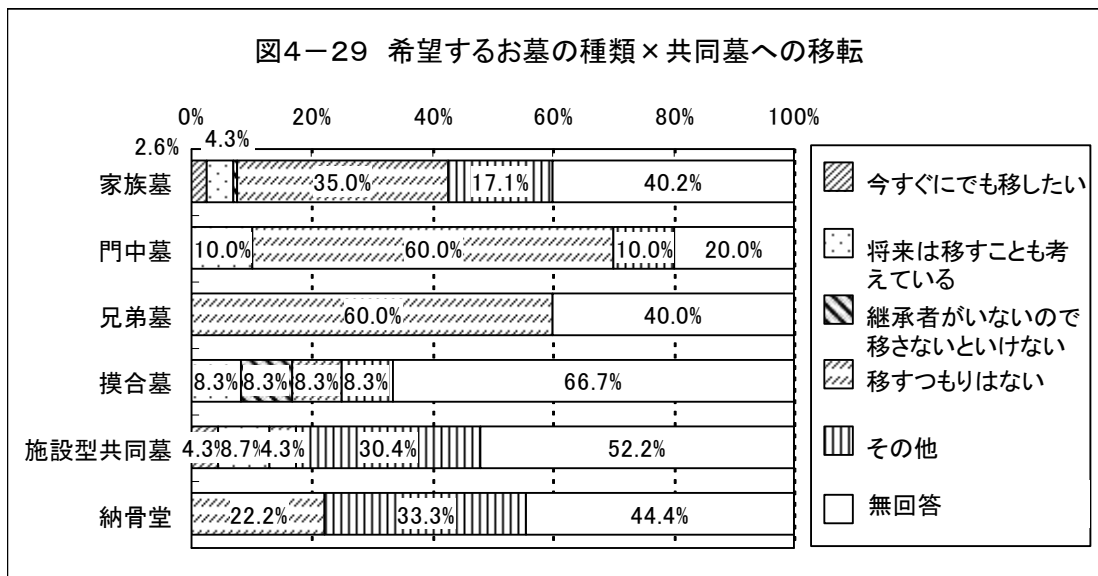


表4-29 希望するお墓の種類×共同墓への移転

	家族墓	門中墓	兄弟墓	摸合墓	施設型共同墓	納骨堂	その他	合計
1 今すぐにも移したい	3 2.6%	0.0%	0.0%	0.0%	1 4.3%	0.0%	0.0%	4 2.2%
2 将来は移すことも考えている	5 4.3%	1 10.0%	0.0%	1 8.3%	2 8.7%	0.0%	0.0%	9 4.8%
3 継承者がいないので移さないといけない	1 0.9%	0.0%	0.0%	1 8.3%	0.0%	0.0%	0.0%	2 1.1%
4 移すつもりはない	41 35.0%	6 60.0%	3 60.0%	1 8.3%	1 4.3%	2 22.2%	2 20.0%	56 30.1%
5 その他	20 17.1%	1 10.0%	0.0%	1 8.3%	7 30.4%	3 33.3%	0.0%	32 17.2%
6 無回答	47 40.2%	2 20.0%	2 40.0%	8 66.7%	12 52.2%	4 44.4%	8 80.0%	83 44.6%
合計	117 100.0%	10 100.0%	5 100.0%	12 100.0%	23 100.0%	9 100.0%	10 100.0%	186 100.0%

注：割合は四捨五入しているため、単純に合計すると100%になりません。

問7-3 合葬について、どの程度の年月が経てば合葬しても良いとお考えですか？

1つ選んで○で囲んで下さい。

合葬しても良い時期について、「合葬はしない」が30.1%で最も多く、次いで「33回忌を終えたら」(23.1%)、「3回忌を終えたら」(7.5%)、「13回忌を終えたら」(3.8%)、「7回忌を終えたら」及び「25回忌を終えたら」(いずれも2.7%)の順である。

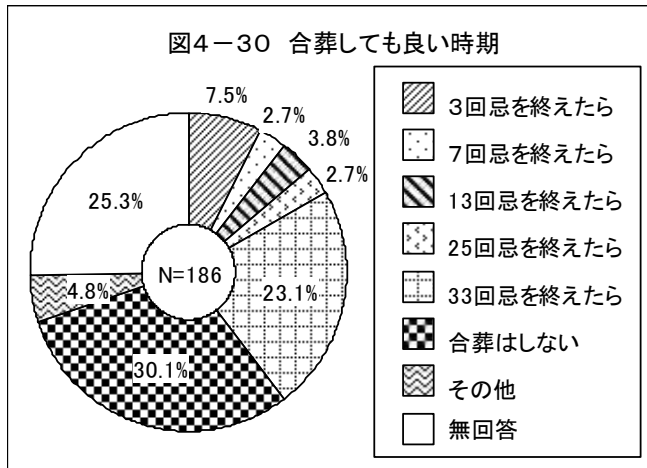


表4-30 合葬しても良い時期

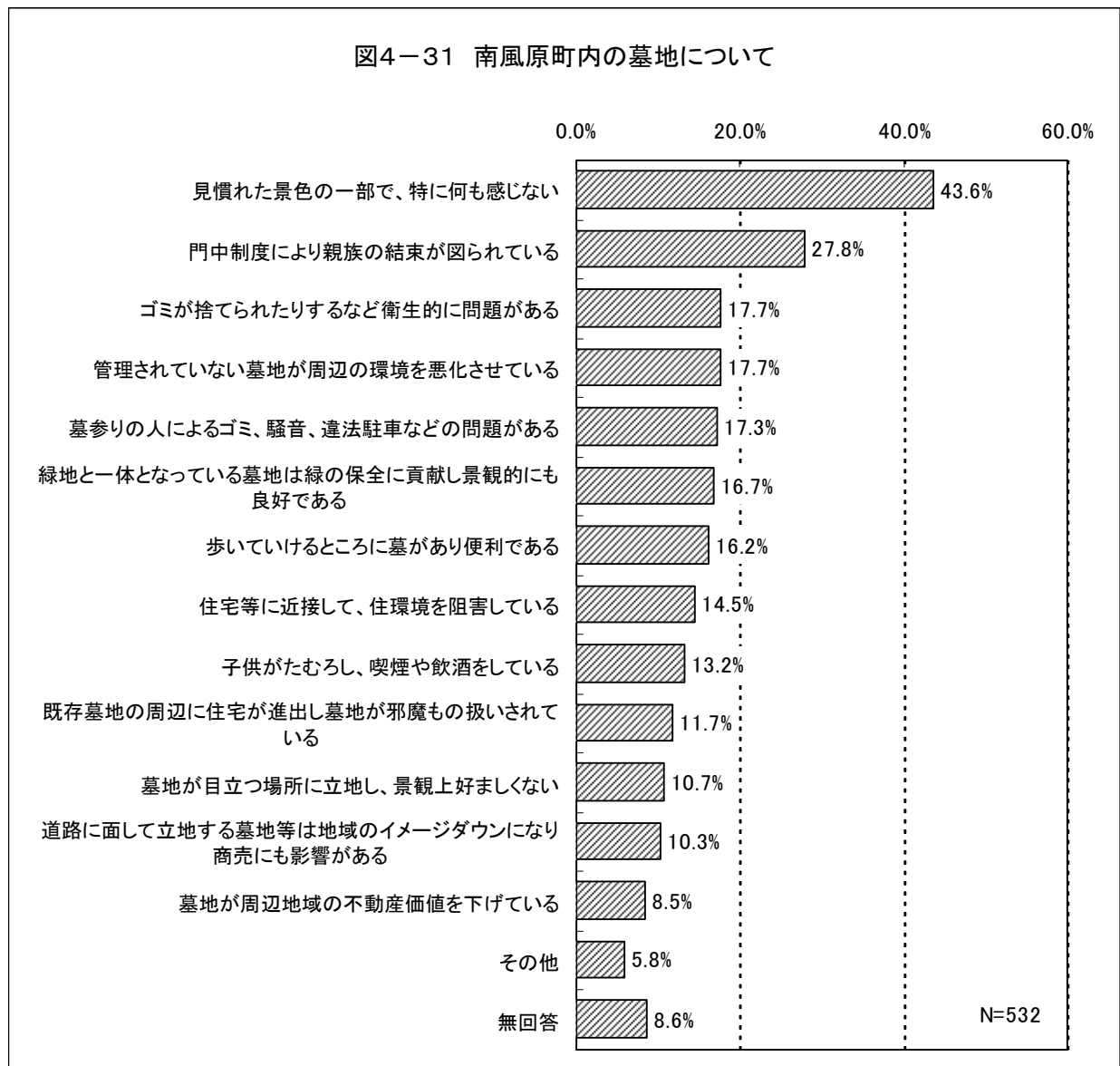
	回答数	割合
1 3回忌を終えたら	14	7.5%
2 7回忌を終えたら	5	2.7%
3 13回忌を終えたら	7	3.8%
4 25回忌を終えたら	5	2.7%
5 33回忌を終えたら	43	23.1%
6 合葬はしない	56	30.1%
7 その他	9	4.8%
8 無回答	47	25.3%
合計	186	100.0%

(5) 南風原町内の墓地の状況

問8 南風原町内にある墓地を見て、どのように感じますか？

幾つでもいいですから○で囲んで下さい。

南風原町内にある墓地について、「見慣れた景色の一部で、特に何も感じない」が43.6%で最も多く、次いで「門中制度により親族の結束が図られている」(27.8%)、「ゴミが捨てられたりするなど衛生的に問題がある」及び「管理されていない墓地が周辺の環境を悪化させている」(いずれも17.7%)、「墓参りの人によるゴミ、騒音、違法駐車などの問題がある」(17.3%)の順である。



問9 今後の墓地のあり方について、次のどのような方法が良いと考えますか？

幾つでもいいですから○で囲んで下さい。

今後の墓地のあり方について、「既存の墓地は仕方ないとしても、これから造られる墓地は決められた場所に造るべき」が67.5%で最も多く、次いで「墓を造ってはいけない地域をしっかりと決めておく必要がある」(51.7%)、「今後の墓地需要を考え、公共の墓地を整備する必要がある」(50.4%)、「住宅地内に点在する既存の墓地をどこか適正な場所へ移設し集約することが望ましい」(21.8%)、「今後の墓地需要を考え、民間の霊園整備を促す必要がある」(17.3%)、「観光客や地域の商業活動などに配慮し主要な道路に面する墓地は移設することが望ましい」(14.5%)、「これまでどおり、個人の所有地に墓地を自由に造ることができるようにして欲しい」(8.1%)の順である。

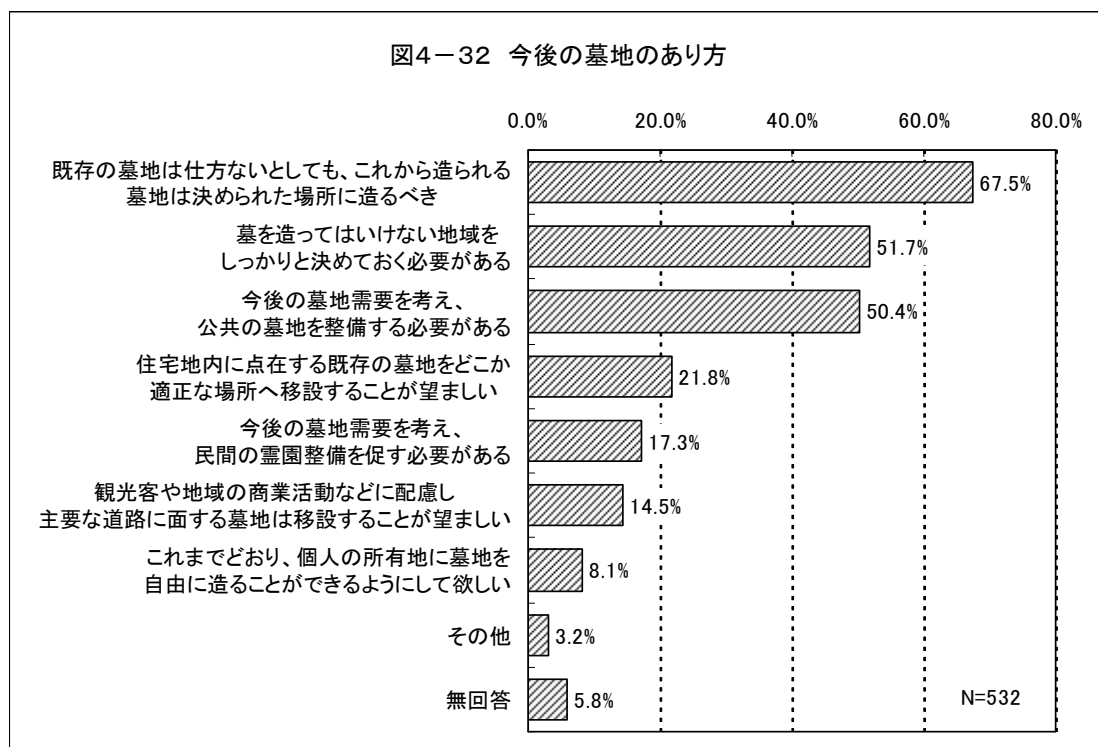


表4-31 今後の墓地のあり方

	回答数	割合
1 既存の墓地は仕方ないとしても、これから造られる墓地は決められた場所に造るべき	359	67.5%
2 墓を造ってはいけない地域をしっかりと決めておく必要がある	275	51.7%
3 今後の墓地需要を考え、公共の墓地を整備する必要がある	268	50.4%
4 住宅地内に点在する既存の墓地をどこか適正な場所へ移設することが望ましい	116	21.8%
5 今後の墓地需要を考え、民間の霊園整備を促す必要がある	92	17.3%
6 観光客や地域の商業活動などに配慮し主要な道路に面する墓地は移設することが望ましい	77	14.5%
7 これまでどおり、個人の所有地に墓地を自由に造ることができるようにして欲しい	43	8.1%
8 その他	17	3.2%
9 無回答	31	5.8%
合計	1,278	240.2%
回答者数	532	100.0%

注：割合は四捨五入しているため、表示されている値を単純に合計すると、表中の合計の値と一致しない場合があります。

問9-2 今後、南風原町内で墓地を造らせてもよい場所としてどのような場所がいいと思われますか？1つ選んで○囲んで下さい。

南風原町内で墓地を集約する場所について「各字で墓地を造る場所を確保できない場合は、南風原町に数箇所、墓地を造っても良い場所を設ける」が68.8%で最も多く、次いで「字の住民が造るお墓は、各字かその周辺に墓地を造っても良い場所を設ける」(25.6%)、「その他」(5.8%)の順である。

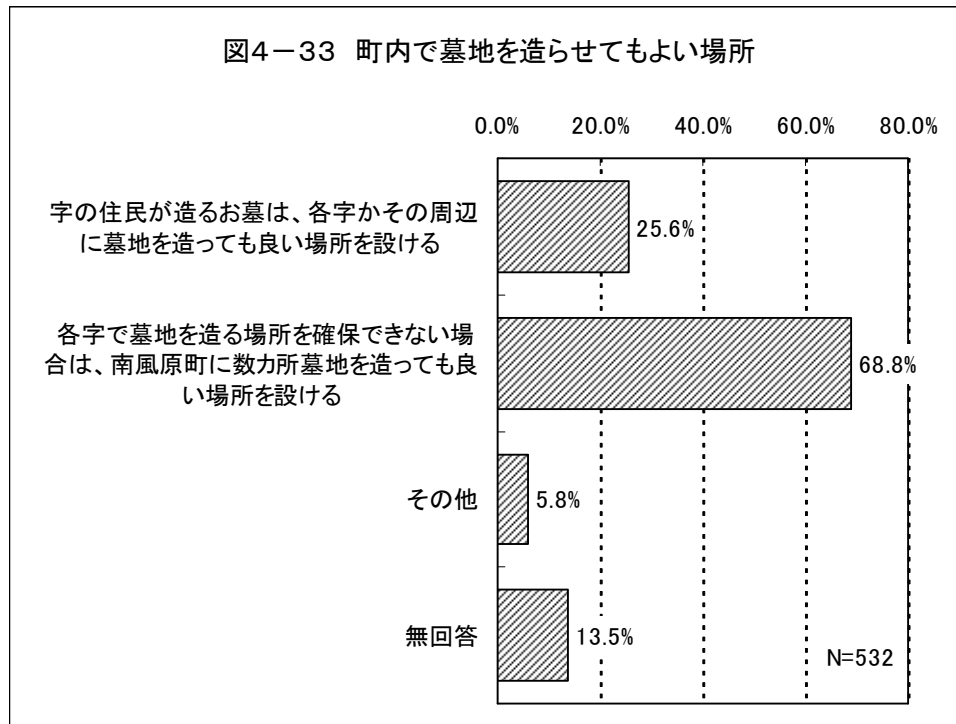


表4-32 町内で墓地を造らせてもよい場所

	回答数	割合
1 字の住民が造るお墓は、各字かその周辺に墓地を造っても良い場所を設ける	136	25.6%
2 各字で墓地を造る場所を確保できない場合は、南風原町に数箇所墓地を造っても良い場所を設ける	366	68.8%
3 その他	31	5.8%
4 無回答	72	13.5%
合計	605	113.7%
回答者数	532	100.0%

問10 お墓のあり方や葬送のあり方について、あなたはどのようにお考えですか？

1つ選んで○で囲んで下さい。

お墓や葬送のあり方について、「伝統的な沖縄の墓地形態や葬送を継承したい」が45.5%で最も多く、次いで「墓の継承者がいなくても安心できる永代供養をしてくれるお墓がよい」(35.0%)、「自然葬など新たな葬送を考えた」(10.3%)の順である。

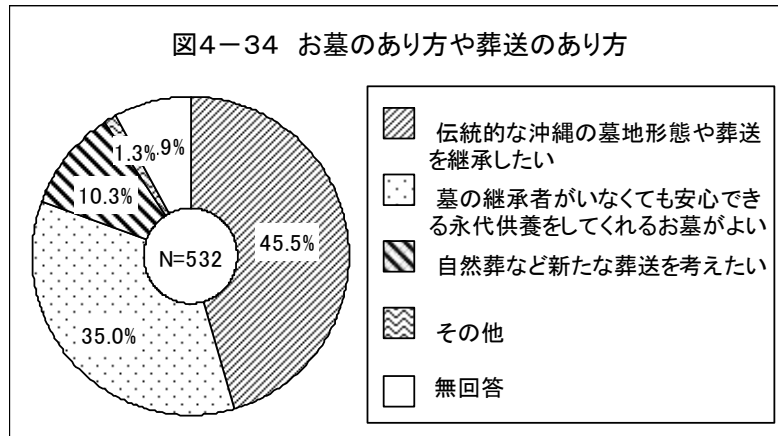
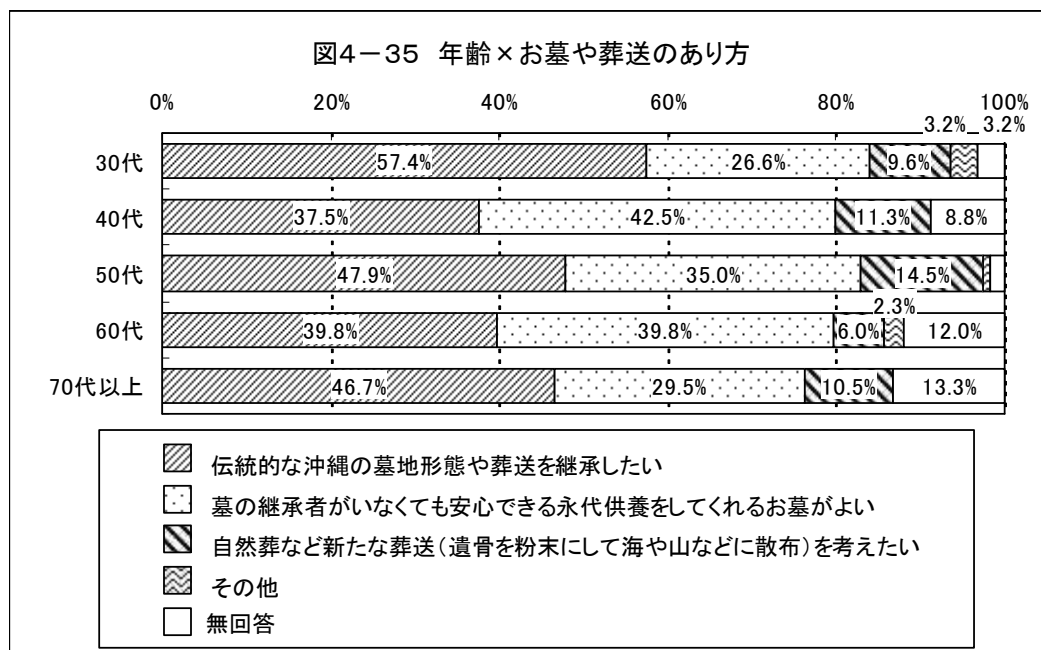


表4-33 お墓のあり方や葬送のあり方

回答内容	回答数	割合
1 伝統的な沖縄の墓地形態や葬送を継承したい	242	45.5%
2 墓の継承者がいなくても安心できる永代供養をしてくれるお墓がよい	186	35.0%
2 自然葬など新たな葬送(遺骨を粉末にして海や山などに散布)を考えた	55	10.3%
3 その他	7	1.3%
4 無回答	42	7.9%
合計	532	100.0%

年齢別に見ると「伝統的な沖縄の墓地形態や葬送を継承したい」と回答した割合は30代で57.4%と他の世代に比べて多い。



(6) 墓地取得・管理に係る社会的規範

問11 「墓地、埋葬等に関する法律」があり、個人で墓を造る場合には知事の許可が必要であることを御存知でしたか？1つ選んで○で囲んで下さい。

個人で墓を造る場合には知事の許可が必要であることを「知っている」と回答したのは34.4%、「知らなかった」は62.6%である。

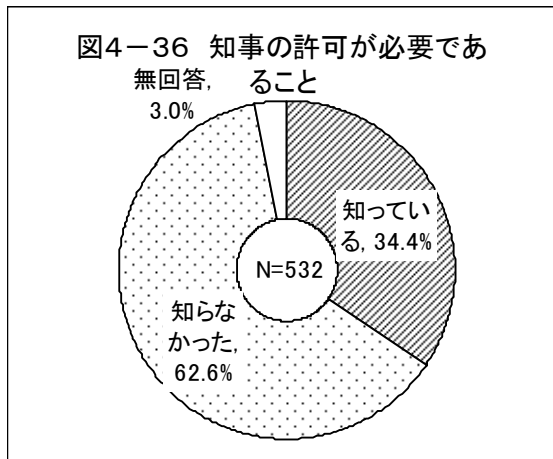


表4-34 知事の許可が必要であること

	回答数	割合
1 知っている	183	34.4%
2 知らなかった	333	62.6%
3 無回答	16	3.0%
合計	532	100.0%

問12 「墓地、埋葬等に関する法律」により、墓を造る場合は基準が定められていることを御存知でしたか？1つ選んで○で囲んで下さい。

墓を造る場合は基準が定められていることを「知っている」と回答したのは22.4%、「知らなかった」は74.4%である。

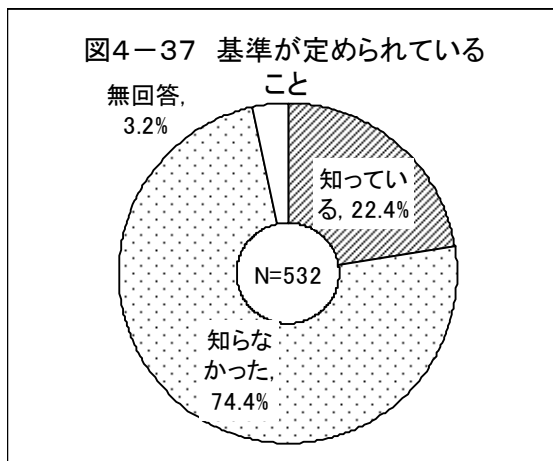


表4-35 基準が定められていること

	回答数	割合
1 知っている	119	22.4%
2 知らなかった	396	74.4%
3 無回答	17	3.2%
合計	532	100.0%

問13 知事の許可を得ないで造られた墓が相当数あり、問題になっていることを御存知でしたか？1つ選んで○で囲んで下さい。

無許可墓が問題になっていることを「知っている」と回答したのは19.4%、「知らなかった」は77.4%である。

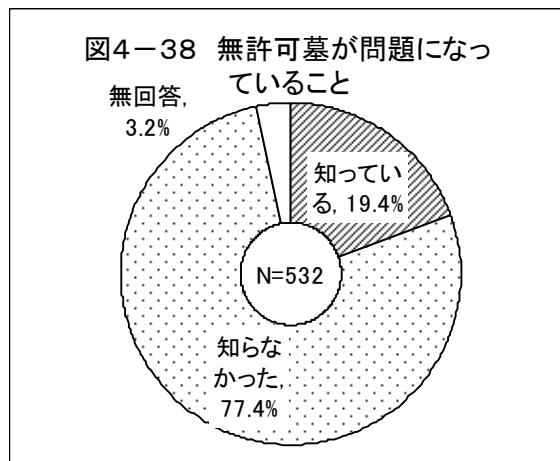


表4-36 無許可墓が問題になっていること

	回答数	割合
1 知っている	103	19.4%
2 知らなかった	412	77.4%
3 無回答	17	3.2%
合計	532	100.0%

第5章 墓地需要の推計

1 墓地需要推計期間

本調査では、墓地需要推計期間を平成22年（2010年）から平成41年（2029年）までの20年間とする。

2 墓地の需要予測

（1）墓地需要予測の基礎データ（アンケート調査より）

1）南風原町内でお墓を必要としている世帯割合

南風原町内に新たにお墓を求めている世帯の割合は、回答者全体（532人）の14.1%となっている。そのうち、「公共が管理する霊園」を希望する割合は7.3%となっている。

表5-1 お墓を求めている方(墓地の管理形態×求める場所)

	南風原町内		南風原町外		その他		無回答		合計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
個人・家族・親族での墓地の取得	30	5.6%	14	2.6%	18	3.4%	5	0.9%	67	12.6%
公共が管理する霊園	39	7.3%	13	2.4%	17	3.2%	2	0.4%	71	13.3%
民間の霊園(お寺など含む)	5	0.9%	6	1.1%	8	1.5%	0	0.0%	19	3.6%
その他	0	0.0%	1	0.2%	11	2.1%	6	1.1%	18	3.4%
無回答	1	0.2%	1	0.2%	1	0.2%	8	1.5%	11	2.1%
合計(お墓を求めている世帯)	75	14.1%	35	6.6%	55	10.3%	21	3.9%	186	35.0%
回答者数	532									

注：表中の構成比は、四捨五入している為、表示されている値を単純に合計すると、表中の合計の値と一致しない場合があります。

2）希望するお墓の種類割合

南風原町内でお墓を求めている世帯の希望するお墓の種類は、「家族墓」の割合が66.7%と最も多く、次いで「納骨堂」14.7%、「共同墓」9.3%でその他の種類は5%未満である。

表5-2 希望するお墓の種類(お墓の種類×求める場所)

	南風原町内		南風原町外		その他		無回答		合計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
家族墓	50	66.7%	28	80.0%	32	58.2%	7	33.3%	117	62.9%
門中墓	3	4.0%	2	5.7%	4	7.3%	1	4.8%	10	5.4%
兄弟墓	0	0.0%	1	2.9%	4	7.3%	0	0.0%	5	2.7%
模合墓	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
共同墓	7	9.3%	2	5.7%	3	5.5%	0	0.0%	12	6.5%
納骨堂	11	14.7%	1	2.9%	6	10.9%	5	23.8%	23	12.4%
その他	2	2.7%	1	2.9%	6	10.9%	0	0.0%	9	4.8%
無回答	2	2.7%	0	0.0%	0	0.0%	8	38.1%	10	5.4%
合計(求めているお墓の種類)	75	100.0%	35	100.0%	55	100.0%	21	100.0%	186	100.0%

注：表中の構成比は、四捨五入している為、表示されている値を単純に合計すると、表中の合計の値と一致しない場合があります。

3）墓地管理者別希望するお墓の種類割合（南風原町内）

墓地管理者の違いを問わず、「家族墓」を希望する割合が高くなっている。また、公共が管理するお墓を希望している世帯では、「納骨堂」、「共同墓」の割合が高い。

表5-3 墓地管理者別希望するお墓の種類(南風原町内)

	個人・家族		公共		民間		無回答		合計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
家族墓	25	83.3%	21	53.8%	4	80.0%	0	0.0%	50	66.7%
門中墓	3	10.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	4.0%
兄弟墓	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
模合墓	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
共同墓	0	0.0%	7	17.9%	0	0.0%	0	0.0%	7	9.3%
納骨堂	0	0.0%	11	28.2%	0	0.0%	0	0.0%	11	14.7%
その他	1	3.3%	0	0.0%	1	20.0%	0	0.0%	2	2.7%
無回答	1	3.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	2	2.7%
合計(求めているお墓の種類)	30	100.0%	39	100.0%	5	100.0%	1	100.0%	75	100.0%

注：表中の構成比は、四捨五入している為、表示されている値を単純に合計すると、表中の合計の値と一致しない場合があります。

(2) 需要予測の方法

墓地の需要予測をするにあたり、まず人口及び世帯数、死亡者数を一次回帰により推計を行い、世帯数と死亡者数の推計値から世帯あたりの死亡者率を求める。

次に推計した世帯数、世帯あたりの死亡者率、アンケート調査による墓地需要世帯割合をもとに南風原町内における墓地需要数を算出する。

また、上記の方法で算出した墓地需要数と「希望するお墓の種類」の割合(表1-2、1-3)をもとに、お墓の種類別墓地需要数を算出している。

【需要予測式】

○年平均墓地需要数

$$\text{世帯数} \times \text{世帯あたり死亡者率}^{*1} \times \text{墓地需要世帯割合}^{*2} = \text{年平均墓地需要数}$$

 * 1 世帯あたり死亡者率 = 死亡者数 ÷ 世帯数

 * 2 墓地需要世帯割合 : 墓地を必要としている世帯割合 (表5-1参照)

○平成41年までの墓地需要数(20年累計)

$$\text{年平均墓地需要数} \times \text{年数} = \text{累計墓地需要数}$$

○お墓の種類別墓地需要数(20年累計)

$$\text{年平均墓地需要数} \times \text{希望するお墓の種類別割合} \times \text{年数} = \text{累計お墓の種類別墓地需要数}$$

(3) 墓地の需要予測

昭和60年から平成17年までの実績値に基づき一次回帰式で推計を行った結果、平成37年の人口42,297人、世帯数14,217世帯、死亡者数253人、世帯あたり死亡者率0.0178と算出された。

表5-4 人口、世帯数、死亡者数の推計

	実績値					推計値			
	昭和60年 1985年	平成2年 1990年	平成7年 1995年	平成12年 2000年	平成17年 2005年	平成22年 2010年	平成27年 2015年	平成32年 2020年	平成37年 2025年
人口	24,937	28,616	30,249	32,099	33,537	36,093	38,161	40,229	42,297
世帯数	6,126	7,325	8,200	9,219	10,184	11,214	12,215	13,216	14,217
死亡者数	79	87	120	127	172	184.8	207.4	230.0	252.6
世帯あたり 死亡者率	0.0129	0.0119	0.0146	0.0138	0.0169	0.0165	0.0170	0.0174	0.0178

※人口及び世帯数は国勢調査、死亡者数は住民基本台帳に基づく。

※人口、世帯数、死亡者数の推計値は、昭和60年から平成17年の実績値をもとに一次回帰式で求めた。

※世帯あたり死亡者率 = 死亡者数 ÷ 世帯数

※南風原町第四次総合計画(基本構想・前期基本計画)における平成28年の人口フレームは37,000人となっており、今回の人口推計との大きな乖離はみられない。

1) 南風原町における墓地需要数

アンケート調査結果に基づく墓地需要数は、平成22~41年までの20年間の累計で617基、そのうち、「公共が管理する霊園」の希望が321基(表1-6)と5割以上を占めている。

表5-5 計算式(南風原町内)

	世帯数	世帯あたり死亡率	墓地需要世帯割合	年平均墓地需要数	年数	期間墓地需要数
H22~26期間	11,214	× 0.0165	× 0.141	= 26	× 5	= 130
H27~31期間	12,215	× 0.0170	× 0.141	= 29	× 5	= 146
H32~36期間	13,216	× 0.0174	× 0.141	= 32	× 5	= 162
H37~41期間	14,217	× 0.0178	× 0.141	= 36	× 5	= 178
平成41年までの墓地需要数(20年累計)						617

注:各期間墓地需要数は、四捨五入している為、単純に合計すると20年累計の値と一致しません。

表5-6 管理者別墓地需要数(南風原町内)

	墓地需要世帯割合	年平均墓地需要数				平成31年	平成41年
		H22~26	H27~31	H32~36	H37~41	10年累計	20年累計
個人・家族・親族での墓地の取得	5.6%	10	12	13	14	111	247
公共が管理する霊園	7.3%	14	15	17	19	144	321
民間の霊園(お寺など含む)	0.9%	2	2	2	2	18	41
その他	0.0%	0	0	0	0	0	0
無回答	0.2%	0	0	0	0	4	8
墓地需要数 合計	14.1%	26	29	32	36	276	617

注:表中の値は、四捨五入している為、単純に合計しても墓地需要数合計の値と一致しません。また、「無回答」の年平均墓地需要数が「0」になっているのは、年平均「1」以下の値となっている為である。

<参 考>

【簡易予測式: 沖縄大学 吉川博也教授の算出式】

- | | |
|-------------------------------|----------------|
| a. 総人口 × 13 ÷ 10000 = 年間墓地需要数 | } a. b. c の平均値 |
| b. 総世帯数 × 4 ÷ 1000 = 年間墓地需要数 | |
| c. 死亡者数 × 0.2 = 年間墓地需要数 | |

表5-7 簡易予測式(人口に基づく墓地需要数)

	人口	係数		年平均墓地需要数	年数	期間墓地需要数
H22~26期間	36,093	× 13	÷ 10,000	= 47	× 5	= 235
H27~31期間	38,161	× 13	÷ 10,000	= 50	× 5	= 248
H32~36期間	40,229	× 13	÷ 10,000	= 52	× 5	= 261
H37~41期間	42,297	× 13	÷ 10,000	= 55	× 5	= 275
平成41年までの墓地需要数(20年累計)						1,019

表5-8 参考:南風原町における墓地需要数(簡易予測式)

	年平均墓地需要数				平成31年	平成41年
	H22~26	H27~31	H32~36	H37~41	10年累計	20年累計
墓地需要数 ①②③の平均	43	47	50	54	448	970
①人口に基づく需要数	47	50	52	55	483	1,019
②世帯数に基づく需要数	45	49	53	57	469	1,017
③死亡者数に基づく需要数	37	41	46	51	392	875

2) お墓の種類別墓地需要数

希望するお墓の種類別の墓地需要数は、平成41年までの20年累計617基のうち、「家族墓」が411基、「納骨堂」90基、「共同墓」58基、「門中墓」25基、「その他」16基の順となっている。

表5-9 お墓の種類別墓地需要数(南風原町内)

	お墓の種類 需要割合	年平均墓地需要数				平成31年	平成41年
		H22 ~26	H27 ~31	H32 ~36	H37 ~41	10年累計	20年累計
家族墓	66.7%	17	19	22	24	184	411
門中墓	4.0%	1	1	1	1	11	25
兄弟墓	0.0%	0	0	0	0	0	0
模合墓	0.0%	0	0	0	0	0	0
共同墓	9.3%	2	3	3	3	26	58
納骨堂	14.7%	4	4	5	5	41	90
その他	2.7%	1	1	1	1	7	16
無回答	2.7%	1	1	1	1	7	16
墓地需要数 合計	100.0%	26	29	32	36	276	617

注:表中の値は、四捨五入している為、単純に合計しても墓地需要数合計の値と一致しません。

3) 「個人・家族・親族での管理希望者」のお墓の種類別墓地需要数

「個人・家族・親族での管理」を希望している方のお墓の種類別の墓地需要数は、平成41年までの20年累計247基のうち、「家族墓」が206基、「門中墓」25基、「その他」8基となっている。

表5-10 個人・家族・親族での管理希望のお墓の種類別墓地需要数(南風原町内)

	お墓の種類 需要割合	年平均墓地需要数				平成31年	平成41年
		H22 ~26	H27 ~31	H32 ~36	H37 ~41	10年累計	20年累計
家族墓	83.3%	9	10	11	12	92	206
門中墓	10.0%	1	1	1	1	11	25
兄弟墓	0.0%	0	0	0	0	0	0
模合墓	0.0%	0	0	0	0	0	0
共同墓	0.0%	0	0	0	0	0	0
納骨堂	0.0%	0	0	0	0	0	0
その他	3.3%	0	0	0	0	4	8
無回答	3.3%	0	0	0	0	4	8
墓地需要数 合計	100.0%	10	12	13	14	111	247

注:表中の値は、四捨五入している為、単純に合計しても墓地需要数合計の値と一致しません。また、「その他」及び「無回答」の年平均墓地需要数が「0」になっているのは、年平均「1」以下の値となっている為である。

4) 「公共が管理する墓地の希望者」のお墓の種類別墓地需要数

「公共が管理する墓地」を希望する方のお墓の種類別の墓地需要数は、平成41年までの20年累計321基のうち、「家族墓」が173基、「納骨堂」90基、「共同墓」58基となっている。

表5-11 公共での管理希望のお墓の種類別墓地需要数(南風原町内)

	お墓の種類 需要割合	年平均墓地需要数				平成31年 10年累計	平成41年 20年累計
		H22 ~26	H27 ~31	H32 ~36	H37 ~41		
家族墓	53.8%	7	8	9	10	77	173
門中墓	0.0%	0	0	0	0	0	0
兄弟墓	0.0%	0	0	0	0	0	0
模合墓	0.0%	0	0	0	0	0	0
共同墓	17.9%	2	3	3	3	26	58
納骨堂	28.2%	4	4	5	5	41	90
その他	0.0%	0	0	0	0	0	0
無回答	0.0%	0	0	0	0	0	0
墓地需要数 合計	100.0%	14	15	17	19	144	321

注:表中の値は、四捨五入している為、単純に合計しても墓地需要数合計の値と一致しません。

5) 「民間が管理する墓地の希望者」のお墓の種類別墓地需要数

「民間が管理する墓地」を希望する方のお墓の種類別の墓地需要数は、平成41年までの20年累計41基のうち、「家族墓」が33基、「その他」8基となっている。

表5-12 民間での管理希望のお墓の種類別墓地需要数(南風原町内)

	お墓の種類 需要割合	年平均墓地需要数				平成31年 10年累計	平成41年 20年累計
		H22 ~26	H27 ~31	H32 ~36	H37 ~41		
家族墓	80.0%	1	2	2	2	15	33
門中墓	0.0%	0	0	0	0	0	0
兄弟墓	0.0%	0	0	0	0	0	0
模合墓	0.0%	0	0	0	0	0	0
共同墓	0.0%	0	0	0	0	0	0
納骨堂	0.0%	0	0	0	0	0	0
その他	20.0%	0	0	0	0	4	8
無回答	0.0%	0	0	0	0	0	0
墓地需要数 合計	100.0%	2	2	2	2	18	41

注:表中の値は、四捨五入している為、単純に合計しても墓地需要数合計の値と一致しません。また、「その他」の年平均墓地需要数が「0」になっているのは、年平均「1」以下の値だからである。

第6章 課題の整理

1 人口世帯の動向から見た墓地の課題

家族墓志向が高いことや世帯数の増加により家族墓が急増している。また、少子化に伴い主に家族墓を中心に継承者不在となる無縁墓の増加が懸念される。更に、高齢化により今後墓地需要が増加するものと思われる。

人口・世帯数の動向を見ると、昭和45年に人口10,981人、世帯2,232世帯(4.92人/世帯)、平成20年は人口34,015人、世帯11,527世帯(2.95人/世帯)と人口の3.09倍増に対し世帯数は5.16倍と人口の伸びを世帯が上回り世帯の分化が進んでいる。

15歳未満の子供数は、平成2年に7,867人(27.5%)、平成17年は6,672人(19.9%：県平均18.7%)、65歳以上の高齢者の数は平成2年に2,089人(7.3%)平成17年は4,461人(13.3%：県平均16.1%)と、子供の数や総人口に占める割合は減少し、高齢者の数や割合は増加するなど、少子高齢化が進行している。

2 墓地の実態調査から見た課題

南風原町の墓地問題は、立地状況や環境・衛生問題などから東新川、新川、宮城地区に集積しており、これらの地区において重点的な対策が求められる。また、墓地問題がほとんど見られない町の南側の地区においても、今後も環境が維持されるよう対策が求められる。

南風原町全体の墓地数は3,487基、一番多い地区は東新川地区3,201基と大半のお墓が集積している。この他、新川地区115基、宮城地区107基、兼城地区31基、与那覇地区13基となり、その他地区は10基以下となっている。

お墓の管理・衛生状況は、何年も管理されていないが53基(1.5%)、ゴミが散乱されているが50基(1.4%)となり、これらは新川地区や宮城地区に多く見られる。

立地状況は、国道や県道に面して立地が63基(1.6%)で新川、宮城、喜屋武地区に多い、市街地や集落に隣接が37基(1.0%)で宮城、喜屋武地区に多い。

3 アンケート結果による課題

(1) 伝統的なお墓の維持・保全と新たな葬送への対応

本町民が町内に取得している既存のお墓は、殆どが門中墓となっているなど伝統的な墓制が強く残されている。門中墓など親族で管理しているお墓は良好な状態にあるものが多く、永続的な管理が見込めることから伝統的な沖縄の葬送文化継承に努める必要がある。

また葬送のあり方については、伝統の継承を望む方が最も多いが、永代供養や自然葬など新たな葬送を望む方も同程度見られることから、このような町民の意向を踏まえた施策が求められる。

南風原町内にお墓があると答えた方19.4%の内「個人・家族・親族で所有」している方は84.5%である。墳墓形態は70.9%が「門中墓」、次いで「家族墓」24.3%となっている。また、お墓の継承者がいると答えた方は71.3%、次いで「無回答」21.8%、「いない」3.4%となっている。

また、お墓や葬送のあり方に対しては「伝統的な沖縄のお墓の形態や葬送を継承したい」が45.5%、「墓の継承者がいなくても安心できる永代供養をしてくれるお墓」35.0%、「自然葬など新たな葬送を考えたい」10.3%となっており、沖縄の伝統的な葬送文化を継承したいとの意向と新たなお墓や葬送を望む方が多い。

(2) 既存の墓の管理状況

沖縄は雑草などの生育が早く、年1～2回以内の管理では、お墓の造りや時期によっては環境が良くない状態になる箇所も見られる。特に市街地や集落の周辺に立地するお墓については住環境への影響が懸念される。また、市街地や集落地から離れた場所にあるお墓についても、ゴミの違法投棄を助長しないよう、お墓の維持・管理が求められる。

お墓に対する意識では、門中墓が親族の結束や緑地の保全に貢献するなど評価する意見と、住環境の悪化や衛生面で問題があるなど否定的な意見もみられる。このような阻害要因を排除し、地域と共存するお墓のあり方が求められる。

既存のお墓の管理状況は、「年2回」が31.0%、次いで「年1回」20.7%、「年3回」17.2%と年3回以内が68.9%を占める。また、「数年に1回」も2.3%見られる。

お墓に対する町民意向調査では、「見慣れた景色の一部で特に何も感じない」43.6%と高く、次いで「門中制度により親族の結束が図られている」27.8%、「ゴミが捨てられたりするなど衛生的に問題がある」17.7%、「管理されていない墓が周辺の環境を悪化させている」17.7%、「緑地と一帯となり緑の保全に貢献し景観的にも良好である」16.7%、「歩いていけるとところに墓があり便利である」16.2%と続いている。

(3) 現在の墓地取得状況と今後の墓地取得意向の相違

南風原町に既存のお墓があると答えた方と新にお墓を取得すると答えた方、それぞれのお墓の管理形態や墳墓形態を比較すると、現在の墓地の取得実態と将来の墓地取得の意向が異なること、また管理主体によって求める墳墓形態も異なることから、これらの意向を踏まえたお墓の供給策が求められる。

特に、公営墓地については、納骨堂や共同墓の需要も相当数見られることから、これらの意向を踏まえた整備が求められる。

また、お墓を取得したいと答えた方の内、約1割は継承者がいないと答えているなど、無縁化する可能性のあるお墓への対処が求められる。

1) 管理形態

管理形態では、既存のお墓は「個人・家族・親族」が84.5%と大半を占め、次いで「民間が管理する墓」2.9%、「公共が管理する墓」1.9%である。今後取得するお墓は「公共が管理する墓」38.2%、「個人・家族・親族」が36.0%、「民間の霊園」10.2%と、公共が管理するお墓を求める方が増加し個人・家族・親族での取得が減少している。

表6-1 南風原町民のお墓の利用実態と利用意向（管理形態）

管理の形態（現在取得している墓）	管理形態（今後取得する墓）
個人・家族・親族で取得（84.5%）	個人・家族・親族で取得（36.0%）
民間が管理する墓（2.9%）	民間が管理する墓（10.2%）
公共が管理する墓（1.9%）	公共が管理する墓（38.2%）

2) 墳墓形態

また、墳墓の形態では、現在取得しているお墓は、門中墓が70.9%と大半を占め、次いで家族墓24.3%、兄弟墓1.9%、施設型共同墓0.0%、納骨堂0.0%となっている。今後取得するお墓は、家族墓が62.9%と多く、次いで納骨堂12.4%、施設型共同墓6.5%、門中墓5.4%、兄弟墓2.7%、と家族墓や納骨堂、施設型共同墓が増え門中墓が減少している。

表6-2 南風原町民のお墓の利用実態と利用意向（墳墓形態）

墳墓形態（現在取得している墓）	墳墓形態（今後取得する墓）
家族墓（24.3%）	家族墓（62.9%）
門中墓（70.9%）	門中墓（5.4%）
兄弟墓（1.9%）	兄弟墓（2.7%）
施設型共同墓（0.0%）	施設型共同墓（6.5%）
納骨堂（0.0%）	納骨堂（12.4%）

3) 管理形態別の墳墓形態

管理形態別の墳墓形態（上位3位）を見ると、各管理主体とも家族墓の割合が高いが、「個人・家族・親族で所有」は特に家族墓が多く、「民間が管理する墓」や「公共が管理する墓」では家族墓が減少し、納骨堂や施設型共同墓の占める割合が高くなっている。

表6-3 これからお墓を求める方の管理形態別墳墓形態の上位3位

管理形態	墳墓形態（上位3位）
個人・家族・親族で取得	1位：家族墓（86.6%） 2位：門中墓（6.0%） 3位：兄弟堂（4.5%）
民間が管理する墓	1位：家族墓（57.9%） 2位：納骨堂（15.8%） 3位：施設型共同墓（10.5%）

公共が管理する墓	1位：家族墓（62.0%） 2位：納骨堂（19.7%） 3位：施設型共同墓（12.7%）
----------	--

4) 納骨堂・共同墓

公共が管理する墓で需要が伸びている納骨堂や共同墓については、納骨堂タイプ・合葬タイプ・納骨後合葬するタイプ・どのタイプでもよい、と肯定的な意見を合わせると56.5%となり、どちらも利用したくない29.0%を上回っている。

5) 墓地の継承者

個人・家族・親族でお墓を取得している方と、個人・家族・親族で新にお墓の取得を希望する方の墓地の継承者の有無については、既存のお墓がある方の継承者は「いる」71.3%、「いない」3.4%、これからお墓を取得したいと答えた方の継承者は「いる」79.1%、「いない」11.9%となり、これからお墓を取得したいと答えた方に継承者が「いない」の割合が高くなっている。

表6-4 現在お墓を利用している方と新にお墓を求める方の継承者の有無

継承者の有無（現在取得している墓）	継承者の有無（今後取得する墓）
いる（71.3%）	いる（79.1%）
いない（3.4%）	いない（11.9%）
無回答（21.8%）	無回答（1.5%）

（4）今後の墓地のあり方に対する意向

住民は、「新たに造られるお墓は決められた場所に集約すべき」との意見が多く、また「お墓を造らせない場所も決めてもらいたい」との意向を示している。更に、町民の需要に応えるよう公営墓地の整備を望んでおり、このような意向を踏まえた墓地施策が求められる。

今後、造られる墓地や既存の墓地に対する住民意向は、「これから造られる墓地は決められた場所に集約する」67.5%と高く、次いで「お墓を造ってはいけない地域をしっかりと決めておく」51.7%、「今後の墓地需要を考え、公共の墓地を整備する必要がある」50.4%の3項目が高い値を占めている。一方、「これまで通り、個人が所有する土地に墓を造らせる」は8.1%と少ない。

また、お墓を造っても良い場所としては、「町内に数箇所設ける」が68.8%と高い。

（5）墓地、埋葬法の認知度

「墓地、埋葬等に関する法律」（墓地を取得する際は知事の許可が必要）の認知度については、「知らなかった」62.6%が、「知っている」34.4%を上回っている。

無許可のお墓を抑止するためにも町民への周知が必要とされる。

4 住民説明会の意見整理

個人墓地区域の設定を検討している新川地区、宮城地区、墓地区域検討地区に多くのお墓を所有している大名地区、既存墓地の大半が集積する東新川地区、更にその他地区の方々の意向把握を行った。

今回の個人墓地区域については、理解を頂き反対の意見はなかったが、指定に向けては地域との協議をもっと深めることとなった。また既存墓地が集積する東新川地区や大名地区では、墓地禁止区域の指定をして欲しいとの要望があった。この他、墓園内の植栽など墓地整備のルールを厳守させる条例の制定や、墓地の需要を抑制するため、住民の意識改革が必要との意見があった。

また、公営墓地の計画への位置づけや計画策定に向けて住民への周知徹底の要望があった。

表6-5 住民意見の概要

対象地区	意見の概要
新川地区 東新川地区	<ul style="list-style-type: none"> ・既存のお墓は仕方がないが、これ以上お墓が造られないように墓地禁止区域を早めに設定して欲しい。 ・植栽など墓地整備のルールを守らせる強制力のある条例を作って欲しい。 ・お墓に対する考え方を変えないと、どんどんお墓が増えて大変になると思う。 ・墓地区域の必要性は理解するが、まず禁止区域を設定することが先決だと思う。
宮城地区	<ul style="list-style-type: none"> ・既存墓地集積地区に隣接する高速道路の横は禁止区域にして欲しい。 ・無許可墓についてどのような対策をとっているのか。 ・住民への周知をしっかりとってから計画を策定して欲しい。 ・公営墓地の整備を盛り込んだ計画を策定して欲しい。
津嘉山地区	<ul style="list-style-type: none"> ・乱開発を防ぐために、公営墓地を早めに整備するよう検討して欲しい。新住民の方が多いので、駐車場も一緒に整備できるような広い土地を確保できれば良い。 ・門中墓が多いので新たにお墓を造ることはほとんどないが、若い世代では門中から離れるなど考え方が変わってきている。
大名地区	<ul style="list-style-type: none"> ・大名地域は全域を禁止区域にしてほしい。 ・大事な話なので、老人会をはじめとして地域の多くの人に対して説明する機会をつくってほしい。 ・区域設定に関する地域としての意見の集約はいつ頃までに決めたら良いのか。 ・町は公営で墓地を造るということは考えていないのですか。

第7章 基本計画

1 基本方針

(1) 伝統的なお墓や葬送の継承

意向調査では、墓地を取得している町民の約7割が門中墓である。門中墓は、親族でお墓を管理することから永続的な管理が見込めること、また共同で使うことからお墓の需要を抑制することができる。更に、伝統的な門中墓は斜面地に穴を掘る掘り込み式のお墓が多く、斜面緑地と一体となり緑の保全に貢献するとともに、亀甲墓など景観的に優れた墳墓も見られる。

このように、お墓のあり方としても地域資源としても良好な伝統的なお墓の継承を図るものとする。

(2) 町民の墓地需要への対応

南風原町は、都市の拡大とともに人口が増加している。意向調査では約7割の方が親の世代または自分の世代から町に住み始めていると答えている。これらの方々は、門中墓を使用しない方が多く、これからお墓を求める需要層である。これら新しい住民の需要を把握するとともに、今後のお墓のあり方として望ましいお墓の供給を行うものとし、これらの受け皿として公営墓地の整備を行うものとする。

(3) 墓地立地の規制・指導

本町で確認されたお墓3,487基の約9割(3,201基)が、東新川地区に集積し、本地区では新たに大規模な墓地開発の動きも見られる。これらは、町外の方の墓地需要によるもので、このような開発に対して、町として土地利用計画やまちづくりの方針に照らし合わせ、適切な規制・指導を行うものとする。

また、墓地開発の動きが見られない東新川、新川、宮城、大名以外の地域においては、今後とも地域の住環境を保全する観点から墓地立地の規制・指導を行うものとする。

2 基本計画

(1) 既存墓地への対応

1) 伝統的なお墓の継承

本町に、古くから居住する方は門中墓に属する方が多く、門中墓は親族で維持・管理を行うことから管理が行き届き、継承者が不在になる心配がなく、また墓地の需要を抑制することもできる。また、これらのお墓は掘り込み式のお墓が多く、斜面緑地と一体となり緑地の保全に貢献するとともに、亀甲墓など景観的に優れた墳墓も見受けられる。

このように、お墓のあり方としても望ましく地域の環境資源としても良好なお墓については、積極的な保全を図るため、町民に対して門中墓の継承に向けた啓発活動を行う。

【施策】

- ・門中墓の継承に向けた啓発活動

2) 既存墓地の対策

お墓の9割は、東新川地区に集積している。この他、新川地区や宮城地区に100基を超えるお墓があり、無許可墓なども確認されている。また、管理や周辺の衛生面で問題があるお墓もこれらの地区で見られる。

このように、本町のお墓の問題は東新川、新川、宮城地区に集積していることから、これらの地区を重点にお墓の環境対策を講じるものとする。具体的にはお墓の維持・管理の強化に向けた普及啓発やお墓を利用する方のモラルの向上を促す。また、ゴミの不法投棄が見られる場所では地域と連携した監視体制の強化等を行う。

【施策】

- ・お墓の維持・管理の強化に向けた普及啓発
- ・お墓利用者のモラルの向上
- ・地域と連携した監視体制の強化

3) 無縁墓対策

本町には、家族墓と思われるお墓が約3,300基見られる。これらの多くは東新川地区にあり、中には法人が管理しているお墓もあるが、個人で所有するお墓も相当数見られる。また、これからお墓を求めたいとしている方の約6割は家族墓を希望している。

このような家族墓は、今後、無縁化する可能性があることから永代使用や永代供養を行う公営墓地や法人霊園への移行を促すものとし、この為の情報提供など普及・啓発活動を行う。また、何年も管理されていないお墓が約50基見られる。これらは、既に無縁化していると思われるお墓で、周辺の環境を著しく阻害するもの等については、公営墓地への移転を図るものとする。

【施策】

- ・永代使用や永代供養を行う施設の情報提供
- ・無縁墓の移転

4) 無許可墓対策

アンケートの結果、墓地を求めるときには知事の許可が必要であることを知らない方が約8割もいる。無許可で墓地が造られる背景には、このように住民の認知不足と民間の墓地開発がある。墓地は基礎があれば2、3日で完成する。このため工事を途中で差し止めることが難しく、加えて罰則規定も緩く無許可墓地の抑止策となっていない。また、無許可で造られたお墓の周りに新たなお墓が立地するなどの悪循環も発生している。このようなお墓は何時何処に立てられるかわからず、周辺地域の環境悪化の要因となる。

これら無許可墓に対しては、住民に対し墓地埋葬法の普及啓発を行うとともに、地域の監視体制の強化、墓地開発業者の取り締まり強化等の抑止策を講じるとともに、無許可で造られたお墓の撤去方策の検討を行う。

【施策】

- ・ 墓地埋葬法の普及啓発
- ・ 地域の監視体制の強化
- ・ 墓地開発業者の取り締まり強化
- ・ 無許可墓の撤去方策の検討

(2) 墓地需要への対応

人口や世帯の増加、家族墓志向から、今後、墓地の需要は増加が見込まれる。今後 20 年間で、町民が町内に求める墓地の数は 617 基となり、その内公営墓地 321 基、法人霊園 41 基、個人による取得 247 基となっている。これらは管理主体別に、求める墳墓形態も異なることから、管理形態別の供給方針を示すものとする。

また、本町近郊の都市部住民の墓地需要も高く、東新川においては民間霊園を中心に多くのお墓が集積している。これら、都市部の墓地需要に対しての対応が求められる。

1) 公営墓地の整備

公営墓地の需要は 321 基内、家族墓 173 基、納骨堂 90 基、施設型共同墓 58 基となっている。家族墓の規模は 1~3 坪が多く、このようなお墓を整備する場合には相当規模の用地が必要となる。また、今回 20 年間の需要を算出したが、墓地は永続的に必要とされるものであり、更なる用地の確保が求められる。

このようなことから、公営墓地については、公共の福祉の観点から、限られた用地の中で多くの方に利用してもらえるよう、納骨堂や施設型共同墓の整備を行うものとする。また、お骨の収蔵をより多くするため、合葬式についても検討を行う。

【施策】

- ・ 納骨堂や施設型共同墓の整備

2) 法人霊園の規制・指導

町民の法人霊園の需要は少ないが、都市部住民の墓地需要からこれらの開発圧力は高い。これらについては、墓地埋葬法の趣旨に沿うとともに、町の土地利用計画やまちづくり計画等の観点から規制・指導を行う。

なお、法人霊園の立地を容認する場合は、地域への貢献策を付与するとともに、永代使用や永代供養を行う施設として義務付けるものとする。

【施策】

- ・ 法人霊園の規制・誘導

3) 個人墓の取得への対応

個人墓地の取得を望む方は247基のうち、家族墓206基、門中墓25基となっている。

家族墓は規模が大きく用地の確保が必要になること、また家族墓は今後無縁化する可能性が高く、管理者のいないお墓が増えることが懸念される。一方で伝統的なお墓の継承を望む方もいることから、これらの需要に適切に対応するものとする。

住民の意向としては、今後のお墓は決められた場所に集約すべき、お墓を造ってはいけない地域を決める必要がある等の意見が多い。

これより、既存の墓地集積地区を対象に個人による墓地経営を認める個人墓地区域を設定し、伝統的なお墓を継承する地区とする。なお、墓地の乱開発を抑制するため、開発に対するコントロール策を合わせて設けるものとする。また、今後新たなお墓の立地を一切認めない墓地禁止区域を設け、住環境等保全を図るものとする。

その他、個人墓地区域や墓地禁止区域に属さない区域を、個人墓地禁止区域として、公共や法人による墓地経営のみ可能な区域とする。

【施策】

- ・ 個人墓地区域の設定
- ・ 墓地禁止区域の設定
- ・ 個人墓地禁止区域の設定

(3) 周辺市町村との連携

本町には、都市部住民のものと思われるお墓が多く立地している。これらは東新川に集積しており、新たな墓地開発の動きも見られる。

このような都市部住民の墓地需要に対しては、法人霊園の中で適切に受け止めるとともに、墓地用地の確保に向けて関連市町村と一体となった取り組みの検討を行う。

【施策】

- ・ 広域市町村との連携

(4) 県との連携

墓地基本計画においては、お墓の維持・管理やモラルの向上、墓地埋葬法の周知や新たなお墓の形態など住民の意識改革を促す普及・啓発活動が重要となる。本町は、町外の方の利用も多いことから、より効果的・効率的な普及啓発活動を行うために、沖縄県と一体となった取り組みを行うものとする。

【施策】

- ・ 県との連携

3 区域設定の考え方

各区域の設定に向けては、個人墓地区域としての既存墓地が集積又は立地し、かつ新たな墓地用地の確保が可能であること、住宅地から離れている（概ね100m）こと、主要道路に面していない（国道、県道）こと、道路基盤がある程度整っていることなどを基準とした。

墓地禁止区域については、法規制やまちづくりの観点から農用地、地すべり防止区域、用途地域等を規制区域の対象とし、集落地区については地域からの発意で規制区域に入れるものとした。

個人墓地区域や墓地禁止区域以外の地区を個人墓地禁止区域とし、個人による墓地の経営を認めない区域とした。

【フロー図】

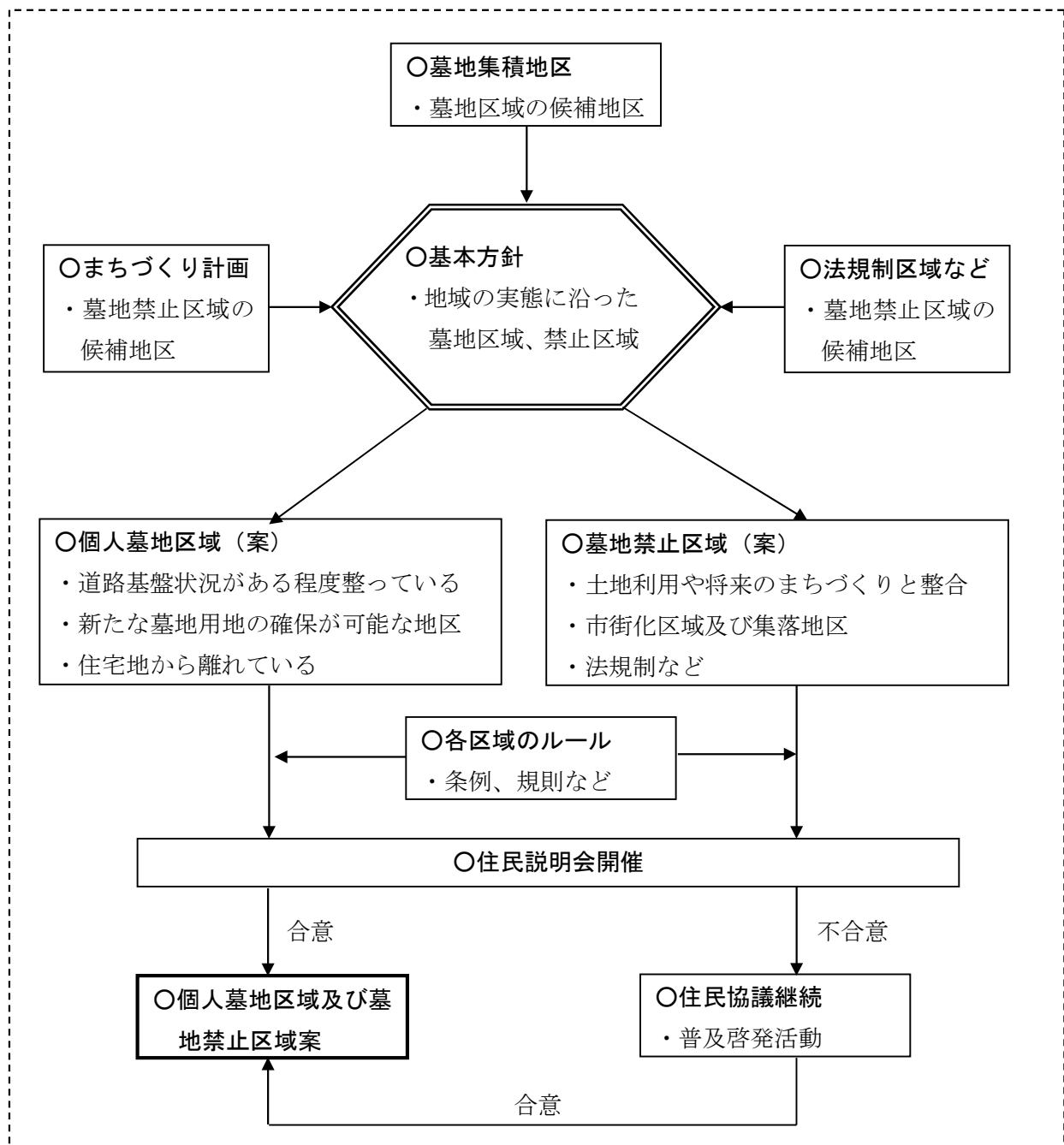


表7-1 区域運用の考え方

個人墓地区域	<ul style="list-style-type: none"> ・公共や公益法人、宗教法人による墓地経営は認めないが、個人・家族・親族による墓地経営は認める。 ・乱開発が進まぬよう条例や規則、開発基準を設けるなど規制・指導を行う。 ・地域の方のみ利用する墓地区域とする。(伝統の継承) ・なお、本区域は定期的に見直しを行うものとする。
墓地禁止区域	<ul style="list-style-type: none"> ・誰も(公共、公益法人、宗教法人、個人)墓地を建てられない ・禁止区域に新たに建てられた墓地は撤去する。 ・既存墓地は容認する。また、墓地経営者が墓地の建替え増改築及び改修を行うことは認めるが、新たなお墓の新設は認めない。
個人墓地禁止区域	<ul style="list-style-type: none"> ・公共や公益法人、宗教法人による墓地経営は認めるが、個人・家族・親族による墓地経営は認めない。 ・既存墓地については容認する。また、墓地経営者が墓地の建替え増改築及び改修を行うことは認めるが、新たなお墓の新設は認めない。

<今後の課題>

区域運用については、以下のような課題が残されているが、これらについては今後、条例の検討を行う中でクリアにしていく必要がある。

1 個人墓地区域

条例によって墓地区域の利用者を地域の方と制限することは可能か。土地所有者に地域の方に土地を処分してくださいということは可能か。

2 墓地禁止区域

禁止区域に新たに建てられた墓地は撤去することは可能か。

3 個人墓地禁止区域

県の「墓地等の許可申請に関する事務取扱要綱」では、個人墓地の経営について、「公営墓地等が利用できない等、やむを得ない場合に限る」としているが、公営墓地が整備されない場合、個人墓地を禁止することはできるか。また公営墓地等とは法人霊園も含むと考えてよいか。

町が許可権者となった場合、個人墓地経営を許可する条件を変えることはできるか。例えば町民はやむを得ない場合可とするが、町外の方は不可とする。

<区域区分概念図>

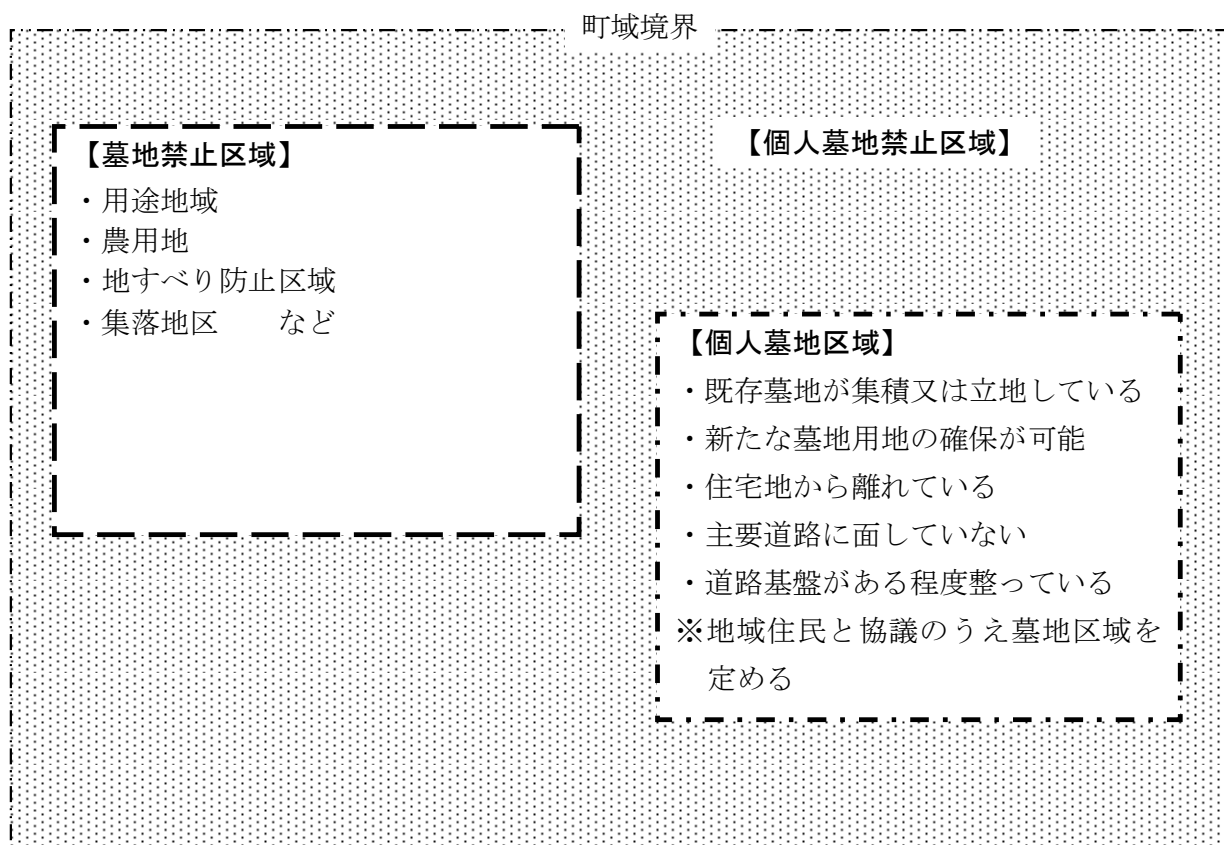


表7-2 個人墓地区域の設定地区（案）

個人墓地区域設定地区	個人墓地区域非設定地区
<ul style="list-style-type: none"> ・新川（一部県道に接するが植栽等による対策を講じる） ・宮城 	<ul style="list-style-type: none"> ・東新川（法人の霊園を中心に多くの墓地が集積しており、今後は環境の保全に努める地区とする） ・兼城（墓地の集積地区は見られるが周りは住宅や公共施設などが立地） ・その他の与那覇、大名、宮平、喜屋武、津嘉山、神里等の地区は墓地の集積が見られない。

【参考資料】

1 委員名簿、要綱

南風原町墓地基本計画策定委員会 委員会名簿

氏 名	所 属
赤嶺 政信	琉球大学(民俗学)
神里 貞之	有識者
阿波根 昌秀	町顧問弁護士
大城 隆	東新川自治会長
宮城 弘子	町女性連合会会長
松堂 厚雄	町老人会会長
上原 隆廣	南部福祉保健事務所
赤嶺 勤	経済建設部長
野原 茂喜	総務部長

南風原町墓地基本計画検討部会 委員名簿

氏 名	所 属
赤嶺 勤	経済建設部長
赤嶺 一男	まちづくり振興課長
真境名 元彦	都市整備課長
金城 敬宝	区画下水道課長
新垣 好彦	企画財政課長
金城 吉信	住民環境課長

南風原町墓地基本計画策定委員会要綱

(設置)

第1条 南風原町墓地基本計画（以下、「計画」という。）を円滑に策定するため、南風原町墓地基本計画策定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 委員会は次に掲げる事項を協議する。

- (1) 計画の基本方針を審議し、策定する。
- (2) 計画を策定するのに必要な調査、研究を行う。
- (3) その他、計画策定に必要な事項を協議する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域代表
- (3) 女性連合会 会長
- (4) 老人会 会長
- (5) 南部福祉保健所の職員
- (6) 総務部長、経済建設部長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び、副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出し、会務を統括する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。
- 4 委員は、次の各号の職にあるものをもって充てる。

(任期)

第5条 委員の任期は、南風原町墓地基本計画策定の日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し、その議長となる。

- 2 委員長が、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、経済建設部まちづくり振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

付則

この要綱は、公布の日から施行し、平成22年 1月 8日から適用する。

2 町長への報告

平成22年 4月26日

南風原町長
城間 俊安 殿

南風原町墓地基本計画策定委員会

委員長 赤嶺 政信

南風原町墓地基本計画書策定について（報告）

南風原町墓地基本計画策定について、本委員会は数回にわたり慎重に審議を行うとともに、地域説明会を開催し、計画書を策定いたしました。本計画書をもって報告いたします。

尚、この墓地基本計画は総合的な観点からの指針と個別の計画に対する課題提起であり、これをもとに業務を推進していただきたいと思います。また、実現にあたっては県、各自治会との調整と共に、町民の協力が不可欠であることに十分留意し、今後の墓地施策が着実に達成されるよう願いたします。

3 策定委員会及び検討部会議事録

(1) 基本計画策定の経緯

南風原町墓地基本計画策定の経緯

年 月 日	検 討 部 会	年 月 日	策 定 委 員 会
H21.12.24	<p><第1回検討部会></p> <p>①調査の進め方について</p> <p>②墓地に関する現況把握と課題整理</p> <p>③墓地の課題と対応の方向</p> <p>④墓地区域及び禁止区域の考え方</p>	H22.1.8	<p><第1回策定委員会></p> <p>委嘱状交付</p> <p>①調査の進め方について</p> <p>②墓地に関する現況把握と課題整理</p> <p>③墓地の課題と対応の方向</p>
H22.2.3	<p><第2回検討部会></p> <p>①墓地実態調査の成果について</p> <p>②墓地区域及び、禁止区域（案）について</p> <p>③住民説明会の開催に向けて</p>	H22.2.12	<p><第2回策定委員会></p> <p>～現場視察～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・那覇市識名霊園、 ・町内：東新川、新川、大名、宮城 <p>①墓地実態調査の成果について</p> <p>②墓地区域及び、禁止区域（案）について</p> <p>③住民説明会の開催に向けて</p>
H22.3.9	<p><第3回検討部会></p> <p>①住民説明会の意見について</p> <p>②墓地基本計画について</p> <p>③公営墓地の整備方策について</p> <p>④条例について</p>	H22.3.17	<p><第3回策定委員会></p> <p>①墓地基本計画について</p> <p>②南風原町墓地基本計画書（案）について</p>

(2) 策定委員会

第1回 南風原町墓地基本計画策定委員会議事録

日時：平成22年1月8日（金） 10:00～12:10

場所：南風原町役場 5F 委員会室1

出席委員：赤嶺政信委員、神里貞之委員、阿波根昌秀委員、大城隆委員、宮城弘子委員、松堂厚雄委員、上原隆廣委員、赤嶺勤委員

欠席委員：野原茂喜委員

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 副町長あいさつ
- 4 委員紹介
- 5 要綱確認及び委員長・副委員長選任
- 6 審 議
議 題
 - ①調査の進め方について
 - ②墓地に関する現況把握と課題整理
 - ③墓地の課題と対応の方向
 - ④その他（次回日程など）
- 7 閉 会

○委員長に赤嶺政信委員、副委員長に赤嶺勤委員が選任された。

1 本委員会の役割及び調査の進め方等について

H 委員：住民説明会はどのように行っていこうと考えていますか。

事務局：区域設定をした地域住民に対しては各字単位で入って行きたいと考えています。しかし、南風原町の場合は墓地がまとまって立地している地域に限られており、区域設定を行える地域はあまりないと考えています。区域設定に関して墓地があまりない所に墓地区域を設定しますということは中々言いづらいので、そういう所は区域設定をしない方向で考えています。墓地区域を設定しない地域については、いくつかのエリアに分けて説明をしたいと思います。

A 委員：この委員会において墓地区域を確定する所まで行うのは重荷なのではないかと思えます。西原町の同じ計画でも委員をしていますが、そこでは行わないということになりました。

事務局：西原町では、内容としては答申の中身には入れませんが、計画の作業としては区域の案

までは作業をしておくことを考えています。

A 委員：南風原町においては、どこまで作業をするのでしょうか。

事務局：区域設定の考え方について委員会で議論していただき、それに基づき、墓地区域の設定の可能性のある地域について、説明会を行い地域住民の方の意見を頂きたいと考えています。地域住民の方々の意見も様々あると思いますので、地域の意向はできる限り尊重したいと考えています。

A 委員：それは次回以降の問題になりますね。

事務局：そうです。

C 委員：現在、県が認可しているものが今後市町村に権限委譲されてくることに伴っての町としての方針をつくるということだと思いますが、すでに権限委譲を受けている市町村はあるのですか。

事務局：既に受けている市町村もあります。

C 委員：南風原町の認可の基準のようなものについては、委員会で決めるのですか、それとも条例などで定めるのですか。

事務局：今回の作業の中で条例案を作成することを考えており、その案について委員の皆様の意見を伺いたいと思います。

A 委員：条例についても委員会でやるべきなのか、どうかというところもありますが、その議論を今始めてしまうと本日の議事が進みませんので、その辺は次回に議論したいと思います。

F 委員：3 ページの「④住民との協議及び普及啓発」の中の「家族墓から共同墓へ永代的な維持管理」という文章が意味するのは、沖縄の伝統的な門中墓についても共同墓へ移行するという考えを持っているのですか。

事務局：それは違います。基本的に今の墓の問題は管理されないことで、門中墓など共同体でみている墓は継承され、しっかり管理もされていますので問題ではありませんし、そのような伝統的な墓は残していきたいという考えです。ただ、継承する人がいない方が家族墓をつくりたいと希望した場合、そのお墓は将来、無縁化する可能性が高いことから、そのような方々には共同墓への移行を促す必要があるのではないかとということです。

2 アンケート調査の結果及び墓地に関する課題について

C 委員：新しく南風原町に自分の世代から入って来た方は町外にお墓を持っている方が多いということですか。

事務局：16 ページですが、南風原町で住んでいる方で墓がないという方は 27%います。それと南風原町内外でお墓を持っている人でも今の墓は使わないで新しく求めたい方は 9.9% いますので、併せると 4 割弱です。最終的に南風原町でお墓を持ちたいですかと聞くとその 4 割の方のうちの 4 割が南風原町でお墓を持ちたいとの希望をもっています。

C 委員：地域の方が気になるのは、墓の建築費用についてではないかと思います。他地域にある民間の霊園などは費用が高いですし、この不況の中経済的に厳しいことから、公共的な墓地を求めたいと考える方が多くなると思うのですがその辺はどうですか。

事務局：おっしゃるとおりで、アンケートの結果でも、これから求めるお墓の需要としては公共

が作ってくれる霊園を求めたいという回答が多くなっています。

C 委員：南風原町では公共墓地のようなものは考えていますか。

A 委員：町民の需要に併せて公共としての役割を考えていくということが、この委員会で議論していくことだと思います。ですが、西原町の同じような資料と比べてみると、南風原町の特徴としては門中墓が多いということです。門中墓の場合には増えないし、少子高齢化でも継承者や管理面での問題はないので、南風原町は恵まれていると思います。問題は新住民や町外からの個人墓になると思います。

D 委員：東新川の状況でいうと、門中墓はほとんどなく、お寺さんの霊園をはじめとした個人墓が多い状況です。

事務局：今、まだ整理中なのですが、墓地実態調査の結果概要をいいますと、南風原町内のお墓は家族墓が圧倒的に多いです。それは町民が持っているお墓ではなく、町外の人が持っているお墓で、町民が持っているお墓は門中墓が多いと考えられます。

D 委員：今回の調査でお墓の所有者の内訳として町内外の割合などは分かりませんか。

事務局：今回の調査では、所有者の町内外の内訳はできませんでした。

D 委員：東新川は、那覇でも南風原町でもない地域といいますか、交通の便がいいという位置関係で墓地開発が進んでいる地域です。こういった地域は南風原町でも少ないのではないかと思います。実際に生活している者としては、開発の仕方が秩序ある墓地形態とは違う、落ち着きがない感じがします。基数が多いだけの問題ではなく、自治会のまちづくりとしてそれに追われて、開発業者というか墓地業者のモラルが低いことが気になります。それによって、地域としてのまちづくりが阻害されている状況です。

3 墓地の課題への対応方向について

F 委員：個人的な感想ですが、墓地区域を設定する場所としては、新川森と黄金森の一部になるような印象を受けたのですが、今後 20 年間の墓地需要に対応することを考えた時にその 2 箇所の範囲内で可能なかどうかという気がします。また、隣接している那覇市からの需要との兼ね合いの中で、そういった需要も想定して区域の設定を行ったほうが良いのではないかと思いますし、南風原町の中で他の地域に区域が設定できる場所があるかというのが問題だと思いました。

A 委員：地域設定をする上での課題ということで、事務局は次回以降の参考にしていただきたいと思います。新川地区にあるお墓で首里地域に住んでいる方の古い時代からのお墓も多いという状況なのでしょうか。

D 委員：東新川地域に関してはないと思います。那覇から新しいお墓が押し寄せてくるという状況です。新川森は、三大森プロジェクトということで町の計画に位置づけられています。新川森の墓地公園化というのはスペース的に難しいのではないかと思います。また、まちづくりの観点から言いますと、東新川ではブローカーが暗躍していて儲け主義により、あらゆる方法で墓地開発を行おうとしている状況で、そういった業者が墓地の管理をほったらかして荒れているところもありますので、墓地を開発して管理するという業者の質の面でも難しいと感じます。

A 委員：議論が白熱してきたところですが、予定時間を過ぎていますので、本日はこれで閉じた

と思います。事務局は、今日の委員の意見を次回への参考にして頂きたいと思います。それと、個人的な希望なのですが、次回の会議の前に現場を視察したいのですがその辺も事務局で対応願えたらお願いします。

事務局：次回の日程については、2月の第2週で設定させて頂きたいのですが、現場も見るということであれば、時間は午後がよいと思います。

委員一同：2月12日（金）にお願いします。

事務局：それでは、次回は2月12日（金）の午後一時三十分集合ということでお願いします。また改めて文書で案内を送りますのでよろしくお願いします。本日は、長時間にわたりありがとうございました。

第2回 南風原町墓地基本計画策定委員会議事録

日時：平成22年2月12日（金） 15：10～17：00

場所：南風原町役場 5F 委員会室1

出席委員：赤嶺政信委員、神里貞之委員、阿波根昌秀委員、大城隆委員、宮城弘子委員、松堂厚雄委員、上原隆廣委員、赤嶺勤委員、野原茂喜委員

1 開 会

2 審 議

議 題

①墓地実態調査の成果について

②墓地区域及び禁止区域（案）について

③住民説明会の開催に向けて

④その他（次回日程など）

3 閉 会

1 墓地の現況について

A 委員：実態調査の結果と現地視察で改めて、東新川地区に墓地が集積しているということが分かったのですが、D 委員は前回、墓地が集積していて地区のまちづくりにも支障を来しているというご指摘がありました。その辺についてもう少し教えていただけますか。

D 委員：地区の高速に近い箇所については、隣が墓地ということで新に墓地が建設されそうで、現に宗教法人から話も来ています。那覇と南風原の間なのですが、4,000坪という話が来ていて、その間に環境の森ふれあいという施設があります。地域としては、そこを拠点としてまちづくりを考えているところではありますが、それへの影響も懸念しています。地域的に市街化調整区域で家が建たない状況となっており、世帯が80戸くらいありますが、自治会には48戸の加入という状況です。アパートが2つ程あり、まちづくりが人の力でやりにくい為、経済的な利益優先への歯止めがきかないものかという事で、行政に訴えて、網をかけてくれと要望があります。

C 委員：津嘉山の方には墓はないのですか。

事務局：ないです。拝所、御嶽みたいなものはあります。逆に、それがあから墓がないのかもしれない。

事務局：区画整理地区内に門中墓が3つ程あり、3つとも区域内で移転をしております。

C 委員：そこを墓地区域にしてくれという要請はないのですか。

事務局：ないです。東新川の4,000坪についても3名の地主さんがいますが、業者より公共に協力したいとおっしゃっている方もいます。

F 委員：確認したいのですが、第1回の会議資料の44ページの「(2) 墓地実態調査から見た課題」の中で、墳墓の数は3,484基とあります。今回の資料では、3,487基となっています。

すがどちらが正しいのですか。

事務局：前回とは違っております。前回の資料の数字は、調査結果を精査する前の時点で整理した数字です。今回は、調査結果を精査して出した数字ですので、今日の資料が正しいです。

2 墓地に関する権限移譲について

A 委員：法人等の墓地開発に関して、現段階で許可を与えるのは県ですか。

事務局：宗教法人の場合は、県になります。

A 委員：企業が個人から買って開発する場合、開発申請を県にして、地元の意向を無視して行うことも考えられるということですか。

事務局：充分、考えられます。

C 委員：土地所有者の方としたら、その土地を何らかの形で利用したい人もいると思います。地域住民としては、墓地が乱開発された場合に環境保全の面からも問題があると思います。今までは県知事が許可していたが、平成 24 年くらいから権限移譲を受けるということ的前提にして、その基準を作っていくことになると思いますが、私の経験では許可をする前に町に具申があり、町との間に協定を結ぶという手続きの中、業者は採算が目標ですから条件に違反する場合もでてくることが考えられます。ですから、相当チェックしなくてはいけないと思います。もう 1 つは、業者と行政の間に何らかの癒着が出てくるとも考えられますので、そこもどうチェックしていくかという問題が出てくると思います。また、宗教法人の中にはバックに暴力団がいる場合があります。開発して墓を売っても、きちんと管理できていないケースや小さな墓なので購入しても登記できないので、名義はずっと宗教法人のままになっているものもあります。その中には、宗教法人が借金をかかえて競売されこともあり、その際、墓の主はどうするかという問題もあります。そういうことを考えると、宗教法人自体もチェックしなくてははいけません。今までは県で対応していたが、これをいかにチェックするかということも考えなければならぬので、市町村が許可権限の移譲を受けることが大丈夫なのかなと感じています。

F 委員：許可権限の移譲を受ける、受けないという判断は市町村に任されているのですか。

事務局：現段階では市町村が意向を示して、県のスタンスとしてはある程度、受けてもいいよという意向を踏まえて段階的に移譲いくということです。強制的におろすということではないです。最終的には全市町村が権限移譲を受け入れるということを目指している状況です。

F 委員：これは法律事項なので、今まで国は県に許可権限を与えていたが、これが何年か経つと市町村へ移譲していくという考え方が当然示されていて、それに基づいて期限があり、早急にやらなければならないという事なのか、あるいは長期的な流れの中でやりなさいという基本的な考え方が示されているのかという確認です。

A 委員：これは全県的な動きの中で、基本計画を作らないと対応できないという事だと思います。

F 委員：それは理解していますが、市町村が受ける、受けないという選択を自由に行えるものかどうか、しかし国は県から市町村へ移譲することを基本的な考えとして持っているのではないかという確認です。そうであれば当然、他の市町村によってはスムーズに行うこ

とが出来ないというケースもあるのではないのでしょうか。そうした時に、南風原町としても権限移譲を受けるということについても、よく考えてからでないとな運用が難しいのではないかと感じたわけです。

事務局：先日の担当者会議では、権限移譲は受けますと意志表示しています。法人に関しても研修は受けて事務所はあるか、法人自体のチェックを行うのですが、今日、視察したものの中に展示墓というのがありましたが、それにお骨が入ったら成すすべがありません。撤去もできないので、そういった面で心配な部分は確かにあります。

A 委員：そういうものは、展示という形で申請は出るのですか。

事務局：何も申請も出ていません。しかし墓地があって、骨が入った場合には撤去もできず、造った者勝ちという状況になってしまいます。

C 委員：2つの考えがあると思うのですが、1つは、宗教法人がやる墓地経営のためのもの、もう1つは個人が1つ1つ作るもの、或いは業者が切り売りするものがあります。宗教法人は、知事の許可を受けて行っていると思います。個人が行う場合は、本来自分のものだけ許可を受けてやるべき筈のものですが、業者がまとめて事実上やっている状況だと思っています。そこら辺を市町村が本当にチェックできるかという問題があります。全体的な流れでは、権限移譲を受けざるを得ないので、そこら辺も想定しながら行わないと後で大変な事になると思います。

G 委員：県としては、権限移譲は住民に身近な場所で墓地行政を行った方が良いという考えです。他府県ではほとんど権限委譲されております。先ほどの無許可墓地のケースは、市町村よりも県での管理がもっと難しいです。担当職員が1人しかいない状況で、保健所では事務処理で手一杯です。ですから、市町村に移譲して地域住民と話が出来る状態で許可等を行った方が良いのではないかとこの考えです。

3 墓地区域等の設定の考え方について

A 委員：禁止区域については問題ないと思いますが、墓地区域、その他区域についての考え方について何かご意見があればお願いします。

F 委員：墓地区域について新川、宮城の説明がありましたが、それは今後の需要に対する土地の確保という考えでの設定ですか。前回の説明では、20年間の需要予測として600基余り必要であるということでしたが、この区域でその辺は対応可能なのでしょうか。

C 委員：地域への線引きの仕方は、一筆の土地毎でやるのか、一部を切ってやるのか。人によっては墓地区域に入れて欲しいという人もいます。既存の墓のある所へ線引きしてもあまり意味がないと思います。どこまで広げるかとなると、現場的観点がないといけませんし、そこを委員会で出せるかというのは不安です。

D 委員：東新川については、もう限界にきています。では、どういう所が墓地区域となりえるのではないかとこの1例をあげると、沖縄市の清掃工場を倉敷に新しく作っていますが、隣が軍用地の為、土地の運用がほとんどなく、とてもつくりやすい環境で、そういう環境であれば可能だと思いますが、南風原町では、地域住民が反対する所が多いのではと懸念しています。

A 委員：宮城の墓地集積地ですが、そこへ新たに作れるようなスペースはあるのですか。

事務局：あります。字に申し入れて許可を得たいと相談がありました。

A 委員：認めていくケースもあるんですね。

事務局：そうです、字の人であれば評議会にかけて許可しているようです。門中墓はあるのですが、土地はまだ空いています。字としても、墓地公園化する方法もあるのではないかとこの動きも見られます。個人ですと整地されないままの可能性があるので、以前、区長さんが町で公営墓地として区割りをして整備した方が良いのではという話もありました。

G 委員：この3箇所は自然豊かで墓地に指定されると緑地が失われるのではないかと懸念していたのですが、町で調和をとりながら行うのであれば良いと思います。

4 公営墓地について

F 委員：今日、那覇市の納骨堂を見学しましたが、南風原町がああいう施設を建設する事はあるのでしょうか。その為の敷地等の確保は可能なのか議論すべきだと思います。個人的な考えですが、今日示されている墓地区域以外にも新たな敷地の確保が必要になるのではないのでしょうか。

事務局：墓地が集積していない新たな所ではなく、新川森と宮城の中で検討し、公共の施設を考えていきたいと考えています。

A 委員：墓地区域を設定するのと、公営墓地を作るのは別の話になると思います。

事務局：3つの地区は、先ほどの考えに基づいて作るとういう形になりましたという、これをタタキ台にして地域の方へ検討して頂く。先に地主へ話をすると地域の方の望まない形になる可能性があるため、先に地域、次に地主という流れです。新しい場所が地域から提案があればそれを取り上げていけば良いと思います。

D 委員：識名霊園を見てもそうですが、とてもコンパクトでした。ですから、地域の賛同を得る為には、コンパクトな墓の形態を示しながらの方が効率が良いように思います。

事務局：墓地区域は、個人で墓を作りたい人のために設定しようという考えです。その方々は家族墓を求めている方が83%、門中墓が10%、それ以外の共同墓を各個人の動きの中でするのは難しいと思います。もし行うのであれば、それは公共が率先して行うべきだと思います。

C 委員：那覇市の納骨堂を見て、正直良い感じはしませんでした。墓は増えすぎではいけないのですが、その為には入りたい形を示さなければいけないと思います。個人墓を求めたい気持ちは分かりますが、それを覆す施策が欲しいと思います。

事務局：それは当然この計画の中で謳わないといけないと考えています。その為には普及・啓発活動が必要です。要するに、今、求めている方は家族墓志向の方が多いです。少子高齢化の現状から無縁化する可能性が高く、それは新たな墓地用地が必要になりますし、荒れた墓を増やすことにもなりかねません。それで良いのですかというのが、まず1つです。無縁化すると中の仏様も可哀想なので皆で使える墓を公共が提案し、賛同する方を増やし誘導することが必要だと思いますし、無縁化した墓についてもそこへ移ってもらう。また、門中墓は半永久的に継続するものですから、その維持管理を啓発していく。門中墓へ戻るのには推奨しますが、家族墓を新たに造る方には意識変革を促していかなければ

ればならないと思います。

5 先進事例について（条例等）

B 委員：県からの権限移譲は沖縄県では始まったばかりということですが、他県ではかなり進んでいるようなので、条例を作る際や公営墓地をつくる上でも参考になる事例があればと思います。事務局があげた問題点は、難問ばかりで、解決案がすぐに浮かばないので、先進事例はどのようなものか知りたいです。

事務局：他県と風習・文化が異なるので難しい問題です。他県はほとんど公共の霊園かお寺です。沖縄県内で、権限移譲を受けているのは離島が中心で、本島内はほとんど横一線ですが権限移譲を受けたところについて調べてみます。

A 委員：離島は、人口の割に土地があるので、あまり問題がないのかもしれませんがね。

事務局：おそらく、墓地区域、禁止区域を設定して条例を作ったところは県内ではまだ無いと思います。まず、こういう事を行っているのは沖縄県だけです。他県は檀家制度が中心で、それ以外は公共の霊園等に入り、個人で墓を持つという事はほとんどありません。法的な墓地区域という考えは、墓地がある所が墓地区域であり、我々がこれから作ろうとしているのは、墓地の許可をおろす為の墓地区域で、意味合いが異なります。県内でも恩納村が3年前に計画を作ったのですが、条例の制定までは至っていないと思います。

C 委員：区域指定して条例がないという状況は運営上、良く分からないのですが。

事務局：地域の合意のもとに、ここになら地域の方の墓を集約させましょうという、地域のコミュニティが強固にあるので、条例を制定しなくても守れるだろうという状況だと思います。

C 委員：運用基準のようなもので線引きも行っているということになるのですね。

事務局：そうだと思います。ですから、これらに関連する形のもの、まだ無いと思います。

6 住民説明会について

C 委員：住民説明会の段階で線引き案の図面を持って行くのですか。

事務局：そうです。今日見ていただいている程度の物をもう少し拡大して持っています。ただ、これは決まった線ではなく話し合う為のタタキ台の図面です。

C 委員：住民説明会用の図面ということですね。

事務局：はい。最終的に計画書にこの図面を載せるかどうかは皆さんとの議論の中で決めたいと思います。

B 委員：住民説明会は、例えば、照屋、喜屋武、山川など複数の地域に呼びかけて集まって頂くという事ですか。

事務局：そういう考え方です。

E 委員：指定されている公民館以外の地域の人が聞きたい時は中央公民館になるのですか。

事務局：中央公民館か最寄りの公民館と考えています。基本的に19自治会全てには必要ないだろうと考えています。お墓が多い地区、墓地区域設定地区を中心に予定しています。

E 委員：全字には必要ないですか。

事務局：必要無いというのではなく、全字を対象にする内容ではないと考えているということで

す。絞り込んで、兼城、宮平周辺は中央公民館、南側、津嘉山等は津嘉山公民館だと考えて、場所を開催します。特に住民の方が気にされるのが墓地区域の指定です。その区域を示す地域については説明が必要だと思いますが、墓地区域を指定しない地域の方には今まで通りというか今まで以上に墓地が建たないようにしていくという規制を考えていますので、その辺はまとめて説明していきたいと考えています。

E 委員：門中墓を推奨していくとの事なので、今回はこれで良いのかも知れませんが、皆さんの意識啓発の為に全地域で行って良いのではないかと思います。

事務局：その辺については、計画がまとまった段階で、パンフレット等での啓発活動が必要になると考えています。

A 委員：今の段階では墓地区域を設定し、住民の意見を聞くという考えということですね。

F 委員：説明会には委員も参加しなければなりませんか。

事務局：強制ではありませんが、近い会場に足を運んで地域住民の声を聞いて頂ければと思います。

7 委員会の役割についての再確認

A 委員：前回は確認したかもしれませんが、この委員会で区域設定まで決めるということでは無いのですよね。

事務局：それは考えていません。あくまで区域設定の考え方です。

C 委員：その後、線引き案をこの委員会で出すということではないですね。

事務局：住民説明会を経ても、これで良いという所まで行かないと思います。何故なら、住民説明会で地域の代表の方から意見を聞くのですが、それが地域の総意ということにはならないと考えていますので、あくまで区域設定の考え方になると思っています。

C 委員：委員会として最終的には報告書みたいな物を作るのですか。

A 委員：答申では無いので、策定に関して意見を伺うという程度だと理解しています。

事務局：最終的には役所のまちづくり振興課という名目で計画書が出て行くと思います。

F 委員：委員会の要綱の目的がありますが、その項目をみると委員に相当の権限が委ねられているのかなという気がしていたのですが、今のお話では、策定するにあたり意見を述べてもらうとの事でした。委員としての発言は、どの辺まで行って差し支えないのですか。

A 委員：私の解釈では基本方針ということで、どこまでというのは受け取り次第ですので、その辺について事務局はどのように考えているのですか。

事務局：策定にあたっては、このような問題・課題がありますという感じだと、ご理解して頂ければと思います。答申という形ではないにしても、最終的には委員会を代表して委員長から町長へ意見という形にさせていただきたいと考えています。言いたいことは、皆さんに責任転嫁するような事はないということです。

C 委員：要綱の文言が「審議する」ということなら良いが、「策定する」となると責任が重く感じます。

事務局：これは策定するための審議、意見をくださいという事です。方針を審議して決めますという意味です。もし文言が馴染まないのであれば訂正します。

C 委員：「策定するものについて審議する」が良いと思います。

事務局：分かりました。

8 その他（次回日程など）

事務局：次回の日程は3月18日（木）15時からということでお願い致します。また改めて文書で案内を送りますのでよろしくお願い致します。本日は、長時間にわたりありがとうございました。

第3回 南風原町墓地基本計画策定委員会議事録

日時：平成22年3月17日（水） 15：00～16：50

場所：南風原町役場 5F 委員会室2

出席委員：赤嶺政信委員、神里貞之委員、阿波根昌秀委員、大城隆委員、宮城弘子委員、松堂厚雄委員、赤嶺勤委員、野原茂喜委員

欠席委員：上原隆廣委員

- 1 開 会
- 2 審 議
議 題
 - ①墓地基本計画について
 - ②南風原町墓地基本計画書（案）について
 - ③その他
- 3 閉 会

1 基本計画について

C委員：墓地区域について、法人も造れるのかどうかという部分が良く分からないということと、個人墓地禁止区域について、法人に許可する場合の基準が良く分かりません。

事務局：まず、墓地区域については、68ページの「区域運用の考え方」で整理している通り、個人・家族・親族による墓地経営を可能とする区域として考えていますので、法人は認めません。

C委員：認めるものだけ記述するよりも、法人はダメだということであるならば、はっきりと「法人は認めない」ということを明記したほうが良いと思います。

事務局：確かに、法人は認めないという表現を入れた方が分かりやすいと思いますので、その様な表現を追加したいと思います。

C委員：68ページの問題点について、私もどの様になるのか分からないのですが、「南風原町の人だけ認めて、那覇市の人はダメです」という制限をかけることが所有権などの問題で本当に可能なのか。

事務局：現在、問題視しているのは、県が運用している状況をそのまま権限移譲後も続けるということになった場合、個人のお墓というのがあちこちに建ちだすのではないかと危惧していますので、その辺を町がしっかりコントロールできるようにしていかなければならないと考えています。ただし、町の権限でどこまで規制あるいは制限ができるのかという法律との関係についての点は、まだ不明です。

A委員：常識的に考えれば、条例を制定していけば、区域設定をして、違法のものは撤去できるのではないかとと思うのですが、そう簡単ではないのですか。

C委員：墓地禁止区域については、条例等を整備したら規制は相当強くできるのではないかと

います。

事務局：その様にしたいと考えていますが、現状は無許可で作られたお墓にお骨が入ってしまった場合、それを撤去させるということが法律との関係で難しいようですので、その背景なり法律上の問題を調べて、どうしたらクリアできるのかという所まで今後、調べる必要があると思います。

A 委員：この問題点の部分については、この委員会で、この様な問題が予想されるということで、別で整理する形になるのですか。

事務局：計画書としての最終的なまとめとしては、現在の表の中からは削除して、その下段でも文章でこの様な課題があるというような形で整理したいと考えています。

C 委員：例えば、土地所有者は所有権の期間で、ある程度、規制することができるのではないかと思います。

F 委員：63 ページの「住環境を保全する観点から墓地立地の規制・誘導を行うものとする」という文言と住民説明会での地域からの意見として墓地禁止区域にして欲しいという要望があるが、それを踏まえて区域設定を行った場合、今後、予想される墓地需要に対応できるだけの用地がどこに残されるのかという所で少し疑問を感じます。

事務局：その1つが、墓地区域の設定ということで、今回の説明会において事務局からの提案について反対は特にありませんでした。もう1つが、公営墓地の整備で、最後に民間の霊園などの需要もあると思いますので、それは個人墓地禁止区域を受け皿として、予測される今後の需要に対応していくということで考えています。

D 委員：69 ページの下の「墓地区域の設定」という表の中にある東新川の記述部分の「新たに個人の墓地を促す墓地区域の設定は行わないほうが環境の保全に良い」については、個人というよりも法人の方が問題として大きいので、法人墓地を規制しなければいけない地域として考えてもらいたいと思います。

事務局：東新川については、現段階では墓地区域の設定は行わず、ほとんどが個人墓地禁止区域になっています。住民説明会においては、宗教法人の開発の話がある4,000坪の部分については禁止区域にしてほしいという要望がありましたので、その様な方向性が望ましいのかと考えていましたが、今のお話は、東新川全体を禁止区域に入れるということだと思いますので、その辺はもう少し内部でも話を詰めなければいけないと思います。

D 委員：墓地区域の設定する際の主な条件に照らし合わせると、環境の杜ふれあいの北側については、該当しないと思いますし、もし、そこに墓地ができると、まちづくりに与える影響はとても大きいです。

A 委員：南風原町が権限移譲を受けるのは、2~3年先の話ですので、移譲を受ける前にD委員が心配されている東新川の所について県が許可する可能性というのはあるのでしょうか。

事務局：可能性はあります。住民説明会でも環境の杜の北側については、禁止区域を設定して欲しいという要望がありましたが、設定するには、地権者の方への説明も行わなければいけませんので、その辺は今後、地域の皆さんと何回か話を進めていく中で、良い方向に持っていきたいと考えています。

C 委員：この場では、基本的な考え方についての整理になると思いますので、細かい地区の区域設定の線引きなどについては、今後の条例の整備などの作業の中で議論された方が良い

と思います。

E 委員：69 ページの「墓地区域の設定」の表の中の墓地区域非設定地区のその他の文章の中に入っていない字があるのは、どういう意味ですか。

事務局：記述がない字については、既存のお墓がないということなので記述していません。

E 委員：記述がない字というのは、お墓がないということで、今後も禁止区域になるということですか。

事務局：用途地域と農用地区域を除いて、個人墓地禁止区域になるということです。集落内については、今後、改めて意見交換を行う中で禁止区域を設定する部分が出てくると思います。

B 委員：公営墓地や納骨堂を南風原町だけで造るということも大事ですが、隣接する市町村と協力して公営墓地を造るということも1つの方法ではないかと思います。

A 委員：先日、西原町でも同様の会議がありましたが、西原町でも近隣市町村と連携して公営墓地を整備するという話がありました。

事務局：南風原については、確保する用地が町内で見込めるかということ考えた時に、難しいということで、今回、あえてそういう文言を外したという経緯があります。

C 委員：南風原町内に必ずつくるというケースだけではなく、例えば南風原町と他市町村が共同で公営墓地を造るとした場合でも他市町村側に造るというケースも考えられない訳ではないと思いますので、そういう文言は入れていた方が良いでしょう。

D 委員：広域で公営墓地を造ることも視野に入れるということは賛成なのですが、例えば、那覇市と共同で公営墓地を造るとなった時には、南風原町側に造るしかないということになり、そうなると、東新川に墓地が増えるということにならないかということが心配です。ですから、共同で造るとしても他市町村側に造るという方向性にもっていかなければ難しいと思います。

A 委員：公営墓地と法人墓地の永代使用料の比較した場合、法人はものすごく高いです。ですから、公営墓地を造るという方向性をきちんと示していた方が良いでしょう。

事務局：公営墓地につきましては、65 ページの「1）公営墓地の整備」の項目で、整備するということを明文化しています。

C 委員：「他市町村と共同での公営墓地の整備についても検討する」という文言も入れていても良いと思います。

2 住民説明会について

C 委員：住民説明会の参加人数が少ないように感じますが、どのような形で参加者を募ったのか教えて下さい。

事務局：最初の説明会については、案内が少し遅かったということもあるかもしれませんが、公民館の掲示板に案内を掲示し、放送でも案内していただきました。

F 委員：やはり、地域の意見というのは、参加者数ではなくて地域で役割の大きい評議員の方々と意見交換したということが大切だと思いますし、今後もそのような地域との意見交換ということが重要だと思います。

3 文言の修正について

C 委員：63 ページの基本方針の「(3) 墓地立地の規制・誘導」の文章で、「適切な規制・誘導を行う」という表現があるが、「誘導」という表現に違和感があります。「規制」という言葉は行政がチェックするということで、表現としては良いと思いますが、「誘導」という表現は規制とは相反する意味合いになるので、具体的にどうするのかという部分でよく分からない表現だと思います。

A 委員：私も気になっていた部分です。また、65 ページの「2) 法人霊園の規制・誘導」でも同様な表現がありますが、そこでは法人霊園を規制しつつも、迎え入れる部分があるので「誘導」という表現でも良いのかもと思いますが、63 ページの表現は適切ではない感じを受けます。

事務局：63 ページで「誘導」という表現を入れているのは、例えば、納骨堂を造りたいということが発生した場合に町としてダメだと言えるかということがありますので、そういうことも受け入れることも選択肢として残しておく意味で「誘導」という表現を使っています。

C 委員：法人について認めることになったとしても、行政が法人を導いてするものではなく、規制しながら、ある一定の条件を付して許可するということになると思うので、「誘導」ではなく、どちらかと言うと「指導」という表現が適切ではないかと思います。

事務局：内部でもう一度、検討して表現を修正したいと思います。

A 委員：63 ページの 1 番上の文章ですが、「門中墓を取得している」という所は「門中墓を使用している」という表現が適切だと思います。また、「(2) 町民の墓地需要への対応」の文章の「門中墓に属さない」という所は「門中に属さない」という表現が適切だと思います。

C 委員：その表現については、お墓を持っていない門中もありますので、「門中墓を使用しない方」という表現が良いのではないかと思います。

D 委員：63 ページの「(1) 伝統的なお墓や葬送の継承」の 1 行目「意向調査では、町民の約 7 割が門中墓を取得している」という表現と、「(2) 町民の墓地需要への対応」の 1 行目「意向調査では約 7 割の方が親の世代又は自分の世代から町に住みだしている」があり、整合がとれていないと思います。

事務局：これは、「(1) 伝統的なお墓や葬送の継承」の文章の言葉が足りません。その文章は、「お墓を持っている町民の約 7 割が門中墓」という表現が正確です。「(2) 町民の墓地需要への対応」の文章は、「意向調査をした町民全体の約 7 割」ということになります。

A 委員：63 ページの「墓地開発の動きが見られない南側」という表現で勘違いをしていたのですが、「南側」という表現はやめて、墓地区域の設定を考えている地区を除く地域という表現の方が誤解がないと思います。

事務局：そのように修正いたします。

B 委員：個人墓地禁止区域については、誰が墓地を造っても良いのかどうかというのが、今ひとつ分かりにくいので、その辺はもう少し文章で説明した方が良いと思います。

A 委員：確かに、68 ページの表の中の「墓地埋葬法に則り運用する。」という表現では分かりづらと思いますので、「公共・公益・宗教法人は認める。」などの表現の方が良いと思います。

ます。

事務局：その様に、墓地を造れる対象について明文化したいと思います。

4 その他（まとめ）

C 委員：この審議の結果については、町長に報告するということになるのか、あるいは、この会議が終了して終わりということになるのですか。

事務局：諮問しているものではありませんので、まちづくり振興課が主管ですので、私共の方から庁議に図って、町の計画として承認していくという流れになります。策定委員会からの意見を付して庁議に図ることを考えています。

A 委員：意見は出尽くしたと思いますので、これで会議を閉じたいと思います。

事務局：今日が最後の委員会ですが、本日ご指摘いただいた箇所に関する修正については、委員長と事務局とで確認を行い、その後委員の皆様にも資料をお届けしたいと思います。それで、最終的には町長に委員長が代表で報告して頂きたいと考えていますので宜しくお願いします。それでは、3回にわたり貴重なご意見を頂きありがとうございました。これで、最終委員会を閉じたいと思います。本当にありがとうございました。

(3) 検討部会

南風原町墓地整備基本計画 第1回検討部会会議録

日時：平成21年12月24日（木）10：50～12：15

場所：南風原町役場 5F 委員会室 1

出席委員：赤嶺勤 経済建設部長、赤嶺一男 まちづくり振興課長、真境名元彦 都市整備課長、金城敬宝 区画下水道課長、新垣好彦 企画財政課長、金城吉信 住民環境課長

- 1 開 会
- 2 挨拶（座長：赤嶺勤 経済建設部長）
- 3 議 題
 - ①調査の進め方について
 - ②墓地に関する現況把握と課題整理
 - ③墓地の課題と対応の方向
 - ④墓地区域及び禁止区域の考え方
 - ④その他（次回日程など）
- 4 閉 会

1 調査の進め方及びアンケート調査結果等について

部会員：検討部会及び委員会の運営については、役場が主体となってすべきことである。要綱も他の委員会のものを参考にして作成したほうが良いと思います。また、委員会の要綱に部会も位置づけするという方が良いと思います。

事務局：分かりました。持ち帰って、検討したいと思います。

部会員：南風原町の概況の人口の整理の部分で国勢調査と住民基本台帳の2つのデータを使用しているが、それぞれの調査で調査時期が違うので、何月時点というような記述も入れたほうが良いと思います。

事務局：その様に修正いたします。

部会員：アンケート調査についてですが、この調査は無作為に行ったのですか。また、回収率はどのくらいですか。

事務局：調査対象者は、無作為抽出で2,500世帯に配布し、回収率は21.4%です。

部会員：回収率21.4%ということですが、回収に関してはどのような手法を取られたのですか。

事務局：今回は郵送による発送・回収を取らせて頂きました。

部会員：回収率が20%で大丈夫ですか。調査結果としては一緒だろうとは思いますが、委員会でその辺を指摘されないか心配です。また、回収率20%のアンケートで町民の意見として評価を出して良いのかということも心配です。

事務局 : この様な計画のアンケート調査では、郵送回収でそれくらいの回収率と分かっていますので、今回は最低でも 500 件を回収する事を想定して配布数を決めてアンケート調査を行っています。現在、532 件が回収されており、500 件という目安は超えたので町民の意見という評価をしても大丈夫だと思っています。郵送でのアンケート調査では回収率が 30%というのは難しいです。

2 墓地の現状及び権限委譲の流れについて

部会員 : 墓地の現状についてですが、南風原町において個人墓が多いというのは、今の門中墓から抜けてというイメージの方も増えているということになるのですか。

事務局 : 中にはそういう方もいます。ただ、それをそのままにしていいかどうかは、後半に課題として整理しています。

部会員 : 門中墓から分かれて、個人墓をつくるという動きは実際にあると思います。

部会員 : 南風原町内にあるお墓の所有者の町内、町外の比率は分かりますか。

部会員 : 去年、民間霊園について調べたところによると、そこには全体で 2,400 基くらいありますが、そのほとんどが個人墓でその所有者の 9 割は町外の方で、約 1 割が南風原町民ということでした。また、町外の方の 6 割が那覇市、残りは宜野湾市、浦添市等の方です。

部会員 : 件数では少ないのだが、それ以外でも道路関係とか公園関係、物件補償関係で物件がある場合、町内と町外の方の比率は半々くらいだと思います。

部会員 : この計画において今後は、公営墓地について検討をしていくということも考えているのですか。

事務局 : 考えておりますが、最終的には行政としての判断になりますので、部会及び委員会での議論を踏まえての判断になると思います。

部会員 : 県からの情報では、八重瀬町と南城市も今年計画を策定するという事です。読谷村は計画は作っているが条例はまだ整備していないとのことでした。そうすると、南風原町においては平成 24 年頃を目途に条例を整備して権限委譲を受けるというイメージですか。

事務局 : これは今後のスケジュールとしてこの 21 年度である程度の計画を策定して、平成 22 年から平成 23 年度の予備期間をとって、24 年度から権限を受けるというスケジュールです。それは県の補助の絡みの中で 5 年以内に権限を受けることが条件となっています。

部会員 : 読谷村の方が墓地基本計画は作ったものの、条例が整備されてないから、うまく区域設定に踏み込めないところがありますと言っていました。

事務局 : 読谷村も区域指定はしているのですが、この区域について効果を持たせる為には条例を作るかまたは公共が墓を作るという様な受け皿が出来てからこの区域も機能させますという、そういう条件付きでやっていたと思います。

部会員 : 公営墓地をする場合は、事業主体として町が土地を確保しないとできないのではないかと。

事務局 : そうですね。墓地の作り方についても、どういう作り方が良いかということについて

次の資料で触れていますので、資料の説明を終えてから議論をお願いします。

3 墓地の課題と対応の方向及び墓地区域・禁止区域の考え方について

部会員 : 今回は地方分権の流れで徐々におりてくるものだから、こういった基本計画を作ってやりたいということだと思います。現在、沖縄県で認可業務をやっていますが、県は基本計画をもっているのでしょうか。

事務局 : 県が平成 12 年に作った計画があるのですが、これを基本計画として扱っているのではないようです。その時期は、墓地の権限委譲を市町村におろそうとして動きだした走りの時期で、市町村がこれから作る為のマニュアルになるような物として持っているような印象ですが、確認はしていません。

部会員 : 県では基本計画を必ず作らないといけないということではないそうです。法的にもないそうです。市町村に権限をおろす際に有る一定の枠を作らないとお墓が無秩序に作られてしまうので、この基本計画に基づいて作りましょうというだけの話だそうです。

部会員 : 各市町村におろすものだから、各市町村も計画を作るわけです。ということは、各市町村でお墓を作れる区域、作れない区域を指定することになると思いますが、市町村にもそれぞれの事情があるはずで、極端に言えば那覇市は区域設定できる状態ではないですとなった場合に、南風原町に那覇市の需要が押し寄せてくる可能性がでてくるのではないかと考えられます。結局、個人墓の需要が多く、その殆どが町外なので今後、町外の需要が増えそうな感じがします。

部会員 : 県としては、基本計画を策定しないと権限委譲はしないということです。ですから、那覇市においても基本計画は作られると思いますが、全部が墓地指定区域外ということはないのではないかと思います。

部会員 : 例えば今あるのは、識名霊園とかありますが、飽和状態だと思います。個人墓を持っている那覇市民は多いです。門中墓の方もいますが、南風原町の比ではありません。となると、近場の南風原町あるいは南城市にくるのではないかと思います。その辺が近隣市町村と南風原町との整合性が心配であります。場合によっては、南風原町が墓地区域を指定した時に民間業者がこちらに出来るという事で、押し寄せてくるのではないかと懸念しています。できれば、公共でやれば良いのですが、公共がやるにしても限界があります。

事務局 : そういう事も踏まえて区域はどう考えたら良いかということを決めていきたいと思えます。

部会員 : 民間霊園で永代供養もやっているものは県内でもありますか。

事務局 : しっかりした霊園は概ね永代供養です。今一番、宣伝しているのがメモリアルパークです。あれはほとんど永代供養でやっています。

部会員 : 内地ではお寺とかになるのですか。

事務局 : そうです。法的には、まずは公共です。公共がダメなら永続的な管理が出来そうな法人ということ。法的に個人といっているのは、公共が作る墓と公益法人、宗教法人がつくる墓以外すべてが個人です。例えば地域の郷友会のような組織で作る墓、あるいは昔のむら墓も個人墓になります。

- 部会員 : あれは共同墓地の扱いではないですか。
- 事務局 : 法的には個人墓地です。法的には個人墓ですが、郷友会のような組織で作る墓のように永続的な管理が出来そうな墓は今後残していくべきでしょうし、そのようなお墓は無縁化して荒れ果てて管理されないお墓になるという問題は起こらないと思います。ですから、個人でお墓を作る際に継承者がいない場合は共同で作ってもらった方がいだろうと考えています。
- 部会員 : 県の墓地の許可基準が曖昧で個人墓を認めたから、墓地が点在するという状況になっていると思います。市町村には意見を求めてくるが、その意見を聞き入れないでそのまま許可している場合もあります。その様な状況の中で市町村に権限がおりてくると本当に対応が難しいと感じています。
- 部会員 : 今日は色々議論していただきありがとうございました。部会員の皆さんは今日の議論を記憶に留めておいて次回の議論につなげて頂ければと思います。
- 事務局 : 次回日程は1月8日に委員会を予定しており、できれば1月末にでも第2回の検討部会を開催したいと思っています。その時に実態調査の結果報告と委員会に諮っての方針などを取りまとめて、墓地区域はここにしましょうという様なことについて皆さんの意見を伺いたいと思っていますので、よろしくお願いします。日程は改めて後日調整させていただきます。
- 部会員 : 本日はこれで終わります。ありがとうございました。

南風原町墓地整備基本計画 第2回検討部会会議録

日時：平成22年2月3日（水）15：05～16：05

場所：南風原町役場 4F 会議室

出席委員：赤嶺勤 経済建設部長、赤嶺一男 まちづくり振興課長、真境名元彦 都市整備課長、
金城敬宝 区画下水道課長

欠席委員：新垣好彦 企画財政課長、金城吉信 住民環境課長

1 開 会

2 議 題

①墓地実態調査の成果について

②墓地区域及び禁止区域（案）について

③住民説明会の開催に向けて

④その他（次回日程など）

3 閉 会

1 墓地の現況及び墓地区域等の設定について

事務局：図面の黄色は課税台帳上、現況地目が墓地になっているところです。赤い点は実際に墓地がある所です。幸いに南風原町は、墓地が分散しているということではなく、ある程度まとまっている状況です。また、宮城の区長さんと少し話す機会があったのですが、個人で乱開発されるよりは、町で整備して例えば宮城の方を中心として墓地を提供し、次に町民という2本柱にしたらどうかという話がありました。

部会員：墓地区域にした場合、権利の制限という問題もでてくると思うのですが、この区域は墓地以外のものが作れないということになるのですか。

事務局：いいえ、ただの区域指定でここに墓地を作るのであれば、町として許可を出すという意味です。ですから、そこで農業しようが地主の自由です。墓地として売の場合は、地域の方に売って欲しいという事をお願いしたいのですが、そこまで縛れるかは分かりません。

部会員：新川森は以前、沖大の移転場所ということで一時は造成もあったようですが、その辺はどうなったのでしょうか。

部会員：もう終わったのではないですか。

部会員：新川森の区域の範囲が沖大の部分にかかっていないか確認が必要ですね。

部会員：東新川は、既存の墓地の範囲を墓地区域とはしないのですか。

事務局：東新川に墓地区域は設定していません。

部会員：墓の展示場になっている所があるのですが、そこは墓地区域から除いていますか。

事務局：そこまでの情報を持っていませんでしたので、今回の資料では入っています。

部会員：現在、指導して作らせないようにしているので、そこを区域に入れたら、問題になり

ます。

部会員 : 区域案として示した 3 箇所以外では個人は作れなくなり、公共と法人しか作れないということですね。

事務局 : そうです。今の県の運用は墓地埋蔵法では公共もしくは法人なのですが、周りに公共の霊園がなく、既存のお墓が建っている場所の近くである場合は、個人でも許可しているようです。ですから、逆に言えば公共の墓地が準備されていれば制限する事ができるということです。ただしその時に、民間の法人の霊園があって、そこが空いている場合にそこも空いているのでそこを利用しなさいと誘導して、個人の墓地取得を制限できるかということについては、法律上の扱いがまだ分からないところです。法律上、許可権者は許可をすることが出来るということになっています。開発の場合は、こういう条件を備えれば許可しなければいけないという表現ですが、これは許可をすることが出来るというもので、いろんな条件を備えても許可権者が駄目と言えると解釈しています。個人的には、民間の霊園についても空いている場所がある場合は駄目といえるのではないかと思っています。

部会員 : 公共の施設がない間は、個人で作られる可能性があるのですね。

事務局 : あります。実態調査をした際にはそのようなお墓はあまり見あたりませんでした。最近、増えているのは新川の一角のみです。他の箇所でも 1 基、2 基ならあるかもしれませんが、まとまった墓地の立地は見られません。1 つは東新川に大きな墓地があるので、それが抑止力になっていると思います。

部会員 : 違法のものは撤去できるのか。

事務局 : 資料の区域運用の考え方の括弧書きで書いてある所で、墓地区域というのは個人で作れる区域で、その他区域とは明確に分けたいと思っています。それと、既存の墓地については、禁止区域である農用地や一部除外して造られているもの、市街化区域の中にもあったりするので、これらを全て撤去というのは難しいと思います。ですから、既存のお墓は容認するという形の禁止区域を考えています。ただ、既存の門中墓を売って、新たに 50 基くらいのお墓を作るというような事も起こりかねないので、そういう事は止めて欲しいと思っています。この時の書き方が今、用地の転売とか分筆とありますが、少し工夫して新たなお墓の増築は認めないとか、そういう書き方にした方が良いのかなと考えています。その他区域に関しても、既存墓を利用してお墓を増やす行為を認めるか、認めないかということが重要になってくると思います。昔の墓地は大きいので、簡単に 10 基、20 基と増やすことが可能です。

部会員 : 大きい亀甲墓が空いたからといって、業者が買い取って土地を分割するという事もありますね。

事務局 : その他区域や既存の墓地でそれを認めるかどうかですね。既存では止めたいと思いますが、その他区域では認めるかどうかという判断は少し迷っています。

部会員 : 例えば、南風原町全体を禁止区域にするとどうなりますか。

事務局 : そうすると、町民も作れないという事になります。

部会員 : 南風原町民が他の市町村には作れますよね。

事務局 : 現在はそうですが、周りの市町村も外から来ることに抵抗がありますから、同じよう

に、禁止区域とした場合は何処にも作れなくなります。禁止区域をそれなりに設けるのであれば、住民に対して担保策の準備をしなければならないと思います。那覇や浦添から入って来ることに對し、どうするかという事もあります、それは民間霊園が行っている範囲で対応するという事しか出来ないのではないのでしょうか。積極的に南風原町として、町外の人達も受け入れるという事であれば別の対応になってくると思います。

2 公営墓地について

部会員 : 公共で墓地を整備する際には、区域の一部でも町が買って作るということが前提になるわけですね。

事務局 : そうすれば、個人墓地を制限する事が出来ます。公営墓地の設置手法としては、共同墓を設けてある程度のお骨を収容するという手法もあります。公営墓地の作り方としては、家族1基1基のお墓ではなく納骨堂、合葬式としてまとめていくという形のお墓を公共が作って、そこに入れてもらうという事が必要だと思います。そういう需要もアンケート調査から出てきています。今後、家族墓は継承者がいなくなる可能性が高くなるので、そういうお墓を増やすのではなく、公営墓地への認識を啓発する必要があるので10年かかっても行うべきだと思います。これから需要は増えるので、公共の墓地は必要だと考えています。

部会員 : そういう意味では、識名の納骨堂のようなイメージになるのかと思いますが、あそこの管理是那覇市がやっているのですか。

事務局 : そうです。大きめのロッカーのような物です。1つのロッカーにお骨がいくつか入るようになっており、家毎に分かれています。

部会員 : 説明会では、公営墓地の話はしないのですか。

事務局 : 墓地区域について、実際に地元を下りていったら駄目と言われる可能性が高いと思いますが、そういう時に、禁止区域とその他区域だけになってしまいます。そうすると、その他区域で個人の墓地を作ろうとした時に、県の法解釈では公共で墓を準備していなければ、認めています。そういう状況で個人墓地を制限するには、公共の墓地を作らなければいけないと思います。この計画の中で公共の墓地整備をどのように行っていくかということが、ポイントになります。

部会員 : アンケート調査でも、公共で整備して欲しいという需要も高かったですね。

部会員 : ある程度の規制をかけるのであれば、公共の墓地整備を考えなければならないと思います。

部会員 : 公共の墓地を持っている所はどこがあるのですか。

事務局 : 県内には、公共墓地を持っている所はいくつかあり、南部で持っているのは那覇市と浦添市くらいです。

部会員 : 県内の公共墓地の一覧とその整備の方法も資料として整理してもらいたい。浦添は墓地公園で整備しようとしたが、緑地率の割合が高く、墓地のスペースの割合が小さいので効果的ではないというような話もあります。ですから、どんな公共墓地があるか、どんな整備ができるか、どういうメニューで整備できるか等の参考資料が欲しいです。

- 部会員 : 識名霊園などの整備は、どのようにして行われたのでしょうか。
- 事務局 : あれは市の予算だと思います。都市計画で作る墓苑以外の公共が作る霊園は、基本的に受益者負担です。その土地代、造成費、建物の工事費等、全部そこのお墓を買う人に分配して負担させるというのが基本です。ですから、そこでプラスマイナスがないようになっています。
- 部会員 : この計画に絡めて作られた公営墓地というのはまだ無いですね。
- 事務局 : そうです。この計画に絡めて公営墓地を作るとするのは各市町村これからだと思います。
- 部会員 : いずれにしても、地元で公共の施設を作らなければいけないという事ですね。

3 住民説明会及び説明会を終えての区域設定の考え方

- 部会員 : 説明会はどこに行くのですか。
- 事務局 : 今、考えているのは、新川と宮城地区と東新川は区域設定していませんが、これだけ墓地があるので1回説明に行こうと思っています。それ以外の所はいくつかのエリアに分けて説明会を開こうと考えています。
- 部会員 : その他の区域しかない地域で説明会をする時に、強力な反対があった場合、それはその他区域から除くのですか。
- 事務局 : おそらく、墓地区域の場合は反対の意見が多くでてくるとと思いますが、そうすると、そこはその他区域になっていきます。今、考えている禁止区域は用途地域を中心とした色のついている所だけです。それも除くとなると、禁止区域に入れるということになるとと思います。
- 部会員 : そうすると、墓地区域と禁止区域だけになるということもなきにしもあらずということですね。そうした場合、地域説明会のあり方としても、地域の判断としての捉え方が難しい場合が出てくるとと思います。1人2人が非常に反対して、他の人は黙って何も言わず、これが地域の意見になるのかということも想定されます。そこら辺をどう拾っていくかですね。
- 事務局 : そうですね。
- 部会員 : その他区域としている部分の多くは、一般的に考えると地域からしたら禁止区域にして欲しいということになるだろうと思います。
- 事務局 : 他の市町村でも説明会をしています。他所から墓が来ているところは抵抗が強いです。まだ南風原町が良いのは場所が東新川に集中していて、ある程度まとまっているので、そんなに悪い状況ではありません。他市町村では、不動産業者が入り、小さい墓地を分譲しているのが管理を一切していない所もあります。ああいうのが来るのは困るということで、墓地区域の話を持ちかけても、どこが入ってくるか分からないので、今は必要ないという話が多いです。
- 部会員 : 地域に説明に行ったときには、こういう意見が多く出てくると思います。
- 部会員 : ある地域では組合があり、その了解がないとお墓は作れないという暗黙の了解があるそうです。
- 事務局 : 町内で墓地区域を設定するとしたら、今回提案している場所しかないのかなと思います。

すが、それも地域の方の意見を聞いてみないと分かりません。

部会員 : その他区域については、住民説明会で反対がでなければ宗教法人等はずくれるということになるわけですね。

事務局 : その他の区域は今まで通りの法律に則った運用と考えているので、現在は、東新川集中していて、他所へ広がっていないというのは、地域住民の反対や行政の指導により動いてない筈なので、権限委譲を受けて町が認可権者になった場合には、それを更に強く指導することは出来ると思います。ただ、法律では個人で墓を作るのを認める条件として既存に利用出来る墓がない場合ですので、それが無い場合は認めるということになっています。そういう問題を解決する為にも公共の墓地を準備しなければ、その他区域に個人のお墓が建つ可能性が十分に出てきます。

4 その他（次回日程など）

部会員 : 次回は住民説明会後になるのですか。

事務局 : そうです。来週の金曜日に第2回策定委員会を開催します。今後のスケジュールとしては、2月下旬にかけて住民説明会を予定していますので、3月上旬に3回目の部会を予定しています。

部会員 : 今回の部会の認識としては、墓地区域をこの3箇所に絞って地元で説明しようという事ですね。

事務局 : そうです。予定としては新川、東新川、宮城、大名、その他です。

部会員 : 次回に向けて事務局は、説明会の状況を踏まえた計画の整理と県内の公営墓地の整備状況等も整理して望んでください。それでは、これで第2回の検討部会を終わります。

南風原町墓地整備基本計画 第3回検討部会会議録

日時：平成22年3月9日（木）9：00～11：00

場所：南風原町役場4階 会議室

出席委員：赤嶺勤 経済建設部長、赤嶺一男 まちづくり振興課長、真境名元彦 都市整備課長、
金城敬宝 区画下水道課長、新垣好彦 企画財政課長、金城吉信 住民環境課長

- 1 開 会
- 2 議 題
 - ①住民説明会の意見について
 - ②墓地基本計画について
 - ③公営墓地の整備方策について
 - ④条例について
 - ⑤その他
- 3 閉 会

1 住民説明会について

部会員：住民説明会の参加人数が少ない。お墓に対する関心がないので今後も人が集まらないのではないか。新川地区の参加者は何名ですか。

事務局：新川・新川東地区では参加者は6名、宮城は7名、津嘉山は8名であった。

部会員：住民の意見を聞く方法として住民説明会のみか。

事務局：パブリックコメントやアンケートもあると思うが、区域指定の話は直接顔を合わせて意見交換することが望ましいと考える。ただ、南部地域についてはパブリックコメントでもいいと思う。

部会員：住民説明会の参加人数が6～7人で住民の意見と言えるのか疑問である。議会でも問われる可能性がある。今は行政懇談会でも20～30人しか来ないのが現状であるので、説明会以外で意見を聞く方法があってもいいのではないか。

事務局：評議会へ出向いて話をし、次のステップとして総会へ諮ることも考えられる。次年度は条例制定と合わせて、区域指定の話を地域の方々と固める必要がある。特に3地区（新川・新川東・宮城）については説明会を開催し、その他はパブリックコメントでもいいと考える。今回の説明会によって、墓地区域と墓地禁止区域の考え方が地域の方にご理解いただいたと認識している。

2 墓地基本計画について

- 部会員 : 「墓地開発の動きが見られない南側の区域」(資料 63 頁) とあるが、南側とはどこか。
- 事務局 : 墓地が集積している東新川、新川、宮城地区から南側という意味だが、わかりにくいので表現を変えます。
- 部会員 : 墓地埋葬法は、個人による墓地経営は認めず、公共や宗教法人による墓地経営を認めるというのが趣旨ですよね。その内容を盛り込まなくてもいいのか。
- 事務局 : 法の趣旨を盛り込みたいと考えている。今回、「公営墓地の整備」と表現するか「公営墓地整備の検討」にとどめるかということも協議したい。法の趣旨に則ると、まずは公共が整備しなければならず、「公営墓地の整備」を計画の中で位置付ける必要がある。「公営墓地整備の検討」にとどめるのであれば、法の趣旨は盛り込みにくいと考えます。
- 部会員 : 沖縄特有の風俗として個人墓が増えている。わざわざ門中から離れるケースもある。
- 事務局 : 門中制度については維持、奨励をする必要がある。
- 部会員 : 都市部住民とはどこか。
- 事務局 : 那覇市、浦添市、宜野湾市である。東新川の宗教法人の霊園(2,400 基)の7割は那覇市民の墓地で、残りは浦添市民、宜野湾市民がそれぞれ1割、南風原町民は1割にとどまっている。宗教法人の霊園は町民のニーズというより、近郊の都市部住民のニーズがほとんどであり、この基本計画の中で都市部住民をどのように位置付けるかが課題である。
- 部会員 : 「2. 基本計画」(63 頁)では公営墓地を位置付けているが、「1. 基本方針」には位置付けられておらず、おかしいのではないかと。基本方針があつて基本計画があると思うので、気になる。
- 事務局 : おっしゃる通りで、基本方針の「(2) 町民の墓地需要への対応」で、新しく発生する需要に対しては公営墓地を整備する必要があるという内容を盛り込みたいと考えている。公営墓地に対する町の意気込みによる。
- 部会員 : 公営墓地はお金がかかるから云々ではなく、墓地埋葬法の趣旨に則って、公営墓地に関する記述は避けては通れないと思う。
- 部会員 : 必ず公営でなくてはいけないのか。民間活用という方法もある。
- 事務局 : 民間活用も一つの方法だと思う。しかし、霊園の永代使用料を比較すると、民間は20~30万円/m²に対し、公共は4万円/m²(那覇市)、1万円/m²(うるま市)で負担の差は大きい。
- 部会員 : 町民からすると、民間より公共の方が安心だと思う。読谷村は公営墓地の計画をしているが、土地を求めるのが大変で手つかずと聞いた。
- 事務局 : 恩納村は村有地や地域の共有地であるところに公営墓地を造っている。門中墓の維持・奨励とともに、家族墓でなく共同墓や納骨堂を奨励していかないと、どんどんお墓が増えることになる。

- 部会員 : 私達の年代の女性でも門中墓に入りたくないと考えているので、その子、孫世代においてどれだけ門中墓を維持できるかが課題である。
- 部会員 : 公営墓地に関する記述は絶対はずせない。那覇市の公営墓地の経営状況等知りたい。
- 部会員 : 民間の墓地を抑制しながら公営墓地を検討するという表現がいいのではないか。基本計画にあって基本方針にないというのはおかしいので、公営墓地に関する記述を入れるべきだと思う。
- 事務局 : 基本方針にも公営墓地に関する表現を盛り込みたい。公営墓地の整備については、町がどこまでできるかによる。
- 部会員 : 今の段階では「公営墓地整備の検討」という表現にとどめた方がいいと思う。
- 部会員 : あくまでも方針として「公営墓地の整備」と謳ってもいいのではないか。ただ、現実には土地を買い求めることができるかが問題である。法律の趣旨に則り、町民のニーズに近づけるという意味でも、公営墓地の整備はきちんと位置付けるべきだと思う。
- 事務局 : 今までは、受け皿がないので町が反対しても県が許可を出すケースがあったが、権限移譲を受けて、将来的に南風原町長が許可権者になった時、独自に許可基準を設けることができ、許可権者の裁量が大きい。糸満市においても、都市部住民の墓地が多いため、都市部市町村の担当者と一緒に墓地用地の確保を今後検討するという文言を計画の中に盛り込んでいる。しかし、南風原町では用地の確保が難しいということで盛り込んでいない。住民説明会においても、外部の人がお墓を造ることに対しての抵抗感は強かった。
- 部会員 : 先進地事例はいい事例だと思う。門中墓では49日経ったら骨壺に納めるので、共同墓と同じ仕組みである。
- 事務局 : 那覇市の納骨堂でも33回忌を迎えると合葬する。
- 部会員 : 公共墓地の形式は個人墓ではなく、事例にあるようにロッカー式などコンパクトな方式をとる方がいい。将来無縁化するよりは良いと思う。
- 事務局 : 公営墓地についての文言を確認したい。
- 部会員 : 公営墓地の整備でいいのではないか。(検討をとる)

3 条例について

- 部会員 : 条例案はどこかを参考にしているか。
- 事務局 : 本土の事例をいくつか参考にしている。墓地埋葬法を網羅した条例になっており、入らないものはこれから削除していく。
- 部会員 : 沖縄特有の考え方があるのでそれも考慮する必要がある。
- 事務局 : それらも含めて条例案を作成している。例えば、墓地区域や禁止区域は沖縄特有のものである。
- 部会員 : 委員会に出すのか。
- 事務局 : 委員会で諮るものではないので出さない。

- 部会員 : この条例の中には火葬場に関する記述を入れないといけないのか。
- 事務局 : 可能性があるなら、盛り込んでいけばいいのではないかと思う。
- 部会員 : 今広域で造ろうと話し合っている途中で、あえてここで入れる必要はないのではないか。
- 部会員 : 第4条の「墓地等の設置場所の基準」の中の「町民の宗教的感情に適合し」というのは各号の1から4のことを指しているのか。
- 事務局 : 別表1も含まれている。
- 部会員 : 今回、条例も作るのか。
- 事務局 : 条例の案までは作る。権限移譲へ向けて、今年度方針を作り、来年度から条例の整備を検討する予定である。現在、那覇市、八重瀬町、糸満市、南城市、与那原町、南風原町が並行して条例を作成している。
- 部会員 : 南風原町は先行して作らず、他市町村の条例を参考にしてはどうか。
- 部会員 : 権限移譲はいつを予定しているか。
- 事務局 : 平成24年度を予定している。条例がないと権限移譲を受けて規制・誘導を行うことができない。

3-2 お墓の形態は、どのようなものを希望されますか？「1つ選んで○で囲んで下さい」

- 1 家族墓（家族単位で所有し、その構成員のみを葬る墓）
- 2 門中墓（父系親族集団（ムチー）で所有する共同の墓）
- 3 兄弟墓（門中から枝分かれした兄弟で作った共有の墓）
- 4 模合墓（知人、友人など気の合う仲間と共同で所有する墓）
- 5 施設型共同墓（行政や民間などが運営し、複数の他人同士が共同で使用する墓）
- 6 納骨堂（行政や民間など遺骨を安置しておく屋内施設）
- 7 その他（ ）

3-3 お墓を取得する時期はいつごろを予定していますか？「1つ選んで○で囲んで下さい」

- 1 5年以内に取得する予定である
- 2 5年～10年以内に取得する予定である
- 3 時期は決まっていないが取得を検討している
- 4 取得する予定はない
- 5 わからない/未定である

3-4 お墓はどこに持ちたいですか？「1つ選んで○で囲んで下さい」

- 1 南風原町内
- 2 南風原町外
- 3 その他（ ）

3-5 問3で「個人・家族・親族で墓地を取得したい」と回答された方、墓地の継承者はいますか？

「1つ選んで○で囲んで下さい」

- 1 いる
- 2 いない
- 3 その他（ ）

問4 お墓を建てる又は購入する場合、次の様な点に気を配られますか？「最も重視する項目を3つまで選んで○で囲んで下さい」

- 1 エンジナなどお墓を造るのに良い年
- 2 墓地周辺の環境（眺望や自然環境など）
- 3 自宅からの距離が近い
- 4 交通の便の良さ
- 5 購入費または建設費
- 6 清明祭等で利用する前庭の広さ
- 7 駐車場やトイレ等の施設の有無
- 8 墓地内の清掃や美観等の維持管理
- 9 墓地の継承者がいなくても安心して利用できる墓（永代供養してくれる墓）
- 10 その他（ ）

問5 お墓を取得するとした場合、どの程度の費用が適当だと考えますか？「1つ選んで○で囲んで下さい」

- 1 50万円未満
- 2 50～100万円
- 3 100～200万円
- 4 200～300万円
- 5 300～600万円
- 6 600万円以上

問2 問1で「南風原町内にある」と回答された方。そのお墓は次のうちどれに該当しますか？「1つ選んで○で囲んで下さい」

- 1 個人・家族・親族で所有している墓
- 2 民間の霊園（お寺など含む）
- 3 公共が管理する霊園
- 4 その他（ ）

2-2 問1で「南風原町内にある」と回答された方。そのお墓は次のうちのどのような形態ですか？「1つ選んで○で囲んで下さい」

- 1 家族墓（家族単位で所有し、その構成員のみを葬る墓）
- 2 門中墓（父系親族集団（ムチー）で所有する共同の墓）
- 3 兄弟墓（門中から枝分かれした兄弟で作った共有の墓）
- 4 模合墓（知人、友人など気の合う仲間と共同で所有する墓）
- 5 施設型共同墓（行政や民間などが運営し、複数の他人同士が共同で使用する墓）
- 6 納骨堂（行政や民間など遺骨を安置しておく屋内施設）
- 7 その他（ ）

2-3 問2で「個人・家族・親族で所有している墓」と回答された方。墓の継承者はいますか？「1つ選んで○で囲んで下さい」

- 1 いる
- 2 いない
- 3 その他（ ）

2-4 問2で「個人・家族・親族で所有している墓」と回答された方。管理（清掃等）は年に何回行っていますか？「1つ選んで○で囲んで下さい」

- 1 1回
- 2 2回
- 3 3回
- 4 4回以上
- 5 数年に1回

2-5 問1で「南風原町内にある」または「南風原町外にある」と回答された方。今後今この墓地を利用したいとお考えですか？「1つ選んで○で囲んで下さい」

- 1 利用したい
- 2 新に別の墓を求めたい
- 3 その他（ ）

〈今後の取得意向について伺います〉

問3 問1で「ない」と回答された方。また問2-5で「新に別の墓を求めたい」と答えた方。次のうちのどのようなお墓を希望されますか？「1つ選んで○で囲んで下さい」

※問3にあてはまらない方（現在あるお墓を利用される方）は問8へお進み下さい。

- 1 個人・家族・親族で墓地を取得したい
- 2 民間が管理する霊園を使用したい
- 3 公共が管理する霊園を使用したい
- 4 その他（ ）

※同8以降は全員が答え下さい

<南風原町内の墓地の状況について伺います>

問8 南風原町内にある墓地を見て、どの様に感じますか？「幾つでもいいですから○で囲んで下さい」

- 1 見慣れた景色の一部で、特に何も感じない
- 2 住宅等に近接して、住環境を阻害している
- 3 ゴミが捨てられたりするなど衛生的に問題がある
- 4 墓参りの人によるゴミ、騒音、違法駐車などの問題がある
- 5 管理されていない墓地が周辺の環境を悪化させている
- 6 墓地が周辺地域の不動産価値を下げている
- 7 道路に面して立地する墓地等は地域のイメージダウンになり商売にも影響がある
- 8 子供がたむろし、喫煙や飲酒をしている
- 9 墓地が目立つ場所に立地し、景観上好ましくない
- 10 既存墓地の周辺に住宅が進出し墓地が邪魔もの扱いされている
- 11 緑地と一体となっている墓地は緑の保全に貢献し景観的にも良好である
- 12 歩いていけるところに墓があり便利である
- 13 門中制度により籍族の結束が図られている
- 14 その他 ()

問9 今後の墓地のあり方について、次のどの様な方法が良いと考えますか？「幾つでも選んで○で囲んで下さい」

- 1 既存の墓地は仕方ないとしても、これから造られる墓地は決められた場所に造ることが望ましい
- 2 住宅地内に点在する既存の墓地をどこか適正な場所へ移設することが望ましい
- 3 観光客や商業活動などに配慮し主要な道路に面する墓地は移設することが望ましい
- 4 今後の墓地需要を考え、公共の墓地を整備する必要がある
- 5 今後の墓地需要を考え、民間の霊園整備を促す必要がある
- 6 個人の所有地に墓地を造ることができるようにして欲しい
- 7 墓を造ってはいけない地域をしっかりと決めておく必要がある
- 8 その他 ()

問6 お墓を建てる又は購入する場合、墓地はどの程度の規模がいいとお考えですか？「1つ選んで○で囲んで下さい」

- | | | |
|---------|---------------|-----------|
| 1 1㎡以下 | 2 1㎡～3㎡ (約1坪) | 3 1坪～3坪 |
| 4 3坪～6坪 | 5 6坪～10坪 | 6 10坪～20坪 |
| 7 20坪以上 | | |

参考：民間霊園の規模と価格の事例（墓地使用料、石碑などの代金を含む）

- ・ 1.5㎡→132万円、2.7㎡→199万円、3㎡→257万円、4.5㎡→342万円、5.5㎡→385万円、8㎡→566万円

- ・ 共同墓（納骨堂タイプ：お骨を個々に分けて保管）→60万円
- ・ 共同墓（合葬タイプ：複数のお骨を1つにまとめる）→20万円

<共同墓について伺います>

施設型共同墓とは、大きな墳墓（納骨堂などを含む）に複数の遺骨を納め行政や民間などが運営するもので、次のようなタイプがあります。

- 納骨堂タイプ：お骨は個々の骨種に入れ1つの収納スペースに納めるもの。
- 合葬タイプ：骨壺からお骨を出し複数の遺骨を1箇所に納めるもの。
- 納骨後合葬するタイプ：ある一定期間（10～50年）納骨堂で永代供養を行った後に、合葬する。

問7 共同墓の利用について、どう思いますか。「1つ選んで○で囲んで下さい」

- | | |
|---------------------|----------------|
| 1 納骨堂タイプなら利用したい | 2 合葬タイプなら利用したい |
| 3 納骨後合葬するタイプなら利用したい | 4 どちらも利用したくない |
| 5 どのタイプでもよい | 6 その他 () |

7-2 現在利用されているお墓から、共同墓への移転を考えていますか？「1つ選んで○で囲んで下さい」

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 1 今すぐにも移りたい | 2 将来は移すことも考えている |
| 3 継承者がいないので移さないといけない | 4 移すつもりはない |
| 5 その他 () | |

7-3 合葬について伺います。どの程度の年月が経てば合葬しても良いとお考えですか？「1つ選んで○で囲んで下さい」

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1 3回忌を終えたら | 2 7回忌を終えたら | 3 13回忌を終えたら |
| 4 25回忌を終えたら | 5 33回忌を終えたら | 6 合葬はしない |
| 7 その他 () | | |

5 住民説明会の意見要約

南風原町墓地区域等に関する住民説明会における住民意見				【新川地区】	【東新川地区】
日 時	平成 22 年 2 月 17 日 (水) 19:20 ~ 20:30	場 所	新川公民館	参加 人数	6 人
<p>1 区域設定等に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人が造った墓地と言っても管理されていません。管理はそれぞれ個人に任されています。 ・ 既存のお墓は仕方がないが、これ以上お墓が造られないように墓地禁止区域を設定してほしいと思います。南風原の人が土地を持っているわけではないので早めに禁止の網をかけて下さい。 ・ 県営団地側にお墓が造られると住宅が建てられなくなります。 ・ 植栽など墓地整備のルールを守らせる強制力のある条例を作して下さい。 ・ お墓に対する考え方を変えないと、どんどんお墓が増えるので大変になると思います。 ・ 墓地区域の必要性は理解しますが、まずは禁止区域を設定することが先決だと思います。権限移譲を受ける前に儲け主義の業者が駆け込みで開発すると思うので、地主への説得が必要だと思います。 ・ 南城市が先行して権限移譲を受けて墓地の規制を行っています。南風原町における規制が遅くなるにしたがって、しわ寄せが来るのではないのでしょうか。高速道路から北の範囲はお墓を造らせない区域として早く設定してほしい。 ・ 環境の杜周辺は数少ない緑地なので保全しないといけません。周辺にお墓が建つのは困ります。 ・ 共同墓地を求めている人は多いのでちゃんとした業者に造ってもらう必要はあると思います。 ・ 新川区域をまず、はじめに禁止区域に設定して下さい。 					
<p>2 主な質問及び回答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スケジュールについて説明して下さい。 <p>A: 今年度に基本計画を策定し、南風原町の墓地整備の基本方針を固めようと考えています。来年度に条例を制定し、平成 24 年度から権限移譲を受けて墓地の許認可業務を町が行う予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町が権限移譲を受けたあとは禁止区域を設定できるのですか。地域住民の何割の賛成が必要ですか。 <p>A: 今日の説明会だけでなく、もっと多くの住民の意見を伺う必要があります。地主との調整も必要になってきます。</p>					

南風原町墓地区域等に関する住民説明会における住民意見				【東新川地区】	
日 時	平成 22 年 3 月 18 日 (木) 20:00 ~ 20:55	場 所	環境の杜ふれ あい会議室	参加 人数	4 人
<p>1 区域設定等に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存のものは仕方ないとしても、東新川に今後新に墓地がつかられないように現在墓地がないところは禁止区域にして欲しい。 ・ 今日、区域について最終的な地域としての決断を求めているわけではないと思うので、評議員会で議論して地域としての意見を集約したいと思います。 ・ 実際に何回も墓地をつくりたいという話がきていて、評議員会としてもこれ以上お墓を増やしたくないという結論をだしていますので、その辺は十分に考慮してもらいたい。 ・ 東新川において、法律上で認められている宗教法人等の大規模な墓地開発は、これ以上行われないうようにして欲しい。 ・ 町に権限移譲される前に宗教法人が強硬に開発しないかということがとても心配です。 					
<p>2 主な質問及び回答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「墓地の経営」とはどういう意味ですか。 <p>A: これは、法律用語で墓地を管理することを言います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自分で土地を買ってお墓をつくるということは、現在認められているのですか。 <p>A: 法律上は、個人による墓地の経営は認められていません。しかし、沖縄は昔からの風習があってこの法律を厳格に運用することがなじまないということで、ある程度の条件を満たせば例外的に許可しているという状況です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 何故、南風原町はこれまで、区域設定を行っていなかったのですか。 <p>A: 南風原町だけが設定していないということではありません。現在は、県が許可権限をもっていますので、その管轄も県であったのですが、権限移譲の流れの中で今後、市町村に権限が委ねられていくこととなります。そうした時に、南風原町としては区域を設定し、無秩序に墓地が開発されないようにしていきたいと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「民間霊園の誘致」という表現があったが、わざわざ誘致する必要があるのでしょうか。 <p>A: 「誘致」という言葉は少し適切ではないかもしれませんが、考え方としては墓地需要予測をしたのですが、今後 20 年間で約 600 基必要だと想定しています。仮に公営墓地を整備するとしても 600 基分の整備を行うことは難しいですので、宗教法人に許可する場合でも「永代供養をする施設をつくらないといけない」などある程度の条件や基準を設けていきたいと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の宗教法人の霊園は見た目にも良くないので、公園のように緑地を増やしなさいなど義務付けしてはどうでしょうか。 <p>A: その辺は今後、条例や規則などを制定していく中で、また改めて検討したいと思います。</p>					

南風原町墓地区域等に関する住民説明会における住民意見				【宮城地区】	
日 時	平成 22 年 2 月 18 日 (木) 19 : 00 ~ 20 : 30	場 所	宮城公民館	参加 人数	7 人
<p>1 区域設定等に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民への周知をしっかりとってから計画を策定して下さい。 ・ 既存墓地集積地区に隣接する、高速の横は禁止区域にして下さい。 					
<p>2 主な質問及び回答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無許可墓はどれくらいあり、町として今後どのような対策をとって行くのですか。また、権限移譲までのスケジュールを教えてください。 <p>A: 無許可墓は宮城で 3 基、新川の個人墓が密集している所に 4~5 基の合わせて 10 基未満を把握しています。それらに対しては南部保健所と一緒に文書による指導を行っています。お骨が納められると法律上撤去できないため、文書による指導にとどまっています。今後の対策として、法律にどこまで踏み込めるか策定委員の弁護士と相談しながら、無許可墓に関しては撤去するという強い態度で望んでいきたいと考えています。今後のスケジュールは 3 月末までに基本計画を策定、平成 22 年度は地域の説明会を開催しながら条例の策定と墓地区域の設定、23 年度は予備期間、24 年度は 4 月から県から権限移譲を受けて町が墓地許認可業務を行う予定です。 ・ アンケート結果について、個人・家族・親族で墓地を所有したいが 36%、公共が管理する霊園を使用したいが 38%とあります。結論として公共が管理する霊園の需要が高いというまとめは無理があるのではないのでしょうか。また、アンケートの有効回答件数はこれで十分なのですか。 <p>A: 公共の墓地需要が高くなっているという表現は、現状の墓地の取得状況（個人墓が 8 割を超える）に比べ、将来取得したいお墓の種類として公共の霊園を求めている割合が高く（公共 38.2%、個人 36.0%）、現状との比較で表現したものです。他の地域では門中墓があっても、若い世代では門中から分かれて別にお墓を造りたいという声があると聞き、お墓に対する考え方が多様化していると感じます。有効回答件数については統計的な分析を行うのに必要な件数として十分回収できたと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共の墓地を整備するという事まで踏み込んで計画を策定していますか。 <p>A: アンケートの結果や住民説明会の結果を踏まえ、公営墓地の必要性について検討部会や策定委員会に提言し、会議の中で公営墓地の整備に関する方針が決められます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他区域は中途半端ではないですか。 <p>A: 地域から禁止区域に入れる必要があるという声があれば、その他区域から禁止区域へ変更することも考えています。それを確認するために住民説明会を開催しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無縁墓地は幾つありますか。 <p>A: 昨年の実態調査では、長年管理が行われていないと思われる墓が約 50 基確認されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宮城地区として墓地区域の設定はいつまでにすればいいのですか。 <p>A: 住民と地主の意向が違うこともあると思うので、今後も意見交換会を継続して行っていきたいと考えています。その時に改めて調整させて下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例でどこまで規制できますか。 <p>A: どこまで規制していくかは地域の皆さんの意向も踏まえながら決めていきたいと考えています。他法令との関係もあるので 100%規制できるとは言えません。</p> </p>					

南風原町墓地区域等に関する住民説明会における住民意見				【宮城地区】	
日 時	平成 22 年 3 月 17 日 (水) 20 : 00 ~ 21 : 00	場 所	宮城公民館	参加 人数	14 人
<p>1 区域設定等に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 墓地区域あるいは禁止区域の設定は、できるだけ早くやらないといけないと思います。 ・ 地域としては、ダムの向かいの墓地が今後広がっていくのではないかとすることが一番心配ですので、その辺は墓地が広がらないように十分に配慮してほしい。 					
<p>2 主な質問及び回答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、南風原町としては個人の墓地取得についてどのように考えているのですか。 <p>A: 現在の考えとしましては、墓地区域や禁止区域というものを設定していきながら無秩序な開発を抑制していきたいと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宗教法人の霊園などは、県や町が許可をしてつくられているものなのですか。 <p>A: 現在の手続きの流れは、町に墓地開発の申請がきて、それに対して町が意見書を付して、県が最終的に審査したのちに許可を与えるということになっています。ですから、既存の宗教法人の霊園については県の許可を受けているものであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「無縁墓の移転・集約」ということについては、町の権限で無縁墓を移転したりすることができるということですか。 <p>A: 無縁墓の移転については、官報に載せて 1 年間公告・縦覧したのちに移転・集約することはできると思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宮城としての、区域設定に関する意見をいつ頃までにまとめたら良いのか。 <p>A: 区域設定を行うには、条例の制定とあわせて今後も何回も地域の皆さんと意見交換をした中で決めていきたいと思います。権限移譲を受けるのは平成 24 年頃を予定していますので、それまでにはしっかりと区域設定も行いたいと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査の回収率はどのくらいだったのですか。 <p>A: 2500 件配布して、525 件程度の回収がありましたので、約 20%の回収率となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画の策定委員会は何回やったのですか。 <p>A: 基本計画の策定にあたっては、役場内部の関係課で構成した検討部会と有識者や地域の代表などで構成した策定委員会で検討を重ね、どちらも 3 回ずつ開催しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無縁墓の移転費用の負担というのはどうなるのですか。 <p>A: 現段階では、移転費用に関するものは検討していません。それで、誤解がないように補足しますと、無縁墓は全て移転するというわけではなく、まちづくりに支障をきたした場合に移転させていくという基本的な考え方です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町としての墓地整備はどのように考えていますか。 <p>A: 時期的なものは今後の検討になるのですが、公営墓地を整備していかなければいけないということは基本計画の中の方針として打ち出しています。</p>					

南風原町墓地区域等に関する住民説明会における住民意見				【津嘉山地区】	
日 時	平成 22 年 2 月 23 日 (火) 19:00 ~ 20:00	場 所	津嘉山公民館	参加 人数	8 人
<p>1 区域設定等に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乱開発を防ぐために、公営墓地を早めに整備するよう検討して下さい。 ・ 門中墓が多いので新たにお墓を造ることはほとんどありませんが、若い世代では門中から離れるなど考え方が変わってきています。 ・ 新住民の方が多く、駐車場も一緒に整備できるような広い土地を確保できれば一番いいと思います。 					
<p>2 主な質問及び回答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ お墓を求める人の需要に十分対応できる広さですか。 <p>A: 墓地区域は基本的に個人の土地に設定します。墓地区域内の地主に協力していただき、お墓を造りたいという地域の方がいれば土地を分けて下さいとお願いしているにとどまります。地主がそこで畑をしたいという意向であれば必ず墓地にしなさいという強制力はありません。個人がお墓を建てようとした場合、道が通っていないことがあります。特に新川のムイの下は道がないので、行政が基盤整備できないかという声がありました。津嘉山は墓地区域を指定していませんが、区画整理事業計画があるところなど墓地禁止区域に入れようと考えています。 ・ 本土はどうなっていますか。 <p>A: 本土では個人の土地を墓地とすることはほとんどありません。公共のお墓か法人霊園を利用しています。本土では永代使用料を支払うという形態をとっています。無縁になった場合、お寺が撤去して次の人に貸すということをしています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 識名霊園は納骨堂で市民のお骨を預かっているということですか。 <p>A: 預かっています。識名霊園には 2 つ納骨堂があり合わせて約 3,000 のお骨が納められています。公営のお墓は市民のみが利用できる場合と市外も利用できる場合など条例によって定めることができます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中城では長男がお墓を継ぐが、次男三男は新しくお墓を造りますね。 <p>A: 南部は門中墓、那覇から北はだいたい個人墓、国頭では村墓など地域の共同墓があります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 南風原では他の市町村に比べて墓地の乱開発が目立たないですね。地域が目を光らせているからではないでしょうか。 <p>A: 西原町や糸満市はひどい状況になっているところがあります。南風原町は人目につかない隠れた場所が少ないのも要因だと思います。 </p></p></p></p></p>					

南風原町墓地区域等に関する住民説明会における住民意見				【大名地区】	
日 時	平成 22 年 3 月 9 日 (火) 20 : 25 ~ 21 : 10	場 所	大名公民館	参加 人数	10 人
<p>1 区域設定等に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大名地域は全域を禁止区域にしてほしい。 ・ 住宅地内において今後お墓を建てたいという人はいないと思うが、できるだけ早く規制はかけてほしい。また、摩文仁家のお墓は大きいですが、その周辺にお墓を建てられても困ります。 ・ 今日、評議委員だけで意見交換をしたが、大事な話なので、老人会をはじめとして地域の多くの人に対して説明する機会をつくってほしい。 					
<p>2 主な質問及び回答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他地域に業者が墓地を造りたいと言ってきた場合は、それを止めることができますか。 <p>A : 法律上、公共・公益法人・宗教法人の墓地経営は認められているので、それを完全に止めることは難しいと思いますが、住宅地からある程度離れていなければならない等の規則だとか、墓地を造る上でも開発基準などのルールをつくって無秩序な開発は抑制し、また許可する場合でも環境に配慮した墓地整備が行われるようにと考えています。 ・ 環境の森や開邦高校の周辺はすでに業者に買い占められているのではないですか。 <p>A : 現時点では、業者に土地が買い占められているという話は聞いていません。東新川地域にも説明会をしたのですが、地域の皆さんはもうこれ以上墓地は必要ないので、禁止区域を大きく取ってほしいとのことでした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 24 年度頃には権限移譲を受けたいということでしたが、権限移譲を受ける前に個人墓地を造ることはできるのですか。 <p>A : 権限移譲を受けるまでは県の判断になりますが、周辺に利用できる公共や宗教法人の霊園がなく、既存の墓地が周囲にある場合は認められる可能性が高いと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の墓地がないところに墓地が造られることはないのか。 <p>A : 前例も含め絶対ないとは言えませんが、可能性は低いと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の土地に勝手に造った場合はどうなりますか。 <p>A : 無許可の場合は、法律違反ですし、罰則もあります。ただ、お墓というのは、整地したら 2 日程度で出来上がりますので、その辺の取り締まりが今後重要になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町として、区画整理事業のように公営で墓地を造るということは考えていないのですか。 <p>A : いつまでに、ということはまだ言えないのですが、公営墓地の整備に向けて取り組んでいこうと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区域設定に関する地域としての意見の集約はいつ頃までに決めたら良いのか。 <p>A : 次年度から条例の整備に向けた取り組みをする中で、権限移譲を予定している平成 24 年度までには、この様な意見交換を何回か行いながら決めていきたいと考えています。</p> </p>					

6 公営墓地の先進地事例（神奈川県横浜市、千葉県市川市）

(1) 概要

1) 調査対象地の人口及び世帯

		横浜市	市川市	単位
住民基本 台帳人口	総数	3,562,983	455,760	人
	男性	1,794,440	234,213	人
	女性	1,768,543	221,547	人
	世帯数	1,567,940	209,371	世帯
出生	総数	33,023	4,924	人
死亡	総数	23,777	2,758	人

2) 調査時期

平成19年10月25日（木） 神奈川県横浜市健康福祉局健康安全部環境施設課

平成19年10月26日（金） 千葉県市川市保健スポーツ部保健管理課

3) 調査対象施設の概要

	横浜市	市川市
施設名	メモリアルグリーン	市川市都市計画簿演題一号市川霊園(合葬式墓地)
所在地	神奈川県横浜市戸塚区俣野町1367-1	千葉県市川市大野町4丁目2481番地
設置者	横浜市長	市川市長
竣工年月	平成18年8月31日	平成15年3月
敷地面積	約5㊦(約3㊦の緑地部分が、公園との共有部分)[別紙1]網掛け部分	210,414.00㎡
建物構造	RC造 地下1階・地上1階	鉄筋コンクリート造
建築面積/延べ床面積	建築面積 46.50㎡ / 延べ床面積 388.37㎡	261.45㎡/506.35㎡
施設概要	地上部に水の流れるモニュメントを設置し、地下納骨施室の遺骨保管用の棚に骨壺を収蔵します。正面の献花台で墓参を行っていただけます。	2階建地下1
事業費/建設費	全体事業費:約58億円 合葬式建築費:納骨施設55,860千円 納骨棚18,984千円	213,052,350円/141,015,000円
平面図	[別紙2]参照	[別紙3]参照
備考	○整備数:12,000体分 ○利用形態:個人利用	
基本理念・基本方針	別添「新墓園・メモリアルグリーン事業について」裏面参照	土地の有効利用と時代の要請に沿った運営を实地する。
建替基本計画	コンクリート構造物の一般的寿命と言われている60年と予定しています。この立替に係る費用及び60年間の長期修繕経費については、当初募集した方々の使用料を基金に積み立てると共に、30年後に再募集した際の使用料で賄うこととしております。	なし
基本コンセプト、デザインコンセプト	上記「11、基本理念・基本方針」と同じ。	納骨壇(収蔵ロッカー)及び合葬室には各々5,000体が収納可能であること。モニュメントおよび参拝所は宗教や宗派にとられないもので雨の日でも参拝できる造りであること。
全体配置計画	各エリアの形を円形にすることにより、どのエリアも緑に囲まれた雰囲気を出しております。また、墓園の中心に合葬式慰霊碑型の水の流れるモニュメントを設置することで、緑豊かな敷地の中に水の流れる音をアクセントとしております。	[別紙4]参照
施設機能等	合葬式納骨施設(30年の有期限つき) 整備数:12,000体分 合同埋蔵室:1部屋(納める際は、骨壺から取り出し布製の袋に入れます)	24時間除湿できる設備があること。 納骨時に障害のある方にも納骨できる設備があること。
事業推進に向けた課題	周辺住民の理解と協力	需要に偏りが生じているため、今後募集枠について検討しなければならないと考えている。
市民コンセンサスの形成方法	事業開始にあたっては、住民説明会を行うと共に、事業開始後は地元住民の代表者で構成する連絡会を節目毎に行い、意見の交換を行っている。	2回のアンケート調査による

(2) 個別施設の整理

1) 横浜市メモリアルグリーンの概要

はじめに

この場所は、平成14年2月に閉園した「横浜ドリームランド」の跡地です。

既存の緑をできるだけ保存、活用し、早急に整備が必要とされていた「硬式野球場を備えた総合公園」と「緑豊かな墓園」を一体的に整備することといたしました。

基本方針

- ・既存の良好な緑を保存・活用し、緑豊かな計画とします。
- ・既存の駐車場を活用し、効率的な事業推進を図ります。
- ・公園及び墓園に必要な緑地や臨時駐車場を共用し、効率的な土地利用を図ります。

概要

新墓園・メモリアルグリーン（墓園事業）

面積：約6.1ha(内、公園との共用区域 約3.0ha)

施設内容：芝生型墓地(7,500区画)、樹木型合葬式墓地(3か所 3,000体収容)、
慰霊碑型合葬式墓地(1か所 12,000体収容)、レストハウス、
駐車場(約400台)

特徴：本市の墓地需要と市民の多様なニーズに対応するため、市営墓地を整備
します。

：水と樹林や草花に包まれた中で、新たな形態の墓園を公園と一体的に整備
します。

俣野公園（公園事業）

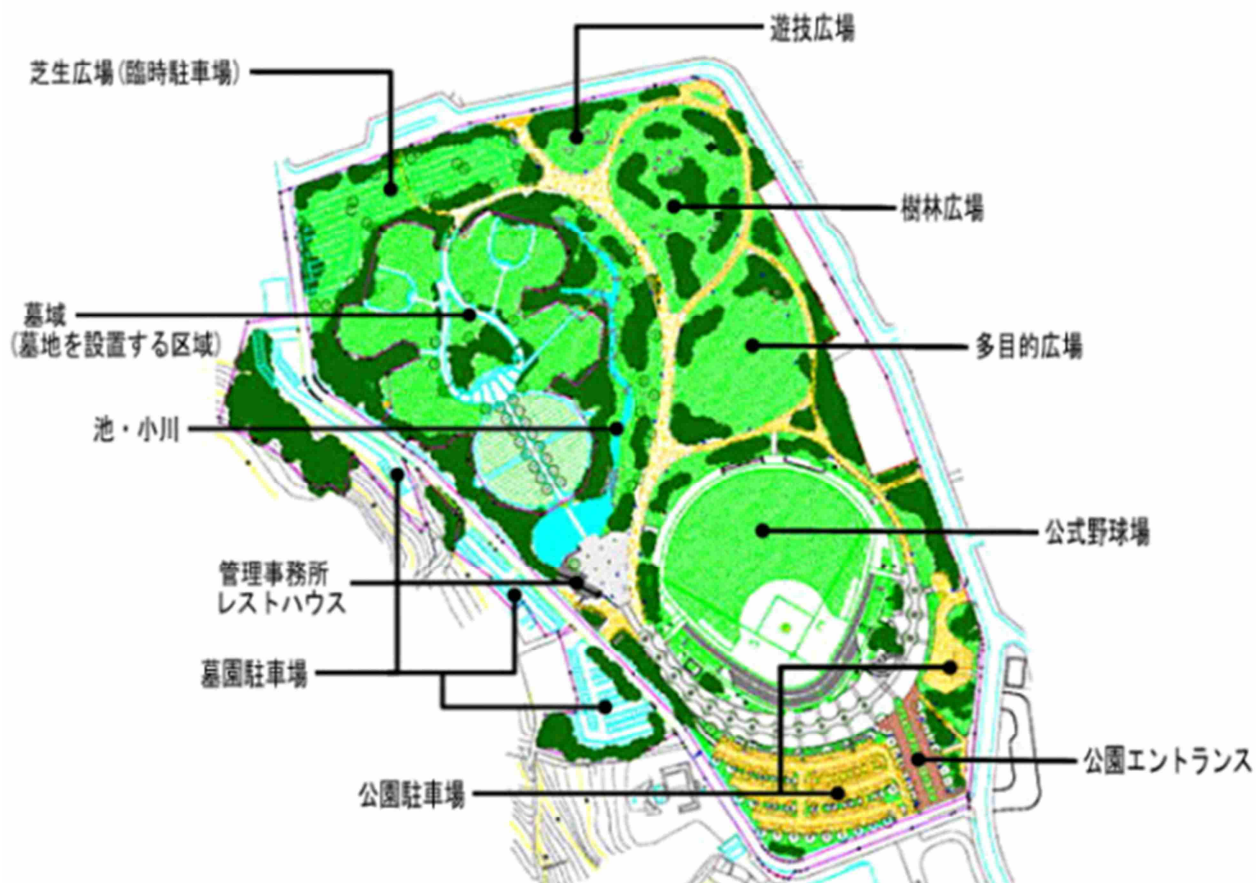
面積：約10.0ha(内、墓園との共用区域 約3.0ha)

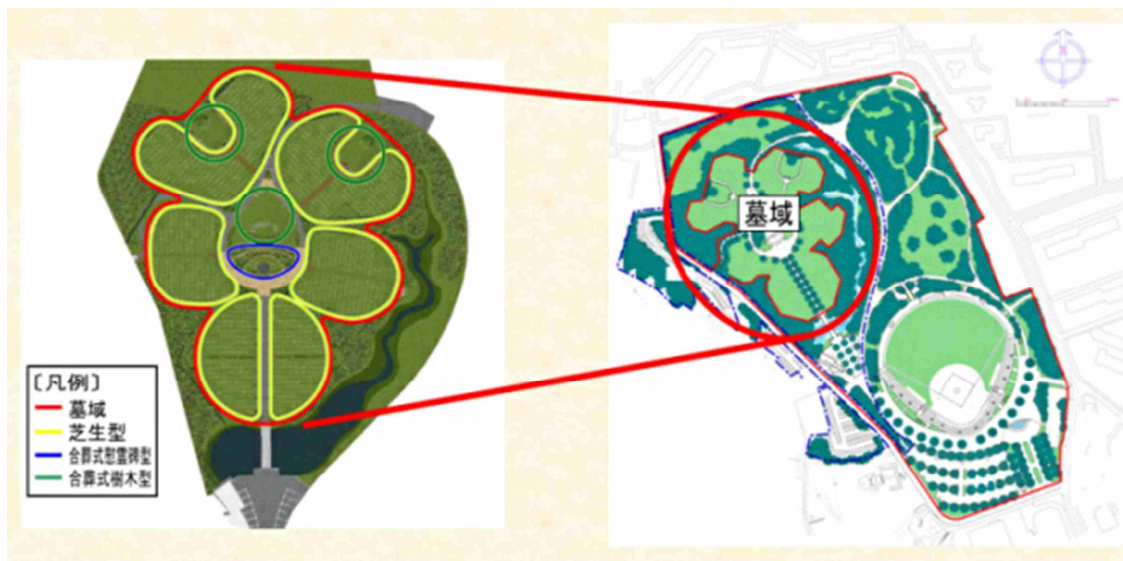
施設内容：硬式野球場(観客収容数 約3,000人、ナイター設備完備)、樹林広場
多目的広場、遊技広場、レストハウス、駐車場(約220台)

特徴：高校野球の大会等に対応できる規格を備えた硬式野球場を整備します。

：子供から高齢者まで、誰もが憩える緑豊かな公園とします。

[土 地 利 用 計 画 図]

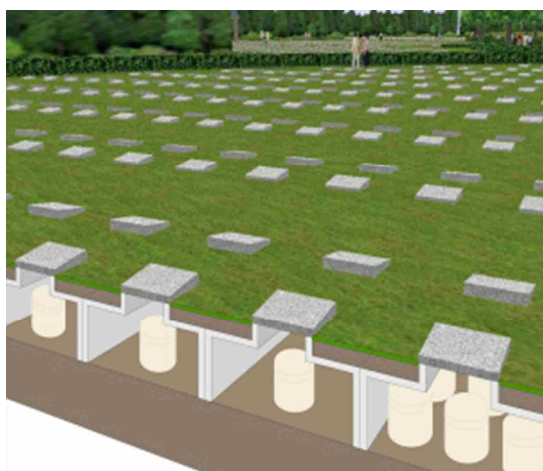




〔墓地形態と付帯施設〕



〔芝生型墓地 前面〕



〔芝生型墓地 納骨形態〕

■ 芝生型

概要

- ・ 四角いプレートを墓標とし、全体を芝生広場のような開放感に溢れた明るい空間になります。
- ・ 芝生型墓地は、使用者に管理していただく墓地です。
- ・ プレートの大きさは、縦 35cm×横 45cm の A3 用紙くらいの大きさです。
- ・ プレートの表面には、お名前などが入れられる銘板を設置します。

規模

- ・ 7,500 区画を設置し、1 区画に 6 体程度、埋蔵可能です。

使用料

- ・ 永年使用：90 万円/区画
- ・ 30 年使用：45 万円/区画

管理料

- ・ 1 年間：8 千円/区画

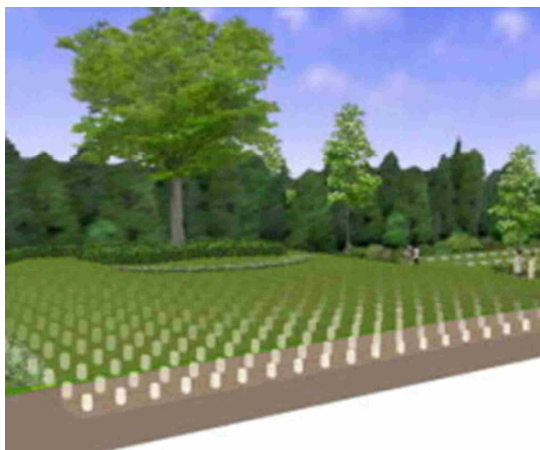
その他

- ・ プレート及びカロート(納骨施設)の費用を含みます。
- ・ 銘板の費用は別途かかります。
- ・ 30 年使用の場合、更新が可能です。

■合葬式 樹木型



〔合葬式 樹木型 前面〕



〔合葬式 樹木型 納骨形態〕

概要

- ・シンボルツリーや低木、芝、花などで覆われたマウンド上の区画に、骨壺をまとめて埋蔵し、手前にある献花台で、参拝していただきます。

規模

- ・3か所整備し、1か所で1,000体分、計3,000体分の収蔵が可能です。

使用料

- ・永年使用：14万円/体

管理料

- ・永年使用：6万円/体

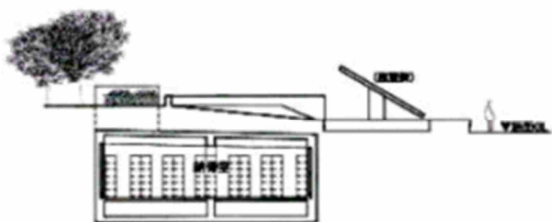
その他

- ・納骨作業は、管理者が行います。
- ・合葬式樹木型納骨施設には、シンボルツリーが3種類あり、ケヤキ・クスノキ・ヒメシャラのいずれか1種類を指定することが可能です(使用許可申請時に指定していただきます)。ただし、実際に遺骨が埋蔵される場所を指定すること(「シンボルツリーの近く」や「献花台の近く」等)はできません。
- ・実際に遺骨が納骨される場所については、墓地管理者が設定しますが、2体分で申込まれた場合は、必ず隣同士に納骨します。

■合葬式 慰霊碑型



〔合葬式 慰霊碑型 前面〕



〔合葬式 慰霊碑型 側面 断面図〕

概要

- ・地上部に慰霊碑を設け、手前にある献花台で、参拝していただきます。
- ・地下の納骨施設の中に棚を設け、骨壺を収蔵します。
- ・納骨施設内では、参拝できません。

規模

- ・1か所整備し、12,000体分の収蔵が可能です。

使用料

- ・30年使用：6万円/体

管理料

- ・30年使用：3万円/体

その他

- ・更新が可能です。
- ・更新しない場合は、合同埋蔵室へ安置します。
- ・納骨作業は、管理者が行います。
- ・合葬式慰霊碑型納骨施設は、モニュメントの地下に遺骨を納める納骨室があり、その納骨室に遺骨を並べて保管する棚が設置されています。実際に遺骨が納骨される場所(棚)については、墓地管理者が設定しますが、2体分で申込まれた場合は、必ず隣同士に納骨されます。
- ・生前予約で申込まれた場合、使用する前に使用期間が満了する場合があります。ただし、合葬式慰霊碑型納骨施設の使用期間30年間は、遺骨を納める場所を確保している期間です。30年間の使用期間が満了した後も、合葬式慰霊碑型納骨施設の合同埋蔵室へ、直接納骨することは可能です。
- ・使用許可後30年間経過したら、更新や改葬のお申出がないかぎり自動的に合同埋蔵室へ遺骨を移動します。

※合同埋蔵：合葬式慰霊碑型納骨施設内にある専用の埋蔵室に、遺骨を骨壺から取り出し、他の方のご遺骨とともに合同で保管します。合同埋蔵後は、他の墓地への遺骨の移動(改葬)ができなくなります。

〔事業スケジュール〕

- 平成 15 年 11 月 19 日 用地取得
- 平成 16 年 3 月 5 日 公園の都市計画決定
- 平成 16 年 7 月 26 日 墓園の経営許可
- 平成 18 年度 墓園の募集開始(秋)、供用開始
- 平成 19 年度 野球場の供用開始
- 平成 20 年度 公園の全面公開

〔事業の進め方〕

事業の推進にあたっては、戸塚区及び泉区の地元町内会・自治会の代表者 13 名並びに本市関係局区で構成された「俣野公園等跡地整備事業連絡会」で継続的に意見交換を行うと共に、地域への事業説明会を適宜開催し、意見を伺いながら進めています。

〔指定管理者〕

平成 18 年 6 月 23 日、指定管理者が決定いたしました。(議決)

◆公募概要

1 施設概要

施設名称	メモリアルグリーン
所在地	横浜市戸塚区俣野町 1367 番地 1 他
管理開始日	平成 18 年 9 月 1 日
施設利用開始日	平成 19 年 3 月を予定
管理規模	約 3.5 ヘクタール
施設内容	(1) 納骨施設 ・ 芝生型 7,500 区画 ・ 合葬式樹木型 3,000 体分(3か所) ・ 合葬式慰霊碑型 12,000 体分(1か所) (2) 管理事務所・レストハウス 1 棟 (※総合公園との合築) (3) 駐車場 166 台分(3か所) (※墓園管理区域内)

2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) その他の業務

3 指定期間

平成 18 年 9 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで(期間：4 年 7 か月)

2) 市川市霊園合葬式墓地の概要

社会環境が変化し、少子・高齢化の進行と、市川市内に費用のかからない墓地を望む市民の需要に対応しつつ、将来の墓地需要の対応を考え、新たな形式の墓地として、一つのお墓に多くの遺骨を埋蔵するという新しい形の墓地として、市川市霊園内に平成15年3月完成いたしました。

【合葬式墓地とは】

ご遺骨を20年間、納骨壇（次頁3の写真参照）において、1体又は2体ずつ埋蔵させていただきます。

使用許可時の合葬式墓地使用料（1体用71,000円 2体用142,000円）以外、年間管理料等は無く、収蔵後の特別な手続はありません。使用許可日から20年経過後は、一体ずつ梱包して同施設内にある合葬室へご遺骨を改葬し、他のご遺骨と一緒に永代的に合祀させていただきます。（その際のお手続きも必要ありません。）

基本のご遺骨の返還はいたしません。特別な事情による場合は使用許可日から20年間の納骨壇に収蔵されている間の返還は可能です。合葬室へ改葬後のご遺骨の返還はいかなる場合も出来ません。

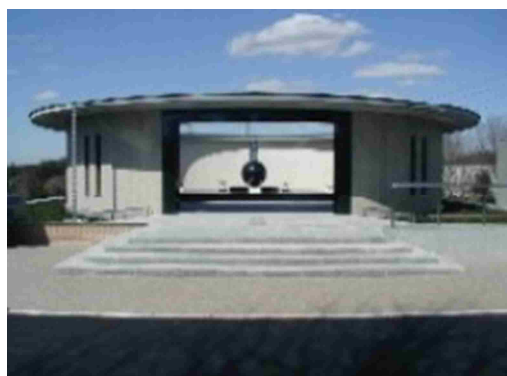
尚、市内に1年以上お住まいの65歳以上の方については自己利用のための生前の確保が可能です。

※ 市川市霊園合葬式墓地の使用許可を受けた方は、市川市霊園一般墓地の申し込みは出来ません。

◎市川市霊園一般墓地使用者の方へ

市川市霊園合葬式墓地は、市川市霊園一般墓地の使用者の方は申し込み出来ませんが、現在使用の一般墓地について後を継ぐ方が無く、無縁化の心配がある方や遠方へ転居されて墓地管理が困難な方などで、その一般墓地を返還することを条件に利用することが可能です。

合葬式墓地のご紹介



1 合葬式墓地上部全景

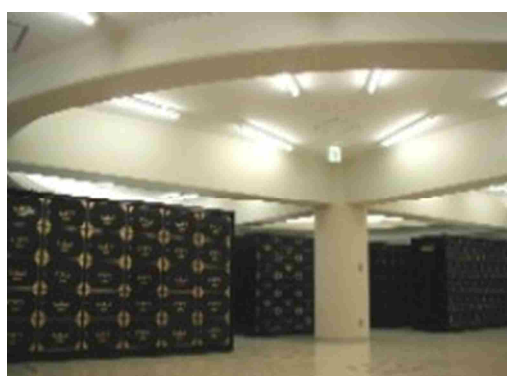
建物は、市川霊園入口付近の西側斜面を利用した二層の収蔵施設と上部の円形の礼拝所からなる、地上2階、地下1階の施設。

礼拝所には、駐車場などからの段差を極力小さくすることにより礼拝者にやさしい構造といたしました。



2 合葬式墓地礼拝所

礼拝所は、円形の壁、球体のモニュメント、スタンドガラスを配した採光窓、と上部の円形の空間からの自然光など配し、市営霊園として利用者に特定の宗教色を与えないよう考慮するとともに、屋外にありながら礼拝に集中できるための環境といたしました。焼香や献花のスペースを設けてあり、開園時間内であれば、いつでも参拝していただけます。尚、供物の持ち込みは衛生管理上ご遠慮ください。



3 合葬式墓地内部

地上1階及び地下1階には、遺骨を収蔵するための納骨壇が設けられております。

納骨壇には1体用と2体用があり、使用許可日から20年間は納骨壇において埋蔵させていただきます。20年経過後は、同施設内の地下1階にある合葬室へ改葬し、他のご遺骨とともに合祀させていただきます。



4 合葬式墓地後方全景

鉄筋コンクリート造り、地上2階、地下1階
延べ床面積 506.35 平方メートル

地上2階 礼拝所 (左写真建物上部円形)

地上1階 収蔵室 (左写真建物中央部)

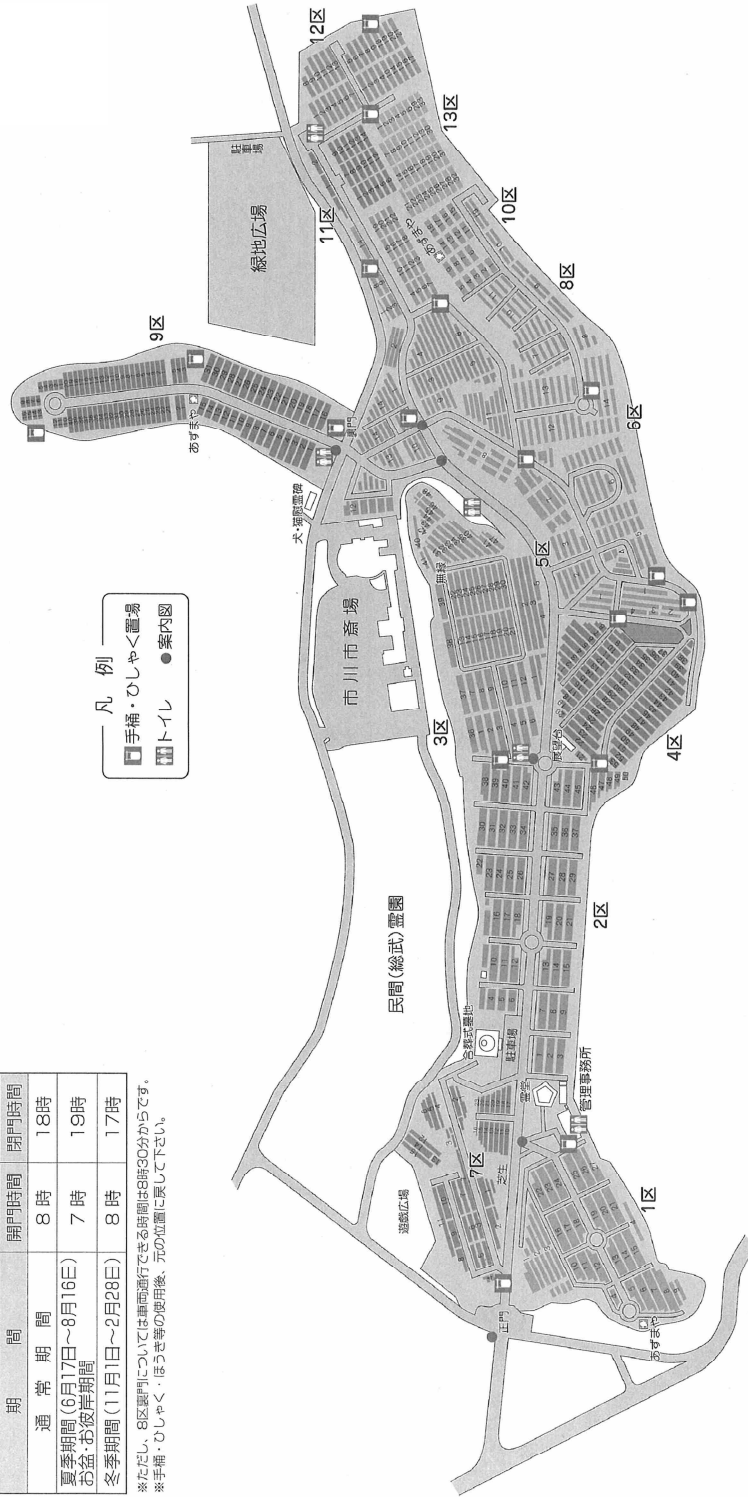
地下1階 収蔵室及び合葬室 (左写真建物下部)

市川市霊園案内図

開門・閉門時間

期間	開門時間	閉門時間
通常期間	8時	18時
夏季期間(6月17日～8月16日) お盆・お彼岸期間	7時	19時
冬季期間(11月1日～2月28日)	8時	17時

※ただし、8区裏門については車両通行できる時間は8時30分からです。
※手桶・ひしゃく・ほうき等の使用は、元の位置に戻して下さい。



市川市霊園管理事務所
市川市大野町4丁目248番地
TEL 047-337-5696

<参考資料>

